



# フランス第二帝政期における植民地と海軍

杉本, 宗子

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2014-03-25

(Date of Publication)

2015-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6009号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006009>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

平成 25 年 12 月 10 日

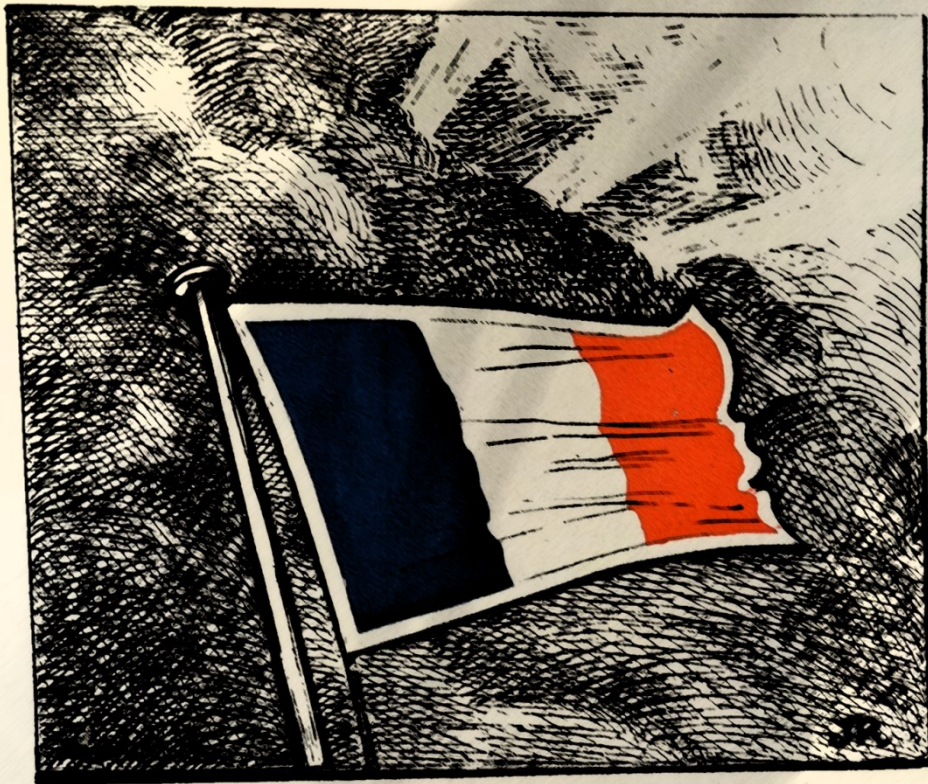
## フランス第二帝政期における植民地と海軍

神戸大学大学院人文学研究科博士課程

後期課程社会動態専攻

杉 本 宗 子

フランス第二帝政期における  
植民地の象徴として...



Le pavillon particulier de la Factorerie RÉGIS  
au Dahomey

## 目次

序章		1
第1章	西アフリカにおけるフランス植民地	5
第1節	フェデルブの植民地構想	7
第2節	イギリス植民地ガンビア	8
第3節	ガンビアのイギリスからフランスへの譲渡交渉から見る両国の戦略	11
第2章	フランスの海洋戦略	17
第1節	アルジェリア	17
第2節	ギアナ	19
(1)	1848年の奴隷解放以前のギアナ	21
(2)	奴隷制度廃止後のギアナ	23
第3節	極東	29
第3章	クリミア戦争	43
第1節	クリミア戦争の発端	43
第2節	対イギリス戦略 ―戦艦の進歩―	45
第3節	クリミア戦争の経験から艦船の近代化	49
(1)	1857年のアムラン報告	49
(2)	装甲	52
(3)	フランス海軍の輸送能力	54
第4節	艦隊の乗組員	55
第4章	海軍部隊 ―海軍砲兵隊・歩兵隊―	64
第1節	第二帝政期における海軍組織の変遷と問題の所在	65
(1)	第二帝政期までの海軍と海軍部隊	65
(2)	第二帝政期の組織改革と海軍部隊	67
第2節	海軍砲兵隊の変化	71
(1)	戦闘員としての砲兵隊	71
(2)	技術面の進歩とガーヴル委員会	73
(3)	砲兵局創設の意義	76
補章	商人から見た政策	82
第1節	商人主導の貿易 ―マルセイユ商人レジ兄弟―	83
第2節	政府主導の貿易航路	90
(1)	グランバッサム	90
(2)	ガボン	95
終章		99
史料・参考文献		101

## 序章

本論文は、第二帝政期という植民地拡大が戦略的に始まった原点といえる時期に焦点を当て、フランス植民地戦略とはいかなるものであったのか以下の三つの観点から分析する。第一は、経済的側面、すなわち貿易によって商業利益を享受できることを想定して、植民地に商館を建てたり、商人を誘致したりする戦略に焦点を当てる。第二に、外交政策的側面、すなわち植民地拠点確保に関する他国との軋轢の中で、妥協点を見つけるための駆け引きをどのように成したかに言及する。本論文では、第二帝政期に、圧倒的な力を保有していたイギリス海軍への対抗あるいは抑止と、従順あるいは配慮、という相反する姿勢を示した対イギリス政策を特に考慮しながら分析する。

第三に、この二つでは解釈できない戦略を、海洋覇権的側面から解決しようと試みた。18世紀以来イギリスは、ヨーロッパ諸国に対する防衛を海洋から考えていた<sup>1</sup>。フランスとスペインの両ブルボン宮<sup>2</sup>を抑えるために、イギリスはイベリア半島の南端にあり、アフリカ大陸に最も接近しているジブラルタル（Gibraltar）、そしてバルセロナ（Barcelone）の東に位置するミノルカ島（Minorca）を支配した。このようにイギリスはヨーロッパに対する防衛としての軍事基地や、貿易を守るための航路構築の目的で海の支配を強める、いわゆる海洋覇権へと舵をきっていった。フランスが海洋覇権を最初に実践したのが地中海を挟んで対峙するアルジェリアの植民地化である。従って長期的視野に立って、将来の植民地拡大や将来的な商業利益の確保を求めて、航路の開発および商業拠点や海軍基地の構築を行っている場合、この第三の観点であると解釈する。

ナポレオン戦争後、1814年のウィーン条約で、フランスの植民地は、1792年の状況に戻された。ルイ18世下では、植民地の再建が開始され、東地中海、カナダ・ニューファンドランド島の南部ミクロン島（Saint-Pierre-et-Miquelon）、インドの5カ所の商館、セネガルのサン・ルイ（Saint-Louis）とゴレ（Gorée）の商館、グアドゥループ（Guadeloupe）、マルティニク（Martinique）、ギアナ（Guyane）、イル・ブルボン（L'île Bourbon）が復活した<sup>3</sup>。しかし回復された植民地領域は全体で7000平方キロメートルしかなく、フランスは、植民地領域の広さで言えば、ヨーロッパ列強の中でイギリス、スペイン、ポルトガル、オランダに次ぐ第5位の地位に甘んじていた。そのうえ、フランスはそれらの領域を戦略的・商業的価値

<sup>1</sup> Simms, “Ministers of Europe: British Strategic Culture, 1714-1760”, Scott and Simms (ed.), *Cultures of Power in Europe during the Long Eighteenth Century*, Cambridge University Press, 2007, pp. 110-132.

<sup>2</sup> スペイン継承戦争後のユトレヒト条約でフランス王ルイ14世の孫フィリップがスペイン王を継承しフェリペ5世となった。

<sup>3</sup> Battesti, *La marine au XIX<sup>e</sup> Siècle, Interventions extérieures et colonies*, Paris, 1993, p.17.

値のあるものに変貌させるだけの海軍力も持っていなかった。

ナポレオン戦争による敗戦でほとんど崩壊していたフランス海軍の再建計画を示したのは、1818年12月から1821年12月にかけて海軍大臣の任に就いたポルタルであった。世界第一位の海軍を誇るイギリス海軍の脅威に対し、フランスの海上貿易を守るのに十分な海軍力を創ることを提唱した。当時の復古王政は、国益の中心に貿易利益の確保が不可欠であると判断したため、結果的に、海軍よりの決断が下され、フランス政府における歳出の実に6%にも及ぶ海軍予算を算出することが可能となった<sup>4</sup>。こうして、フランス海軍が再建される準備ができあがったと言える。

こうした財政面での充実に加え、戦力の観点に立てば、フランス海軍は、スペイン革命、東方問題の軍事行動にヨーロッパ列強国と共に参加することを通して、徐々に戦力を回復させていった。その結果、ナヴァリノ海戦では、イギリスやロシアと比較しても決して劣っていないほどまで海軍力が回復したのである<sup>5</sup>。このように、ナポレオン戦争による敗戦後、フランスは、ヨーロッパ列強の同盟に仲間入りしたことで海軍力を回復させたが、常に列強国に対して、特にイギリスに配慮して、行動することが求められていたため、その海軍力をもって、自らの思い通りに、植民地拡大に取り組むことが憚られる状況であった。

しかし、1830年7月5日のアルジェ侵攻によって、こうしたフランスの外交政策が一変した。バテスティは、このアルジェ侵攻の目的を、ナポレオンの栄光への郷愁を満たすためのはけ口であると共に、シャルル10世統治下、自由派が多数を占める政府に迫られ、国家再建の必要性を外国と民衆にアピールするための工作であると説明している<sup>6</sup>。しかし、フランス海軍は、ギリシャ独立のためにイギリス・ロシアとナヴァリノ沖で戦い、エジプト遠征を援護し、ギリシャの海賊行為を取り締まることを通じて地中海における海洋拠点の重要性を認識したからこそ、地中海を挟んでフランスと対峙しているアルジェを獲得する必要があったと、フランスの海洋覇権の側面から解釈するのが妥当であろう。

---

<sup>4</sup> このポルタルの勸告を参考にして、海軍省に当てられた予算は、1822年～1838年では年平均5900万フランであり、それはフランスの全予算の約6%になる。続く10年間には年平均10000万フランで、全予算の約7%が海軍省に充てられた。このように海軍予算額はポルタルの大臣就任中のみならず、それ以後も彼の提案を基準に組まれた。Baron Tupiner, *Considérations sur la Marine et sur son Budget*, Paris, Imprimerie royale, 1841, p. 11, cité de Battesti, *La Marine de Napoléon III: Une politique naval*, 2 vols, Service historique de la marine, 1997, p.17.

<sup>5</sup> オスマン朝からのギリシャ独立戦争でイギリス・ロシア・フランスの連合軍は人道的動機によってエジプト・トルコ艦隊とナヴァリノ沖で戦った(1827年)。連合軍の艦船の比較: フランス艦船8隻(大型艦船4隻、フリゲート船2隻含む)、イギリス艦船12隻(大型艦船3隻含む)、ロシア艦船8隻(大型艦船4隻含む)。このナヴァリノ海戦はフランス海軍復興の証明である。Battesti, 1993, *op.cit.*, p.21.

<sup>6</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p.21. 宮下は「政府はフランス国内に鬱積していた王政に対する不満をそらすためフランスとアルジェリアとの間の外交的緊張を利用した、つまり国内不満の《ガス抜き》効果を狙いアルジェリアへの軍事介入の準備をフランス単独で始めた」と説明している。宮下雄一郎「フランス海軍とパスク・ブリタニカ」田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、2006年、182頁。

地中海におけるフランス支配の拡大は、ジブラルタルを支配することにより地中海で絶大な力を保持するイギリスにとって、大きな障害となった。このことがフランスとイギリスとの関係に影響を与えた<sup>7</sup>。そこで、七月王政期において、フランスは、イギリスとの同盟を重視し、西アフリカのダホメなど、新しい植民地拠点の進出を許可しないことで、海外の利益を犠牲にすることもためらわなかった。そのことは、補章で見る商人の不満を生む結果となっていく。

このようにナポレオン戦争で孤立していたフランスは、再びヨーロッパの仲間入りを果たし、地中海ではアルジェリアを植民地化することにより海洋支配を確実なものとするのが出来はじめた。しかしながら、海軍のこうした急速な成長は、時として、場当たりのなものとなり、海軍機構の構築という観点で見れば、効率性も一貫性もないものであった<sup>8</sup>。そこで、第二共和制において大統領であったルイ・ナポレオンは、実際に改革することが出来なかったものの、海軍機構改革の必要性を理解していた。そこで、ようやく第二帝政期において、海軍機構の改革が実施されることとなった。つまり、ナポレオン 3 世の植民地構想と海軍作りへの準備は、第二共和制期ですでに整えられていったのである。

第二帝政期の植民地を検討する上で、考慮しなければならない点が 3 点ある。第一に、経済的観点である。従来の植民地研究は経済面に基礎をおいている。しかし、本論で取り上げた西アフリカのフランス植民地に関する諸問題に対しては、経済的観点からのみでは明らかにすることが出来ない動きが散見される。そこで、第二に、外交政策、特に対イギリス政策、そして第三に、海軍が行っている海洋覇権の概念を加えることにより、初めて総合的にフランス植民地政策を分析することが出来ると考える。近年、海に関する研究、海事史の分野が広がりを見せ始めている。本論は、植民地の研究に、経済・外交的側面・海洋覇権戦略からの考察を加えるだけでなく、国・海軍・商人という多様な立場からの考察を加えて検討することで、海事史に新たな軌跡を残すことを試みる。

本論の構成は 5 章からなる。第 1 章では、西アフリカのフランス植民地セネガルに焦点を当て、イギリス植民地ガンビアのフランスへの譲渡交渉を経済的側面から分析することの限界を示し、海洋覇権の側面からの分析が必要であることに言及する。第 2 章では、ナポレオン 3 世の植民地構想から、海洋覇権戦略に必要なアルジェリアとギアナを分析し、更に極東へと植民地を拡大したフランスの意図を検討する。第 3 章では、地中海、大西洋、そして太平洋にまで海洋覇権を確立していった最も大きな契機となったクリミア戦争について論じ、クリミア戦争が、フランスの海洋覇権戦略、海軍改革にどのような影響を与え

---

<sup>7</sup> フランス海軍の地中海での影響力増大にイギリスが警戒を強めた。宮下雄一郎、前掲書、182 頁。

<sup>8</sup> 本論文の第 4 章で述べる。

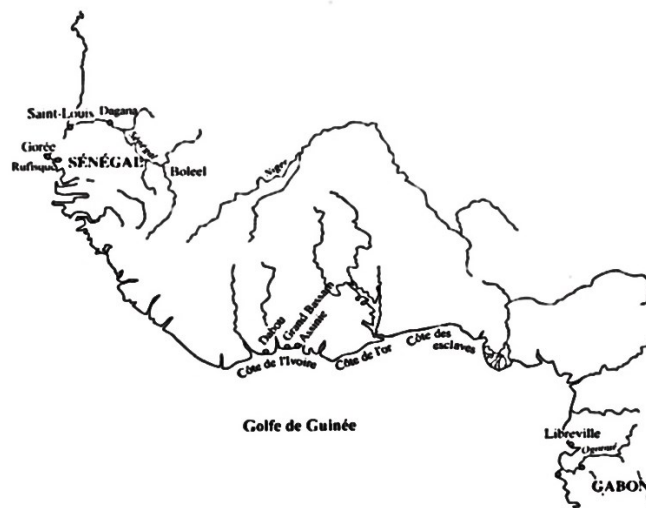
たのか分析する。第 4 章では、植民地防衛に特化された海軍部隊に焦点を当て、第二帝政期において、フランス海軍がどのように組織化されていったのか、その特徴を浮き彫りにする。補章では、マルセイユ商人レジに焦点を当て、西アフリカのギニア湾における彼らの貿易活動を通して、フランス植民地政策を検討する。最後に、終章で、総括と今後の展望に関して言及する。



## 第1章 西アフリカにおけるフランス植民地

第二帝政期（1852年～1870年）、植民地の領土はそれ以前の3倍に拡大された。西アフリカにおいては、第二帝政初期、植民地としてセネガル（Sénégal）とギニア湾（Guinée）沿岸のガボン（Gabon）、そしてギニア湾に散在する3ヶ所の商館を保持していた。ガボンは軍艦のための給炭基地・食糧補給基地としての役目を果していた。セネガルでは、沿岸沿いに3ヶ所の商館とセネガル川沿いに2ヶ所の作物集散所を持っていたが、植民地としての占拠は、沿岸あるいは川周辺の支配に過ぎず、内陸部にまで浸透しているとはいえない状況であった<sup>9</sup>。しかし、第二帝政末期になると、セネガルでは、内陸部へと占拠が浸透し、点ではなく面の支配といえるものへと変貌を遂げ、西アフリカ沿岸には商館の拠点が多く点在するまでになった（図 1.1-1.2）。このように、第二帝政期、西アフリカで植民地が大きく拡大した理由に、19世紀のフランスの産業成長を挙げることができる。商人たちは新しい市場や輸出港を見つけて国内の工業品を輸出するだけでなく、工業の発展に伴って原材料としても需要が増加した油性物質のパーム油・落花生を求めて西アフリカへ進出していったからである<sup>10</sup>。

図 1.1 第二帝政初期：西アフリカ植民地（セネガル、ガボン）と商館  
（[Battesti 1997: 979] に著者加筆）

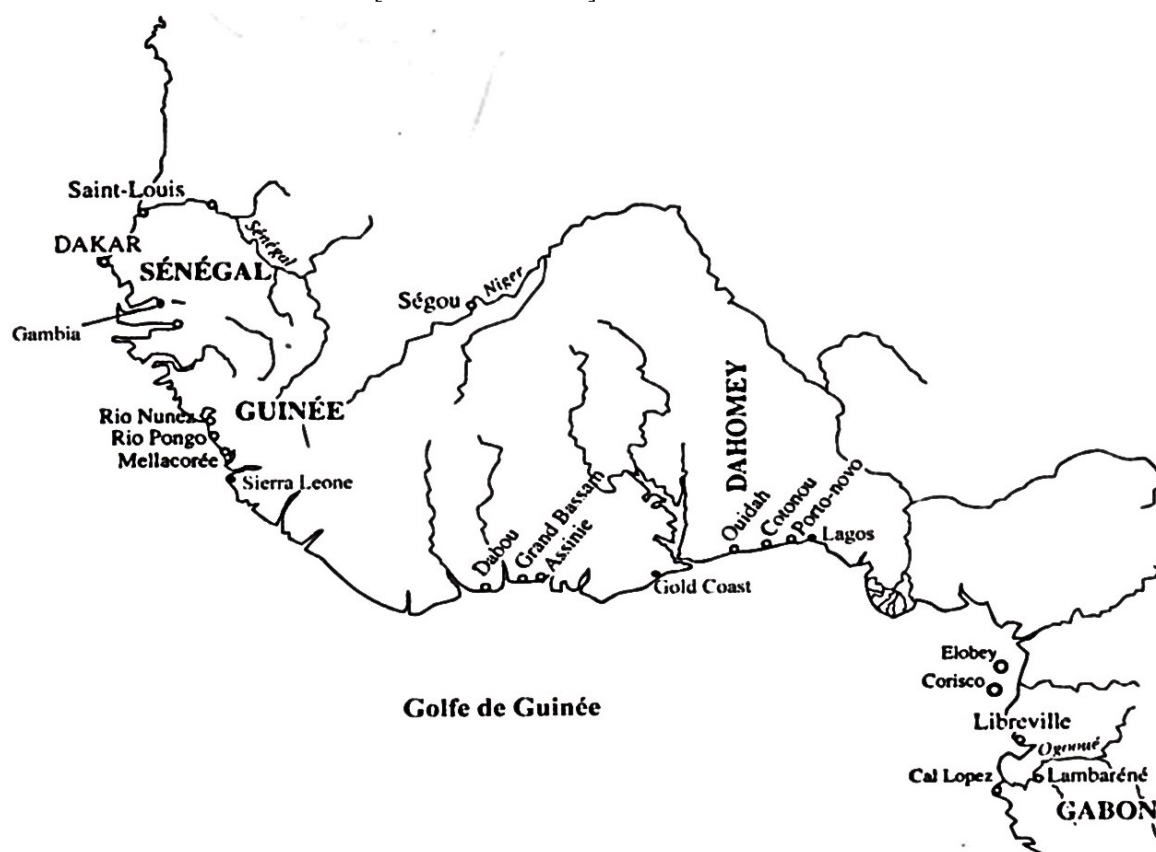


<sup>9</sup> セネガルの商館（Saint-Louis, Gorée, Rufisque）作物集散所（Dagana, Bakel）

<sup>10</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 976. その他にブヴィエとブリュションの説がある。アフリカでは植民地拡大は活発であったが、アフリカとの貿易は規模の小さいもので原料や食糧といった第一製品の輸入に依存したものであった。: J.ブヴィエ、権正康男・中原嘉子訳『フランス帝国主義研究』御茶ノ水書房、1974年。1820年から始まったギニア湾におけるイギリスのパーム油貿易の成功をきっかけに、フランスも西アフリカに進んでいった。: P.Pluchon, *Histoire de la Colonisation Française*, Fayard, 1991.

図 1.2 第二帝政末期：フランス植民地と商館（○）とイギリス植民地（●）

（[Battesti 1997: 979] に著者加筆）



この地域の植民地の研究史については、ハーグリーヴズ<sup>11</sup>、サン・マルタン<sup>12</sup>、ニューベリー<sup>13</sup>、グレー<sup>14</sup>らが代表的な文献として挙げられる。彼らは、主として、植民地とヨーロッパの関係、および植民地の領土拡大の過程に焦点を当てている。さらに、経済的側面に焦点をあてた研究として、イギリス本国の経済的側面から植民地を考察しているウィンチ<sup>15</sup>の古典的研究と、アフリカに焦点を当てて植民地拡大を商業利益と結び付けた竹内<sup>16</sup>の研究にも言及しておくべきだろう。しかし、既存研究の中に、海洋覇権の側面も含めた総括的な植民地戦略を論じたものはほとんどないといえる。そこで本章では、第二帝政期に行われたある事象、即ち、西アフリカにおけるイギリス植民地ガンビア（Gambia, Gambia）をフランスに譲渡するという交渉を取り上げ、この交渉の経緯を詳らかにすることで、経済的

<sup>11</sup> Hargreaves, *Prelude to the Partition of West Africa*, London, 1963.

<sup>12</sup> Saint Martin, *Le Sénégal sous le Second Empire, Naissance d'un Empire Colonial (1850-1871)*, Paris, 1989.

<sup>13</sup> Newbury and Kanya-Forstner, "French Policy and The Origins of The Scramble For West Africa", *Journal of African History*, Vol. 10, No. 2, pp. 253-276, 1969.

<sup>14</sup> Gray, *A History of the Gambia*, London, 1996.

<sup>15</sup> D. ウィンチ、杉原四郎・本山美彦『古典派政治経済学と植民地』未来社、1955年。

<sup>16</sup> 竹内幸雄『自由貿易主義と大英帝国、アフリカ分割の政治経済学』信評論、2003年。

側面のみでは明らかにできない動きが存在すること、そしてそれは海洋覇権的要素に起因することを明らかにする。具体的には、植民地セネガルの領土支配の基礎を築いたと言われるセネガル総督フェデルブ (Louis-Léon-César-Faidherbe) <sup>17</sup>が描いた西アフリカの植民地構想から発したガンビア取得の提案はどのようなものであったのか。そしてなぜ最終的に、このガンビアを取得できなかったのか、その理由を分析する。

## 第1節 フェデルブの植民地構想

フェデルブが植民地セネガルの総督に就任して先ず取り組んだことは、要塞を武装化したことである。つまり、武力によりセネガルの秩序安定と領土拡大を進めていった<sup>18</sup>。フェデルブは、ヨーロッパの海兵隊、セネガル人の騎兵、砲兵隊の小分遣隊、懲治隊の中隊、そして現地人召集兵からなるおよそ 4000 人の遠征隊を編成し、哨戒艇・蒸気推進の小型砲艦からなる小船団を指揮した。このような軍事行動は、アフリカの部族長や王国の主権者が強いた通商の際の手数料 (一種の関税メカニズムと考えられる) を失くすこと、そして現地の遊牧民や略奪者から落花生の耕作に従事する農民を守るためのものだったのである。しかし、フェデルブのこういった軍事支配に最も大きな障害になっていたのはイギリス植民地ガンビアの存在であった。ガンビアはフランス植民地セネガルに囲まれているという特徴により、フェデルブとの戦いに追われた敗者はガンビアを避難と後退の基地として利用した。その上、彼らはガンビア川を、火器を買うための市場としていた。彼らの存在は、フェデルブの軍事行動を長引かせる原因となっていた。それを防ぐために、フランスは、イギリスの協力なしではガンビアに侵入して彼らを攻撃できないのである。そこで、フェデルブは、ガンビアをイギリスから手に入れ、「一つのコンパクトな美しい植民地、セネガンビア」を創ることを目標にするようになった<sup>19</sup>。1863年、フェデルブは、二度目のセネガル赴任前に将来の西アフリカの植民地構想を皇帝に提出した<sup>20</sup>。「ガンビアを獲得することによって、コンパクトな植民地セネガンビアを組織することができる。セネガンビアを基盤として、ギニア湾に注ぐニジェール川の上流にフランスの権威を広げることが出来れば、ニジェール川の水路を経由してセネガルからギニア湾へのアクセスが可能になる。」この構想が実現できれば将来大きな貿易の利益につながるとフェデルブは考えたのである。彼は、ガンビアをイギリスから獲得することと交換に、ギニア湾にあるフランスの権威下の停泊地から撤退することを提案した。これらの停泊地は、フランスが課している関税や航行税

<sup>17</sup> 1854～1861年および1863～1865年セネガル総督。

<sup>18</sup> Battesti, 1997, *op.cit.*, p.505.

<sup>19</sup> Bouche, *Flux et Reflux(1815-1962), Histoire de la Colonization Française*, Fayard, Paris, 1991, pp. 44-50.

<sup>20</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p.127.

によって、イギリスの不満の対象となっていた。フェデルブは、たとえギニア湾沿岸の拠点も失っても内陸の川の交通路が貿易の発展に貢献するだろうという確信を持っていた。海軍・植民地大臣シャスルーローバ（Chasseloup-Laubat）は、フェデルブの提案を支持したが、この提案を皇帝にまで届けることはしなかった。この最も大きな理由は海軍の反対にある。海軍将校たちは、ギニア湾沿岸の拠点を広めて海洋の主導権を保持することを期待していた。特にギニア湾の停泊地のなかでも、ガボンからの撤退に対しては、有益な基地としていただけに海軍将校たちの抵抗は大きかった。ここに、フェデルブのような植民地の主導権、即ちセネガル総督、と海軍の間の認識の相違と対立が見られたのである。フェデルブは、植民地総督として、植民地の経済発展と、そのための秩序安定を最も重要な課題としていた。一方、海軍の目指すところは海洋の支配であった。従って、ハーグリーブズの言っている植民地拡大は植民地の主導権にすべて委ねられていたというのは、海洋に目を向けていない観点からの言説である。このフェデルブの構想をめぐる植民地の主導権と海軍の対立は、ハーグリーブズのような植民地の主導権からの観点、即ち経済的観点からでは解き明かすことができない。そこで、フェデルブがイギリスから確保したかったガンビアとはフランス、イギリス両国にとってどのような植民地であったのかを分析することによって、西アフリカで展開された両国の戦略を解き明かしたい。

## 第2節 イギリス植民地ガンビア

ガンビア植民地に関しては、西アフリカのイギリス植民地ガンビアあるいは他の西アフリカのイギリス植民地から本国イギリス植民地省への議会報告書、Blue Book いわゆる BBを使用する<sup>21</sup>。これは毎年、植民地総督からイギリス本国植民地省の植民地大臣宛に送られる植民地政府の議会報告書である。1年間の歳入、歳出、貿易状況、教育、公共事業など植民地に関わるすべてが報告されている。

フランス植民地セネガルに囲まれているイギリス植民地ガンビアは、イギリスが西アフリカに所有している4植民地<sup>22</sup>のなかで、最初にイギリスの権威下に置かれた植民地である。1587年以來、ガンビアはイギリス君主の各種の特権により通商が可能になり、貿易保護のために軍事停泊地としての役目も果していた<sup>23</sup>。一方フランスは1678年～1679年にかけてガンビア川河口25マイル上流のジェームス島の右岸に位置するアルブレダ（Albreda）に商館を建て、アルブレダを拠点に通商を始めた。従って、ガンビア川沿いにイギリス、フラ

<sup>21</sup> Blue Book (B.B.), 1847, quoted by *British Parliamentary Papers*, Shannon Ireland, 1970.

<sup>22</sup> ガンビア、シエラレオーネ(Sierra Leone)、ゴールドコースト(Gold Coast)、ラゴス(Lagos).

<sup>23</sup> Gray, *op.cit.*, p. 411.

ンス両国が貿易活動をしていたのである<sup>24</sup>。

19 世紀になりそれまで奴隷貿易で発展していた西アフリカの状況は大きく変化した<sup>25</sup>。1820 年以降奴隷貿易に替わり、ゴールドコーストを中心にパーム油がヨーロッパの船長とアフリカの現地仲買人の間で、ヨーロッパの商品と交換されていた。工業の発展に伴ってイギリスでは潤滑油として使われていたパーム油の需要が高くなり、それに伴ってパーム油貿易が発展していった。このイギリスのパーム油貿易の成功をきっかけに、1838 年、フランスも商業調査を行い、西アフリカに商業的利益のための植民地を拡大していくようになった。ゴールドコーストにおいては 1842 年末には、3 ヶ所の要塞化された海外商館を建設し、海軍士官あるいは海上治安隊の士官が指揮官として配置され、貿易の安全を確保していた。

ガンビア川は特に奴隷貿易で発展していたが、奴隷貿易禁止以後、イギリスは、その監視のためにガンビア川河口に位置するバサースト (Bathurst) に海軍基地を建設した。1840 年以來、ガンビア川そして更に南に位置するカサマンズ川では、落花生貿易が爆発的に発展し、熱帯油性物質として注目されるようになり、ガンビアは、最も活発な落花生貿易の拠点となった<sup>26</sup>。落花生油からは白い石鹼が作られるという理由で、特にフランスに好まれた油性物質であったため、これらの落花生は殆どフランス市場に向けられた。1857 年 1 月～6 月のバサーストから輸出された落花生の国別の輸出量を比較すると、フランスの占める割合が 85% に上っている (表 1.1) <sup>27</sup>。

---

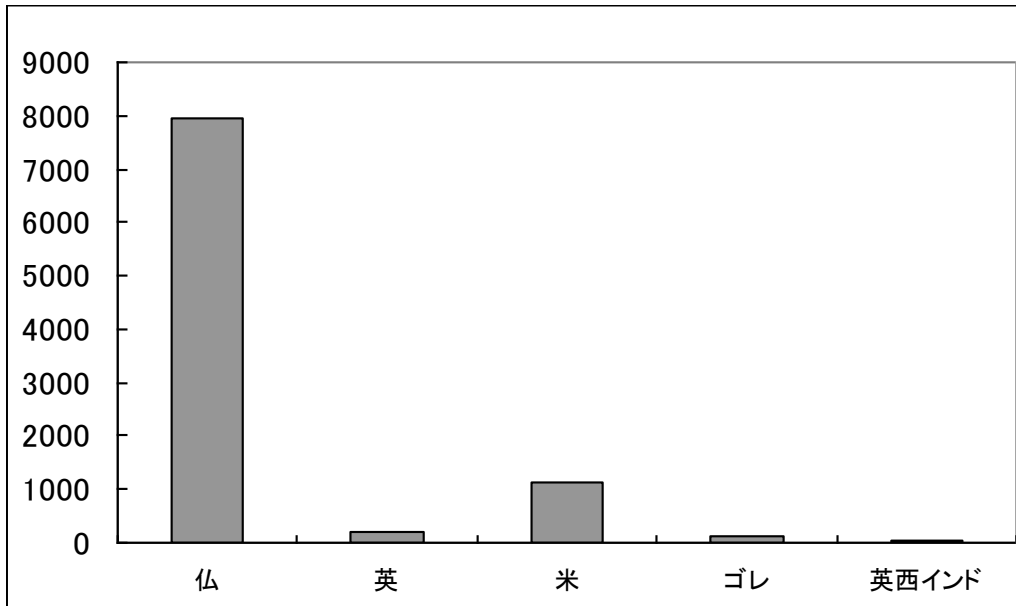
<sup>24</sup> ガンビアに存在する飛び地であったアルブレダでは、ガンビアでの税を免除され、密輸も含めて、フランス商人は大きい利益を獲得していた。しかし 1857 年 3 月 7 日、イギリス君主とフランス皇帝の間で協定が締結された。イギリス君主は、セント・ジョン川 (St. John) (フランス植民地セネガルより北) の河口ポンテンディック (Pontendic) の入り江とその要塞への貿易の権利をフランスに譲り、皇帝はアルブレダにあるフランスの会社や商館をそれが持っている権利と共にイギリスに譲るという協定が締結された。この法案により、ガンビアにおけるイギリスの貿易は広がり、密輸取引は根絶され、公正な競争による取引がガンビアで展開されることが期待された。Saint Martin, op. cit., p.96. ; Blue Book (B.B.), 1856, 1857. quoted by op. cit..

<sup>25</sup> 1815 年奴隷貿易がイギリス、フランス、アメリカで禁止され、1835 年にはイギリス帝国全域に奴隷制が禁止された。イギリスはスペイン、オランダ、ポルトガル、ブラジルなどと条約を結び、奴隷貿易に携わっている疑いのある商船をイギリスの軍艦により臨検しうる権利を持ち、結果的に諸外国から航海上の権利・自由を奪っていた。横井勝彦『アジアの海の大英帝国』講談社、2004 年。

<sup>26</sup> 1848 年のガンビアの輸出総額 £ 152,083 のうち落花生は £ 103,778 で、全輸出の 2/3 以上を占めている。B.B., 1848, quoted by op. cit..

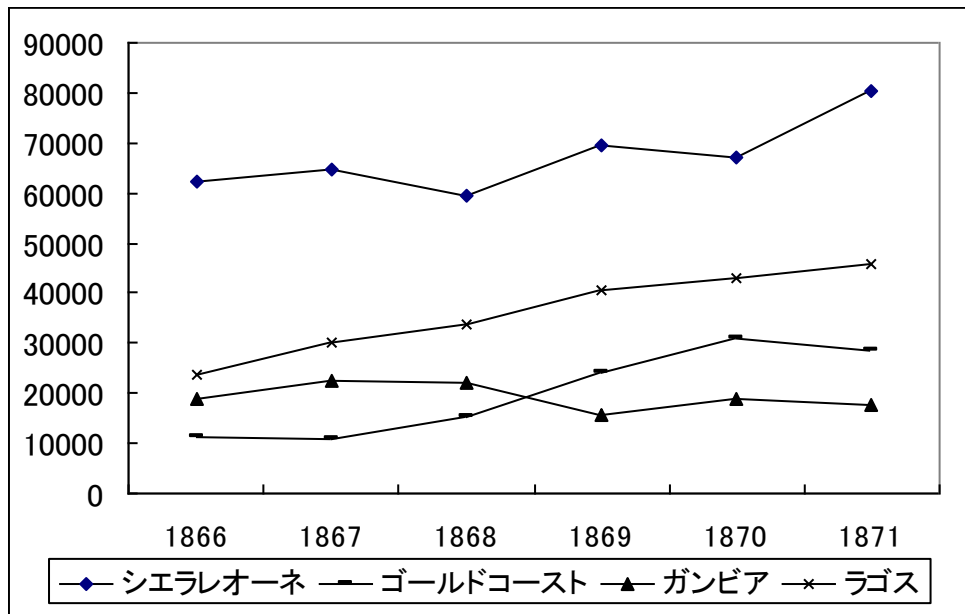
<sup>27</sup> B.B., 1856, quoted by *Ibid.*

表 1.1 落花生の国別の輸出量（トン）



しかし、落花生貿易も常に安定した利益を上げていたわけではなかった。西アフリカのイギリスの 4 植民地の経済状況を比較して分かるように、ガンビアの貿易状況は最下位に傾いている。従って、ガンビアは決してイギリスにとって重要な植民地の位置を示していない（表 1.2）<sup>28</sup>。

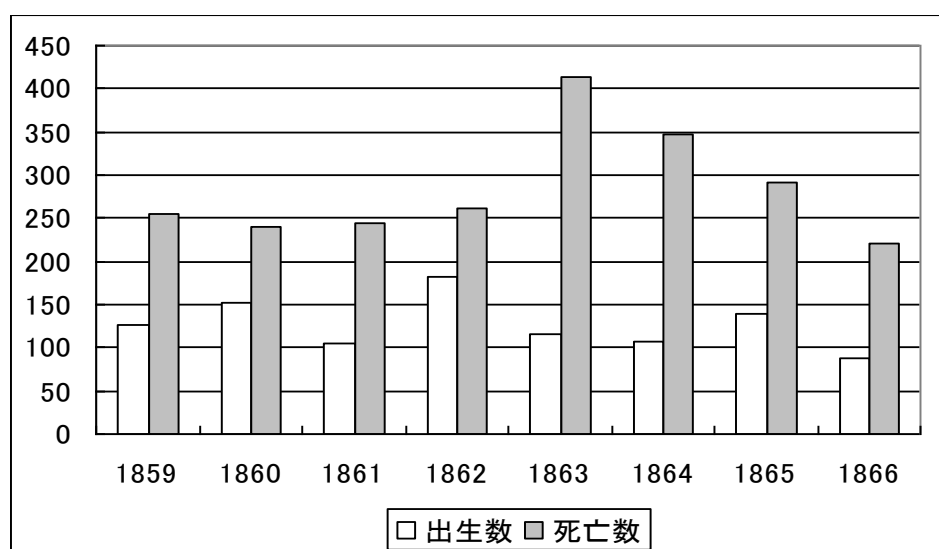
表 1.2 1866 年から 1871 年の 4 植民地の収入額の比較（£）



<sup>28</sup> B.B., 1871, quoted by *Ibid.*

このような貿易停滞の最も大きな原因は、ガンビア川沿岸の部族国家間の争いである。フランスの軍事制圧によって、ガンビアに追い詰められた現地部族がこの争いに拍車をかけていた。また、定期的に襲ってくる伝染病の流行も部族の争いと同様に貿易にとって大きな弊害となった。1859年から1866年のバサーストにおける出生数と死亡数を比較すると、このような争いや伝染病によって常に死亡数が出生数を上回っていた（表 1.3）<sup>29</sup>。

表 1.3 1859年～1866年の出生数と死亡数



このようにガンビアは、商業的にイギリスに貢献しているとは言い難く、その上秩序混乱による軍の出動のための出費で、常にイギリス議会の不満の的になっている植民地であった。

### 第3節 ガンビアのイギリスからフランスへの譲渡交渉からみる両国の戦略

1860年1月27日、イギリスとフランスの間で結ばれた英仏通商条約は、両国の関税の不公平による不満が和らいだだけでなく<sup>30</sup>、西アフリカにおけるイギリスとフランスの関係にも良い影響を及ぼした<sup>31</sup>。すなわち、植民地貿易のための安全確保の協力が両国の間で約束されたのである<sup>32</sup>。この両国の友好関係の中で、イギリス植民地ガンビアをフランスに譲渡す

<sup>29</sup> B.B., 1865, quoted by *op.cit.*.

<sup>30</sup> 1860年の英仏通商条約では、イギリスは有税品を419品目から48品目に減らしたが、フランスは最高税率の制限規定を設けるなどイギリスとフランスの間には、関税率にかなりの差があった。朝倉弘教『世界関税史』日本関税協会、1983年、265頁。

<sup>31</sup> ガンビア総督ダーシーが植民地省へのBBの中で、「この条約は植民地の歴史の中では今までにない出来事である。」と述べているように、関税による不公平や奴隷貿易廃止に関する温度差などによるイギリスのフランスに対する不満が薄まったことが推測できる。B.B., 1860, quoted by *op.cit.*.

<sup>32</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p. 108.

るといふ提案が、ガンビア総督からイギリス政府に出された<sup>33</sup>。その背景には、1859年に発生した22年来の伝染病の大流行があった。落花生の収穫にも支障をきたしたばかりでなく、落花生貿易に関わっている現地人トレーダーや本国イギリスの資本家の委託商人は伝染病の犠牲となり、ガンビア川貿易が大きな混乱の中に投げ出された。この伝染病の大流行でおこった混乱のために、ガンビア政府はイギリス本国に緊急の軍の増加の要請をし、植民地も100人の砲兵隊を準備し、イギリス本国の駐屯部隊の力強い補助をした。当時のガンビア総督ダーシーはこの伝染病による混乱について、「(この混乱に乗じて起こった)無益な戦争を防ぐために、素早いそして熱心な調停が必要であり、そうすることによって安全に産物がガンビア川を下って河口まで運ばれるという現状に、今ガンビアが立たされている。このような政策が続けられるとしても、ガンビアが西アフリカ海岸で商業的重要性という点でイギリスのもっとも価値ある植民地として位置づけられるだろうと考えるのはあまりにも楽観的な考えである。<sup>34</sup>」と述べているように、伝染病の流行による秩序の混乱は、ガンビアでの貿易に大きな影響を与えていたばかりでなく、植民地ガンビアを保持することに対する疑問へと発展していったのである。

ガンビア総督は、ガンビアをフランスに譲渡する交換にフランス植民地ガボンを獲得するという提案をしていた。イギリスにとって、フランスの軍艦の寄港地を獲得することによってフランスの植民地拡大の脅威を弱め、同時にフランスの海洋支配を弱めることができる。こういったイギリス側の思惑を認識したからこそ、フランス艦隊の司令官たちは抵抗したのである。しかし、イギリス政府は、このガンビア総督の提案であるガボンより商業価値のあるフランスの貿易拠点メラコレ川(Mellacorées)を主張した<sup>35</sup>。メラコレ川はイギリス植民地シエラレオーネに隣接し、1860年代から落花生貿易で成長していた地域である。1865年の部族長の継承戦争をフランス海軍が鎮圧し、フランスの保護領となった植民地であった<sup>36</sup>。このメラコレ川をイギリスが獲得するという事は、商業利益はもちろんのこと、フランスのシエラレオーネへの拡大を防ぐことにもなるのである。最終的に1870年3月ガンビアとメラコレ川の交換が両国で同意され、その準備に入った段階で、この交渉は、イギリス側から打ち切られた。ハーグリーヴズは、この理由をガンビアの原住民やガンビアに拠点を置くイギリス商人の反対としている<sup>37</sup>。しかし、この交渉の不成功は原住民のイギリス帰属への志向や商人の経済的理由からのみ起因しているのだろうか。ここに、1870

<sup>33</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p. 136.

<sup>34</sup> B.B., 1859, quoted by *op.cit.*.

<sup>35</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p. 140.

<sup>36</sup> 落花生貿易の発展している南の川にあるメラコレ川については、そこで貿易活動をしているボルドー商人により貿易の安全確保のために基地の建設の要請があった。しかしフランス政府は、イギリス植民地シエラレオーネに近いことでイギリスを刺激し、また小さな商業グループの要請であるという理由でこの要請を拒否した。まもなく1865年の激しい部族長の継承戦争のため、フランスは軍事行動によってメラコレ川に主権を獲得し、軍事基地を建設した。Hargreaves, *op.cit.*, p. 131.

<sup>37</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p. 164.



年7月15日イギリス上院議会で取り上げられたガンビア譲渡問題の討論を検討し、真の理由が何であったかを分析したい。

### イギリス上院議会におけるガンビア譲渡問題についての討論

1870年7月15日、イギリスの上院議会においてマンチェスター商人の利益を代表する上院議員マンチェスター公(The Duke of Manchester)とイギリス政府の植民地政策を実行していた前植民地大臣グランヴィル伯<sup>38</sup>(Earl Granville)との間で行なわれたガンビア譲渡についての討論<sup>39</sup>から、ガンビアが、フランスとイギリスにとってどのような位置づけをされていたのか。そして、両国のガンビア保持に対する真の目的は何であったのかを検討する。

**マンチェスター公の発言：**女王の大権の不当な行使を巻き込んでいるように思えるので、植民地大臣の言及している取引は非常に重大な問題である。イギリスの支配権の一部をフランス皇帝に譲ることが意図されていると理解する。これは容易なことではないことを希望する。なぜなら、グランヴィル伯が、「我々は、予期しなければならない。」と言った悲しい出来事が今まさに起ころうとしているなら、大きな可能性のある港であり、石炭を補給するためには好都合の位置にあり、そういった港を我々同盟国のうちの一国と戦争した国に手渡すことはできないし、中立政策の違反ともなる。ガンビア植民地は我々にとって重荷ではなく、戦時には非常に重要である。ガンビア川は、航行に障害となる砂州がなく、海岸線が河口のみに開かれて完全に陸地に囲まれていて、石炭の補給基地として使われている。フランスがガンビアを手に入れたいたいと思っているのと同様に我々もガンビアを保持したいと思っている。その上、我々はガンビアの領土の住民の同意なしに他の支配にガンビアを譲渡すべきではない。政府は議会の承認なしにイギリスの領土を減らすべきでない。本国より遠くにあるイギリス領土についてもガンビアのような石炭基地として重要なところを譲渡するという問題については情報を求めなければならない。ガンビアの住民は、自らの動機で署名した嘆願書を植民地省に送付した。これはガンビアがフランスに手渡されることに反対する抗議の嘆願書である。年間の植民地の主な経費は、イギリス人役人の報酬 10000 ポンドと住居費 2000 ポンドである。ガンビアの収入はそれらの出費を超えるものであり、今年 7000 ポンドの余剰金があったので、

<sup>38</sup> 1870年6月まで植民地大臣。

<sup>39</sup> *Hansard's Parliamentary Debates, 3rd Series* :commencing with the accession of William N, 33° & 34° VICTORIA, 1870.

ニュージーランド公債にそのいくらかを投資した。住民はガンビアをフランスに譲渡されなくて、イギリス植民地として保持されることを望んでいる。なぜなら彼らの貿易にとって、ガンビアがフランス人支配下にいるべきでないことが非常に重要である。フランス人は、ガンビア海岸のすべての地域からイギリスの貿易を追い払っている。フランスの支配下に置かれたならば、西アフリカ海岸における我々の貿易が発展しないだろう。しかし、今ガンビアの貿易は減少していないのは確かである。ガンビア川はアフリカ西海岸で最も良い川である。このガンビア川を我々の手中に維持しておけば、海軍の戦いの場合、非常に有用である。イギリス政府はもとよりフランスあるいは他のいかなる国にとっても、そのような重要な位置を決して諦めないだろう。したがって、計画されている譲渡は、我々の植民地を放棄することに向かう第一歩かもしれないことを恐れる。ガンビア譲渡に関しての説明を議会にすることを求める。

**グランヴィル伯の発言：**女王の大権が申し立てられたが、まだ行使されていない。なぜなら、フランスとの交渉の初期に、議会の同意なしに何事も完成されないと、我々はフランスにはっきりと主張した。マンチェスター公が、ガンビアは戦争の場合には非常に有利である、と言っている。しかし、戦時にどのような使い道があるのか分からない。あるとすれば海軍のための海員の確保であるが、ガンビア以外の世界中から確保できる状況にある。ガンビアの貿易について、マンチェスター公は間違った情報を知らされている。貿易は確実に減少し、昨年の収入は経費を下回るものであった。今年約束されている余剰金については信用することは出来ない。フランスの貿易は着実に増加しているのに対して、我々の貿易は着実に縮小している。我々の貿易は主にパーム油と象牙であるが、フランスの貿易はガンビアの産品落花生である。フランス人の管理の下で落花生の貿易を遂行してはいけない理由がない。ガンビアに属している船隻数や積荷のトン数は、我々の国のような大海洋国にとって、余りにも少ない。ガンビアには 30 人から 40 人のヨーロッパ人が居住している。有害な気候やあらゆる悪環境の中に王の役人を送り込んでも無駄である。気候が原因の死亡者は、他の植民地に比べて最も多い。それまで 75000 ポンドの輸出額は、昨年は 25000 ポンドに減少した。600 人の現地人の署名を集めた嘆願書については、同じ筆跡で署名されているように思われる。酒店の経営者に任せられたと聞いている。それゆえ、嘆願書を決定的な証拠と見なすことはできない。フランスにとって、セ

ネガル植民地を繁栄させるためにガンビアは大きな利点であるが、我々の国にとって、ガンビアはいかなる埋め合わせの特性もなく完全に重荷である。

マンチェスター公にとってガンビアの必要性は、第一にガンビアが海軍の戦略的な位置に存在していることである。ガンビアは西アフリカのイギリス植民地の中で最も西に位置し、イギリス本国からアフリカにアクセスできる最初の拠点となっている。それゆえ、蒸気船にとっての重要な石炭補給基地ともなっている。このガンビアをフランスに譲渡するということは、イギリス本国→ジブラルタル→ガンビア→ギニア湾の他のイギリス植民地という貿易航路がフランス植民地セネガルの長い海岸線によって切断されることになる。一方フランスはセネガルのダカールに海軍工廠も併設された本格的海洋基地を 1866 年に設置し、セネガルの沿岸防衛だけでなく、南アメリカのフランス植民地ギアナに向けた航路（海洋覇権）を念頭においた策をとっていた。したがって、もし仏英の間の戦争となれば、ギニア湾に沿ったイギリス植民地は、本国イギリスから孤立する危険性に直面する。平時においても孤立した商業拠点はやがてフランスの手に渡ってしまうのではないかという恐れがある。マンチェスター公は、西アフリカでの海洋覇権に重要な要となっているガンビアを手放さないために、経済面、社会面からのガンビアの健全性、つまりイギリスにとって決して問題の多い植民地ではないことを訴えたのである。特に、ガンビア住民の嘆願書<sup>40</sup>を取り上げて、このことを説得しようとした。つまり嘆願書には、「我々（ガンビア住民）はイギリス国民である。市民軍や、警察への登録により植民地の保護を引き受ける用意がある。一般経費削減のため必要な税を払う容易がある。セネガルのフランス商社のやり方を嫌っている。」と書かれてあった。ガンビア住民にとってガンビアはイギリスであり、自分たちの力で管理し防衛することを決意している主旨が伺える。その上、フランスの支配下になることへの嫌悪感まで表している。

マンチェスター公の発言に対し、グランヴィル伯は、全面的に反論した。最も強調したことは、ガンビアの経済面であった。ガンビアの主要産品である落花生貿易はフランスが優位にあり、そして厳しい気候による社会不安からくる貿易額の減少、すなわち関税収入の減少で、ガンビアの維持には軍の力と経済的援助は免れない。このようなガンビアの状況を、フランスに譲渡することの根拠にした。グランヴィル伯はガンビアの戦時の重要性についてマンチェスター公よりは楽観的な見解を述べている。圧倒的な海軍力を持つイギリスにとって、セネガルの長い海岸線、そして南アメリカとセネガルの海洋覇権戦略線は

---

<sup>40</sup> Gray, *op.cit.*, p. 437.

平時・戦時ともに脅威にはならない。その上、ガンビア住民からなる海軍の海員を当てにしなくとも戦時には世界中から海員を集めることが出来ることを付け加えている。

## 総括

マンチェスター公とグランヴィル伯の討論は、対フランス戦略の視点からいえば、イギリスの植民地政策がどのようなものであったか、明らかにしてくれる。イギリス側からすれば、ガンビアの秩序維持のために軍や役人の経費が貿易による収入を超えることは、商業利益を重視する植民地政策には適っていないが、海洋覇権上少しでもフランスより劣勢となることはなんとしても避けなければならないと考えていたと推察される。彼らの討論から、イギリスにとっての最大の危惧は、西アフリカにおける貿易と海洋の主導権の喪失であることが明らかとなったわけである。このガンビア譲渡交渉は、19世紀中葉に行われた単なる一植民地の譲渡問題ではなく、フランス・イギリス両国にとって、西アフリカの海洋と貿易の主導権に関する雌雄を決する重要な問題だったといえよう。

ガンビア譲渡交渉失敗の要因を探るには、ハーグリーヴズの経済的側面や社会的側面からの分析だけでは十分といえない。イギリスの上院議会でなされた討論からも分かるように、植民地の必要性を総合的に分析するためには、両国の海洋覇権、そして戦略実行部隊である海軍の立場からみた植民地戦略とは何か、という点にまで研究の範囲を広げなければならないことが明らかとなった。そこで次章では、第二帝政におけるフランスの海洋覇権戦略とはどのようなものであったのかを検証する。

## 第2章 フランスの海洋覇権戦略

ナポレオン 3 世が引き継いだ植民地は、すべての大陸に散在する広域をカバーしたものであったが、北アフリカのアルジェリア (Algérie) を除くと、経済的・戦略的に価値の小さいものと評価されていた<sup>41</sup>。その結果、皇帝は、「このように散在する植民地は、平和時ですら費用がかさむ。将来の資源確保の観点では必要かもしれないが、フランスの繁栄を他国に示威する代わりにフランスを弱体化させかねない。将来の商業的利益と戦争基地の確保という点で考えれば、北アフリカのアルジェリアと南アメリカのギアナ (Guyane) のみが必要となるだろう。」と述べ、七月王政の無計画な植民地政策を非難すると同時に、自らの植民地に対するビジョン、即ち、植民地の選択と集中の必要性を示した<sup>42</sup>。つまり、フランスを取り巻く地中海と大西洋に目を向けた提示であった。

しかし、1854 年に始まったクリミア戦争は、皇帝のビジョンを変革させるに足る出来事であった。この経験は、皇帝に、外交的配慮としてイギリスに協力することが不可避であることを痛感させると同時に、イギリスに追随しなければ植民地獲得競争において劣勢にならざるを得ないと考えさせるようになった。そこで、イギリスが、極東に至るまで、世界的規模で植民地を拡大させていく中、皇帝は、以前のビジョンを変更し、同盟国として、イギリスに追随して極東に至るまで進出していくことになる。そこで本章では、第二帝政期でナポレオン 3 世が必要とした植民地アルジェリアとギアナは、フランスの海洋覇権戦略にとってどのような役割を果たしているのか (図 2.1)<sup>43</sup>。そしてクリミア戦争と同時進行していた極東への進出についてもあわせて分析することにしよう。

### 第1節 アルジェリア

イギリスの海洋覇権戦略の中で、19 世紀には地中海ではジブラルタル、マルタ島 (Malte, 1815 年)、スエズ運河 (Canal de Suez, 1869 年開通、1875 年イギリス支配) がイギリスの支配下に置かれていた。その結果、フランスは地中海の中でイギリスに完全に封じこめられていた形となっていた。そうした状況の下、フランスは 1830 年 7 月にアルジェ (Alger)

<sup>41</sup> アジア (Pondichéry, Karikal, Yanaon, Mahé, Chandernagor), アフリカ (セネガル, 西海岸の商館, Réunion, Mayotte, Nosy-Be, Saint-Marie-de-Madagascar). アメリカ (Martinique, Guadeloupe, Guyane, Saint-Pierre-et-Miquelon), オセアニア (Tahiti, îles Marquises).

<sup>42</sup> *Loeuvre de Napoléon III*, Paris, Amyot, 1854, p. 4.

<sup>43</sup> 杉本宗子「フランス第二帝政における海軍と植民地—西アフリカを中心に—」神戸大学大学院人文学研究科海港都市研究センター『海港都市研究』第 4 号、2009 年、120 頁。

を征服し、アルジェリアを植民地化した。その結果フランスは地中海を挟んで両側の海岸線を広げたことになる。フランスは、アルジェリアを植民地化することによって初めて地中海における海洋覇権戦略に参加できたのである。1838年10月には、それまでのレヴァント艦隊とアフリカ艦隊を一体化し、地中海に面している軍港ツーロン（Toulon）を基地とする地中海艦隊が編成され指揮・統制の一体化が図られた。フランス＝アルジェリア間の貿易のために地中海の重要性が増すにしたがって、海軍は貿易航路の安全確保を最大の任務とするようになった<sup>44</sup>。

図 2.1 フランスの海洋戦略：フランス支配（○）とイギリス支配（●）



第二帝政期、ナポレオン 3 世は、フランスの海軍力を強化するために造船・武装化・修理に責任を負っている海軍工廠の近代化を図った<sup>45</sup>。フランスには海軍工廠を備えた軍港は

<sup>44</sup> 宮下雄一郎「フランス海軍とパスク・ブリタニカ」田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、2006年、177-204頁。

<sup>45</sup> Battesti, 1997, *op.cit.*, pp. 539-540.

5ヶ所<sup>46</sup>あり、地中海に面している軍港はツーロン（Toulon）のみである。第二帝政の初期から、この軍港ツーロンはフランス海洋覇権戦略にとって最重要視され、1857年に水利施設としてツーロンに当てられた予算額は5ヶ所の軍港では最も多い37,2%であった。このことからみてもナポレオン3世は植民地アルジェリアを地中海の海洋覇権の戦略的基地としてそして商業的に価値のあるものとみなしていたことは明らかである。

また、第二帝政期では工業の発展に伴い、フランス国内の鉄道網が画期的に発展した<sup>47</sup>(図2.2)。1860年代になると、フランス国内の各軍港は鉄道網で結ばれ、海軍の人・物の移動が陸路でも可能になったのである。商業的にも沿岸と内陸都の距離が狭まり、貿易港の発展にもこの鉄道網は大きく貢献した。

ナポレオン3世が目指した植民地の方向性の一つであるアルジェリアは、地中海の海洋覇権戦略の強化と共に商業的にも、フランスにとって最も重要な植民地の一つとなったと考えられる。

## 第2節 ギアナ

ナポレオン3世が重視した南アメリカの植民地ギアナの海洋覇権上の位置を考える際、フランスと南アメリカの中間に位置する西アフリカが海洋覇権戦略上どのような役目を果たしていたのかを概観する必要がある。1835年の奴隷貿易廃止以来、西アフリカでは1837年から奴隷貿易の監視を口実に、西アフリカ沿岸の指揮官であったヴェ（Boué Willaumez）は、ギニア湾沿岸の現地の部族長たちと同盟条約を結び、要塞化された商館の建設計画をたて政府に提案した。一方、イギリスはパーム油を求めてギニア湾での貿易を発展させていた。イギリスのパーム油貿易の発展に追随する形で、七月王政のルイ・フィリップは、1842年12月の法令でガボン、グランバサン（Grand-Bassam）、アシニ（Assinie）<sup>48</sup>の商館建設に多くの予算を決議し、ギニア湾でのパーム油貿易に期待した。その結果、海軍将校たちは、商人たちの商業活動を支援するためギニア湾で寄港地獲得に乗り出した。1849年には、自由化された奴隷の植民地として、そして軍艦のための給炭基地・食糧補給基地として沿岸にガボンが建設され、ギニア湾の寄港地の安全確保に努めた<sup>49</sup>。第二帝政期になると、アルジェリアが軍事行動によって治安維持と領土拡大に成功したことに誘引されて、セネガルも、同様に軍事支配によって政治を安定させて植民地を拡大していく政策がとられた<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> Cherbourg, Brest, Lorient, Rochefort, Toulon.

<sup>47</sup> Battesti, 1997, *op.cit.*, p. 613.

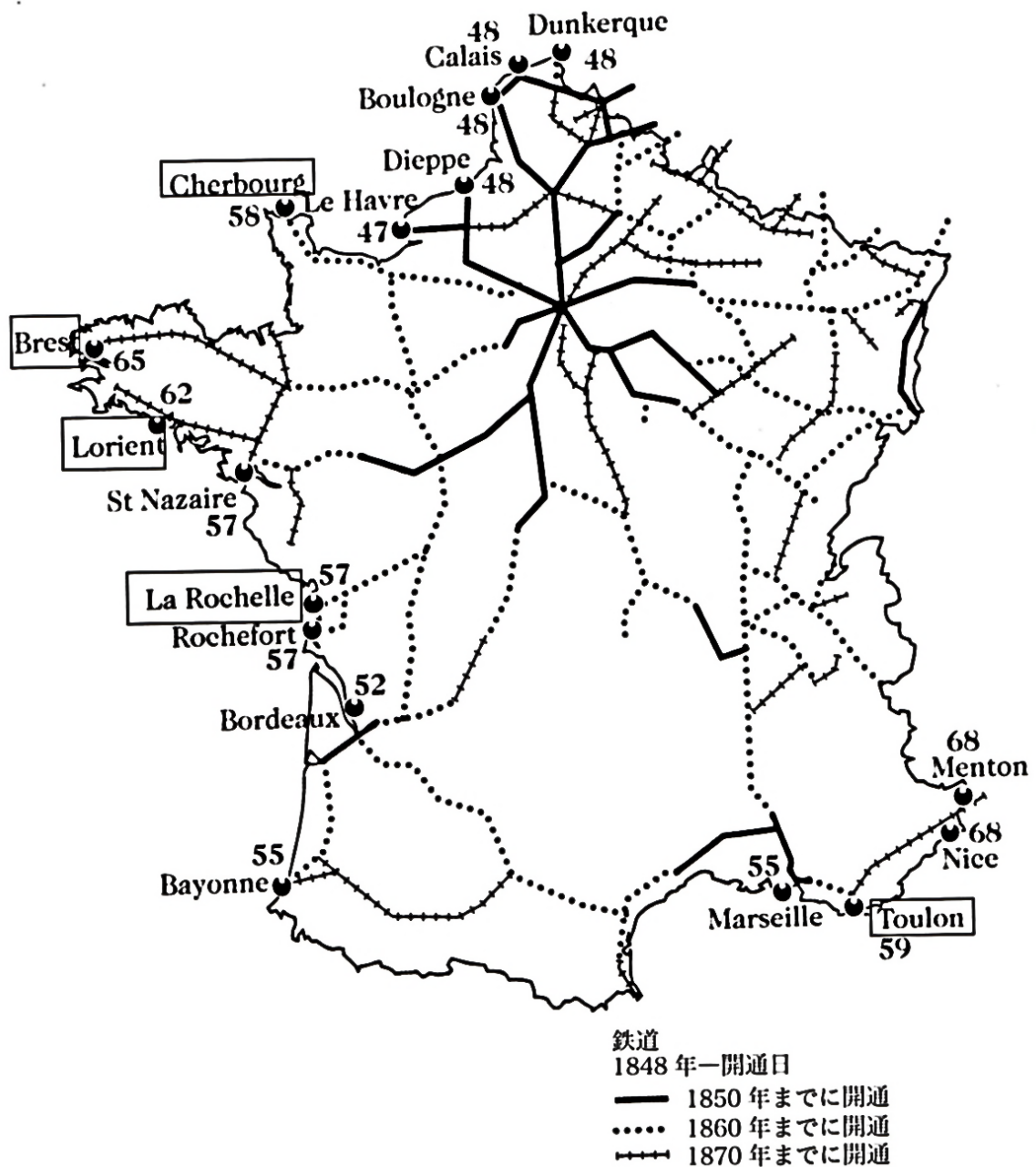
<sup>48</sup> Grand-Bassam, Assinie は Côte-d'Ivoire にある。

<sup>49</sup> Hargreaves, *op.cit.*, p.136.

<sup>50</sup> Newbury and Kanya-Forstner, *op.cit.*, pp. 253-276.

1857年には、セネガルの沿岸のヴェール岬（Cap Vert）に海軍基地が整備され、セネガルの領土拡大政策が本格化していくにしたがって、1866年、海軍工廠も併設された本格的海洋基地がダカル（Dakar）に設置された。このように、フランスは領土を拡大したセネガル、軍事基地、そして数カ所の商館を建設し、西アフリカを整備していった。

図 2.2 第二帝政期のフランスの軍港（□）と鉄道網（[Battesti 1997: 613] に著者加筆）





このような西アフリカにおける植民地・植民地拠点、西アフリカ貿易の拠点としていたばかりでなく、海洋覇権戦略上、南アメリカ大陸への中継点の役目も果たしていたと考えられる。ダカールの軍港は、セネガル植民地を拡大するための沿岸防衛だけでなく、南アメリカのギアナに向けた戦略でもあった。第二帝政期の海洋覇権戦略は、このダカールの海洋基地を中心にフランス本国・セネガル・ギニア湾沿岸・南アメリカのギアナをカバーしていたと考えられる（図 2.1）。また、このダカールは南アメリカからの帝国海運郵船会社 *Compagnie des Messagerie* の寄港地としての役割を果し、将来のフランス領ギアナへの足がかりとなった<sup>51</sup>。

西アフリカのセネガルは、このように南アメリカ（ギアナ）、更には北アメリカへの海洋覇権戦略の基地としてイギリスに対抗できる要であったといえる。このようなフランスの海洋覇権戦略が見えたからこそ、イギリスはガンビアを手放すことを拒んだのである。

では、ギアナは商業的利益を考慮した場合、フランスに貢献したのであろうか。南アメリカ大陸の植民地は、ギアナを除くすべての国々は各々の国の本国と戦い、独立していった国々である。しかし、ギアナは他の国々とまったく異なる道を歩み、本国フランスへの政治的統合を選択した。カリブ海のアンティル諸島、インド洋のレユニオンも同様の政治的選択をしている。そもそもギアナは、沼地で湿度の高い、熱帯性気候で、入植者にとって厳しい植民地である。少数の入植者は多くの奴隷を使ってアビタシオン（プランテーション）を成功させていた。しかし、1848年の奴隷制度廃止という歴史的变化は、ギアナの入植者たちに大きな影響を及ぼした。奴隷廃止以前と以後のギアナの歩みを概観することによって、ギアナに商業的価値があったのかを検討する。

### (1) 1848年の奴隷解放以前のギアナ

海軍・植民地省が1864年に刊行した海軍・植民地誌<sup>52</sup>を参考に概略を示す。

1604年、アンリ4世がギアナの調査を命じたのが、フランスがギアナに関心を持った最初である。1626年、ルーアン（Rouen）の商人たちが26人の居留民団を送ったのを初めに、規模が小さいもののギアナへの入植は続けられた。1634年、数人の入植者が、首府が置かれることになるカイエンヌ（Cayenne）の沿岸部を耕し始め、カイエンヌ川河口の対岸に要塞と村を建設し生活環境を整えていった。

1638年から、ルーアンの商人たちは国王の開封勅書を持ってオレノク川とアマゾン川の

<sup>51</sup> Charpy, *La Fondation de Dakar* (1845-1857-1869), Collection des documents inédits pour servir à l'histoire de l'Afrique occidentale française, Paris, 1958, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 593.

<sup>52</sup> Ministère de la Marine et des Colonies, *Revue maritime et coloniale*, t.2<sup>e</sup>, Paris, 1864, pp. 693-767.

間の大西洋沿岸で商業活動をし、キャップ・ノール (Cap Nord) 社を創設した。人々を入植させる条件でこの地域がキャップ・ノール社に譲渡された。しかし、現地人であるガリビス (Galibis) による攻撃や、治安の悪化で入植者の生活が脅かされていた。治安維持のために、1651年、赤道フランス中隊という遠征隊が形成されたが、飢饉も追い討ちをかけ、遂に1653年、遠征隊は首府カイエンヌを放棄し、すでにオランダ人が居住している西側の隣接地域スリナム (Surinam) に逃げ込んだ。この時、遠征隊はこのスリナムからアンティル諸島 (Antilles) を手に入れた。アンティルを拠点に再びギアナに挑戦できると考えられたと推測される。

しばらくして、1663年には、国の資金で、赤道フランス会社が創られ、カイエンヌを所有した。翌年、この赤道フランス会社に代わって、王令により、北アメリカ、アンティル、南アメリカ、西アフリカのすべての植民地の商業権限を持つ西インド会社が創られた。この頃から本格的なカイエンヌの町の建設が始まり、約1000人のフランス人入植者が定住し、開墾事業が開始された。しかし再び紛争に巻き込まれ、1667年、イギリス人により植民地が破壊されたが、イギリス人が立ち去った後、カイエンヌの司祭によりカイエンヌが復興され、周辺の多くの小部族に教育を与えることによって、カイエンヌの周辺にも平安が広がっていった。

1674年、西インド会社が廃止された後、ギアナは他の植民地同様王の直接統治の下に置かれた。それでもなお不安定な状況が続いた。1676年にはオランダ人の定住している隣のスリナムとの紛争、また続いてアマゾン川を挟んでのポルトガルとの争いで多くの住民が被害を受けた。ギアナの東の境界に関しては、1700年のリスボン条約によってフランス・ポルトガル両国の境界がアマゾン川と決められ、続く1715年のユトレヒトの和平でポルトガルとの境界はより西に後退したオイヤポック川 (Oyapock) と定められた。このようにヨーロッパ諸国の争いと駆け引きの中でフランス植民地ギアナの領土は変化していった。

大きく変化したのが1763年のパリ条約によってである。フランスはカナダを失い、同時に西アフリカのセネガルも失ったが、ギアナ沖の大西洋に位置するアンティル諸島のサン・ドマング、マルティニーク、グアドループを確保した。フランスは北アメリカ大陸とアフリカ大陸の重要な拠点を失ったが、将来これらの損失を取り戻すことが出来る位置にあったのが南アメリカ大陸のギアナであった。そこで政府は、ギアナの植民地化を大きく発展させる計画を立てた。多くはアルザス・ロレーヌ出身者で、すべての階級を含む12000人の入植者がカイエンヌの西側に位置するクールー川沿岸 (Kourou) に送り込まれた。しかし、殆どが植民地で亡くなり、ヨーロッパに帰ることができたのは2000人のみであった。

1775年の時点では、自由民1300人と8000人の奴隷がこのギアナに残っていた。このようにヨーロッパ人に厳しい天候と重なる近隣の脅威によって、ギアナは植民地計画から1世紀半経っても文化、人口、商業の発展は現われていなかった。

フランス大革命の影響がここギアナにも及んできた。1794年には、奴隷廃止の法令が出され<sup>53</sup>、まもなく黒人の反乱が起こり、農業開発は完全に放棄された。一方で、1797年、1798年にフランス本国の国外追放者が500人余りギアナに送られ、つまり、ギアナが政治犯の受け皿になったのである。第二帝政期になって、ギアナが流刑場に選ばれる背景はこの時に始まったのである。

1808年にはイギリス・ポルトガル遠征隊に攻撃され、ギアナはポルトガルの統治下に置かれたが、1814年のパリ条約により、ギアナは再びフランスに戻った。フランスは新たな場所に植民地事業を展開するために、1824年ギアナの西の境界に位置するマナ川(Mana)の河口にフランス東部のジュラ県から3家族を入植させた。その後、1828年、この地域の植民地計画を続けるため修道院長マダム・ジャブイ(Mme Javouhey)の提案により、捨て子の収容所が建てられ、シスター35人、3年契約の志願耕作者39人、そして数人の子供たちがマナ川河口に定住した。彼らは、家畜の飼育、森林開発、食糧の栽培に従事した。期間満了で耕作者が本国に帰った後も開放黒人奴隷550人がマナ川に送られ、開発が続けられた。しかし、ギアナの発展は労働者として黒人奴隷を使用し続けるという基盤に立脚したものであった。1848年の奴隷解放により、ギアナ植民地は大きな打撃を受けていくことになる。

## (2) 奴隷制度廃止後のギアナ

植民地ギアナでは、地主たちは奴隷を使ったアビタシオンで輸出栽培を発展させていた。奴隷制度廃止によりこのアビタシオンシステムは大きな影響を受けることになった。地主住民、ギアナの行政そしてフランス本国は、この急激なシステムの変化にどのように対処していったのかをフックの著作<sup>54</sup>を参考に分析する(図2.3)。

第二共和制は、1848年4月27日の政令で奴隷廃止を決定した。地主は奴隷を労働者として雇い入れ、報酬を支払わなければならなくなった。農産品を取引しているカイエンヌの商人は、この状況の変化を危惧し地主との商取引を中止してしまった。経済危機に追い込まれた地主はアビタシオンを護り続けていくために、直接奴隷と報酬などの交渉をしたが、懐疑的な奴隷を説得することができなかった。最終的には、地主は、生き残るための即座

<sup>53</sup> 1802年、ナポレオン体制下で奴隷制度復活する。

<sup>54</sup> Fouck, *La Guyane Française au Temps de l'Esclavage, de l'Or et de la Francisation, 1802-1946*, Paris, 1999.

の金銭的援助を要求する請願書を臨時政府に出した。共和国代表官パリセ（Pariset）は、地主の反乱を予防するために、奴隷制度廃止に反対しない地主に対して彼らの要求どおりの補助金を出す法を出した。一方、奴隷に対しては、奴隷制度廃止の実施直前、パリセは、彼らをフランス市民にするということを宣言した。このように政府はアビタシオンを存続させるために地主と奴隷にできる限りの熱意を示した。植民地にとって富の源であり、ギアナ社会のすべてのメンバーがかかわっているアビタシオンを見捨てるようなことになれば、本来なら耕作しなければならない開墾地が、そのまま放置される状態が増えることになり、それはとりもなおさず入植者の崩壊につながることになるだろう。

奴隷廃止令の宣言直後から、アビタシオンの放棄が始まった。大農場に従事する労働者について比較すると、1847年には9544人、1860年には2359人、つまり、奴隷時代の労働者7000人以上（75%）がこの間にアビタシオンを放棄していったことになる。これらアビタシオンを放棄した自由民は、小さな開墾地に定住し、食糧の栽培を始め、蓄えを作った。また、都市で職を求めて移動する自由民も多くいた。

労働者を確保できない地主たちは、見捨てられたアビタシオンを細分化して奴隷として働いていた自由民に売却し、自由民たちは小規模に細分された土地で焼畑農業での食糧栽培に専念した。こうして、海外市場に向けたアビタシオンシステムの衰退が加速していった。

地方行政は、アビタシオン維持のため新しい自由民を確保する明確な法的整備を1848年4月28日の奴隷廃止法と同時に採用していた。つまり、自由を手に入れた労働者が各々の要求を主張する結果おこる従来経験しなかった争いを避けるための審査委員会の創設、地主のアビタシオン放棄の結果現われた失業者のための国営工場制度のような枠組みと将来に対する対策、奴隷時代の地主のアビタシオンで解放後も働き続ける労働者の促進方法、仕事に就かない浮浪者に対する高圧的な手段など、行政は地主と新しい自由民のための配慮を示したのである。また、1856年法で、農地を移動する際の移動税を課した。小さな土地に移動するほど重い税を課すというもので、つまり大きなアビタシオンから自由民自らの小規模な開墾農業に移動することが困難になるという法であったため、この法の決定以後、地主から自由民への土地の売買は、それまで年平均200件合ったのが、50件に下がり、効果があったように見えたが、大規模なアビタシオンの崩壊を鈍らせただけであった。



が小規模ながら行っていた。製造所の数は、1847年の88箇所から1859年には512箇所に増加した<sup>56</sup>。全体として、植民地輸出は、1849年から1859年までの10年間の輸出額は、1847年の年間の42、5%であったことから、ギアナのアビタシオンシステムがほとんど機能していなかったと推測できる<sup>57</sup>。

奴隷解放以来、アビタシオンで働く自由奴隷を取り込む努力をしたのは、ギアナだけでなくヨーロッパの植民地も同様であった。そこで、各国は、新しい労働者の移入を考え始めた。解放後から1860年までの間に最初にギアナに到着した移民は、ポルトガル領のモロッコ沖に位置するマデール島 (I'île de Madère) から来た労働者であった。アフリカ人移民者については、イギリス初め、ヨーロッパの奴隷廃止論者の批判により、1862年アフリカ人の募集が禁止された結果、イギリス領インドでインド人労働者を募集することを許す条約に、フランス皇帝とイギリス女王の間で署名された<sup>58</sup>。全体として、1849年から1877年に総数11244人の移民を受け入れた。その内訳は、マデール人284人、アフリカ人1828人、インド人8472人、近隣のスリナムから移動してきた中国人156人、コーチシナから540人である。1873年には、移民人口がギアナの全人口の15%を占めた<sup>59</sup>。

地主は、このような移民労働者によってアビタシオンを維持していたが、砂糖の価格低下と安定しないベニノキの価格により、難しい経済状況に置かれた。このことが移民を劣悪な環境におくことになり、地方病、流行病の犠牲を増大させた。1862年にはギアナ総督は、インド移民の船団を中止せざるを得なくなるぐらい、アビタシオンシステム自体成り立たなくなった。

一方で、1855年以来ギアナに金鉱脈が発見され、金鉱開発事業が開始されたことによって、すでにアビタシオンの労働者の流れが金鉱開発事業へと移りつつあった。魅力的な金鉱開発事業が、砂糖とベニノキのアビタシオン生産の崩壊を加速していく一因となったことは確かである。よって、アビタシオンの衰退の原因は複合的なものであった。奴隷廃止以前にすでに砂糖価格低下による製糖工業危機の影響を受けていた輸出栽培は、奴隷廃止によって、さらにその衰退が加速された (表 2.1)。そして、このような衰退の過程にいるがゆえに、古い奴隷たちは再びアビタシオン体制に身を置くことを拒否したのである。一方、このような悪循環の状況を打破しようと、植民地行政は解放された自由民を保持し続ける

<sup>56</sup> Renseignements généraux sur le commerce des colonies en 1918, Publié par le minister des Colonies, p. 72, cité de Fouck, *Ibid.* p. 219.

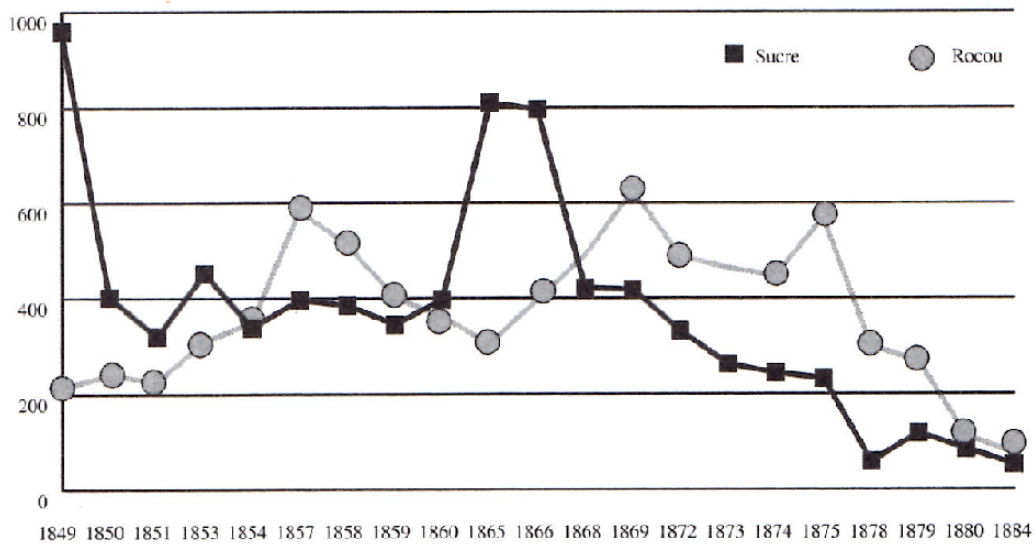
<sup>57</sup> Renseignements généraux sur le commerce des colonies en 1918, Publié par le minister des Colonies, p. 72, cité de Fouck, *Ibid.* p. 219.

<sup>58</sup> A. D. Guy. Dépêche de l'Empereur au minister de la Marine et des Colonies du 1er juillet 1861, in Feuilli Guyane française du août 1861. cité de Fouck, *Ibid.* p. 222.

<sup>59</sup> ANSOM, Guyane, Carton 55, F3, Dépêche du gouverneur des 30 novembre 1874 et 1er janvier 1877, cité de Fouck, *Ibid.* p. 223.

ために地主にたいする補助金あるいは法整備などを行ったけれども、他の国の植民地同様、非ヨーロッパの移民労働者に頼らざるをえなかった。しかし、この方法でもアビタシオン復興の解決にはならなかった。決定的な原因となったのが金鉱脈の発見であり、こうして輸出栽培の体勢は衰退していったのである。

表 2.1 砂糖・ベニノキの輸出 (キログラム)



出典) Fouck, *La guyane française au temps de l'esclavage, de l'or et de la francisation, 1802-1946*, Paris, 1999, p. 229 (図 9).

植民地ギアナを特徴づける他の要素が、流刑場である<sup>60</sup>。1852年、フランス政府は、ギアナを脱走兵や秘密結社に加盟した人を対象とした刑罰の場所を選んだ。彼らはギアナに送られた後、軍体制下に置かれ、海軍裁判にかけられた。更に徒刑場に拘束中であつたり、あるいは同意の下で解放されたガレー船をこぐ囚人が加わった。1853年の法令では、ギアナのみならずすべてのフランス植民地で、ガレー船の仕事や禁固重労働の宣告を受けたアフリカそしてアジア出身のすべての囚人がギアナに送られることになった。流刑場としてギアナはフランスに貢献したが、一方それは、ギアナでの労働力の確保のためでもあった。ギアナで各種農産物栽培に雇われた労働者の数は、1863年1月1日現在で総数9778人、その内訳は主に奴隷から自由民になった栽培者7829人、移民1614人、徒刑囚335人である<sup>61</sup>。労働力の少ないギアナにとってこの徒刑囚の数は決して少なくはない。

特にこの徒刑囚の労働力は森林工業の発展に貢献した。ギアナの森林は、造船、高級家

<sup>60</sup> *Ministère de la Marine et des Colonies, op. cit.* pp. 726-731.

<sup>61</sup> *Ministère de la Marine et des Colonies, Ibid.* p. 751.

具製作、車製造、鉄道に多大な資源を与えている<sup>62</sup>。海軍工廠でなされた実験によると、造船に適したギアナの木材は、フランス本国のものより、持続性、堅さ、伸縮性の点で、優れていることが示されている。ある種類の木材の樹液は、インドのゴムより優れている。ギアナの木材は、1825年から海軍のために少しずつ貢献し始めていたが、1864年ごろから徒刑囚の労働力により森林工業が本格的に発展し始めた。監獄内にある作業場以外に、1862年に専用の作業場が24箇所でき、413人の労働者が働き、そのうち173人が徒刑囚であった。

アビタシオンの衰退の最も大きな原因となった金鉱脈の開発は労働者不足で停滞していたものである<sup>63</sup>。1855年の金鉱脈の発見以来、なかなか進まなかった開発事業も中国人の移民を使ってから、大きく利益を獲得するようになった。1860年90651グラム、1861年168967グラム、1862年170013グラム、1863年359733グラムという数字が示しているように金の開発はギアナの最も重要な産業となっていた。

また、ギアナで発展する可能性のあった工業は、蚕の飼育である<sup>64</sup>。1858年、ギアナ住民の一人が蚕の飼育の実験を行い、成功したことが政府の助成につながった。伝染病の侵入で質の落ちたフランスやイタリアの絹よりは、上質なものであった。金の開発、森林事業、そして繭の生産でギアナはアビタシオンに替わる経済的手段を手に入れたのである。

このように、経済的な観点で言えば、金の開発や、囚人の受け入れでフランスに貢献していたとはいえ、植民地ギアナは常にフランスに経済的利益を与えるような植民地ではなかった。逆に、フランスは、ギアナを保持するために軍や経済的な支援を必要としたのである。このようなことを考慮した場合、フランスにとって植民地ギアナの位置づけは、大西洋における海洋覇権戦略の中で重要な要となっていたことは明らかである。1763年のパリ条約でカナダ、西アフリカのセネガルを放棄しなければならなかったことによって、フランスは更なるギアナの発展に努力していったことから、ギアナを海洋覇権戦略の重要な拠点としていたことは明確である。フランスにとってギアナの存在は、まず海洋覇権の基地であり、この基地を維持するために経済的自立を促したと言えるであろう。

第二帝政初期、ナポレオンは、フランスの植民地政策を地中海と大西洋を視野に考えていたが、1854年に始まるクリミア戦争をきっかけに更に大きな視野で植民地獲得を考えなければならなかった。クリミア戦争で、フランスはイギリスと同盟の関係で海洋から広大なロシアを封じ込める、いわゆる海洋封鎖をすることによって太平洋にまで進出していっ

<sup>62</sup> *Ministère de la Marine et des Colonies, Ibid.* p. 756.

<sup>63</sup> *Ministère de la Marine et des Colonies, Ibid.* pp. 756-757.

<sup>64</sup> *Ministère de la Marine et des Colonies, Ibid.* p. 757.



た。この同盟関係を保ちつつ、仏・英が極東での貿易拠点を獲得していった。それ故、極東は仏・英の植民地拠点政策の違い、そしてフランスの対英政策を浮き彫りにできる特徴を持っている地域である。そこで次節では、太平洋に面している極東におけるフランスの海洋覇権戦略を、特にイギリスとの関係で検討する。

### 第3節 極東

フランスは国際舞台で拠点を手に入れたいという野心的思いを実現する場合、対外的には平和を前面に掲げて、ヨーロッパ諸国のフランスに対する警戒心に配慮した政策を採った<sup>65</sup>。一方、国内に向けて、フランスは海外のフランス国民とフランスの利益の保護者、より正確には西洋文明、特にカトリック教徒の擁護者として、海外における干渉に参加していったとバテスティはフランスの海外干渉について分析している<sup>66</sup>。極東に配備されたフランス大使や日本・中国海域の艦隊司令官は、平和維持の軍事行動というフランス政府の方針を守ることを課せられた。しかし、日本における下関遠征のような特にイギリスに同調しなければならぬ場合、艦隊司令官は外交上、常に難しい選択に直面したのである。

その上、海軍力も制限されたものであった。フランスの極東政策は、世界の海洋の中の日本・中国海域という枠内で行われていた<sup>67</sup>。防御しなければならない植民地や軍事拠点が世界の海洋に分散されているために、極東においては限られた海軍力を効果的に配備するという政策が採られた。このために、フランスの日本における外交条約もアメリカやイギリスに4年も遅れる結果となった。このようにフランスは極東において、外国向け、国内向け、そして国力、即ち海軍力、に対応していかなければならなかった。このようなフランスの極東政策をバテスティの著書を参考に検討する<sup>68</sup>。

アヘン戦争（1839年～1842年）は、1842年8月29日のイギリスとの南京条約で終わりを告げた。イギリスは、5港の海港とイギリスの駐留を中国と合意した<sup>69</sup>（図2.4）。続いて、アメリカが同様の枠組みの中で商業特権を結んだ。フランスは、1842年の南京条約後、1843年の七月王政期に、中国海域に2隻のフリゲート艦と4隻の小型艦船からなる海軍基地を常時配備していた。そして、1844年10月24日、イギリス、アメリカ同様の商業特権に加えてカトリック伝道の自由を約束された条約である Whampoa 条約を中国と締結した。この

<sup>65</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 813.

<sup>66</sup> カトリック派が多くを占めるフランス議会を納得させるためにもこのカトリック教徒の保護を海外干渉の目的にした。Battesti, 1997, *Ibid.*, p. 813.

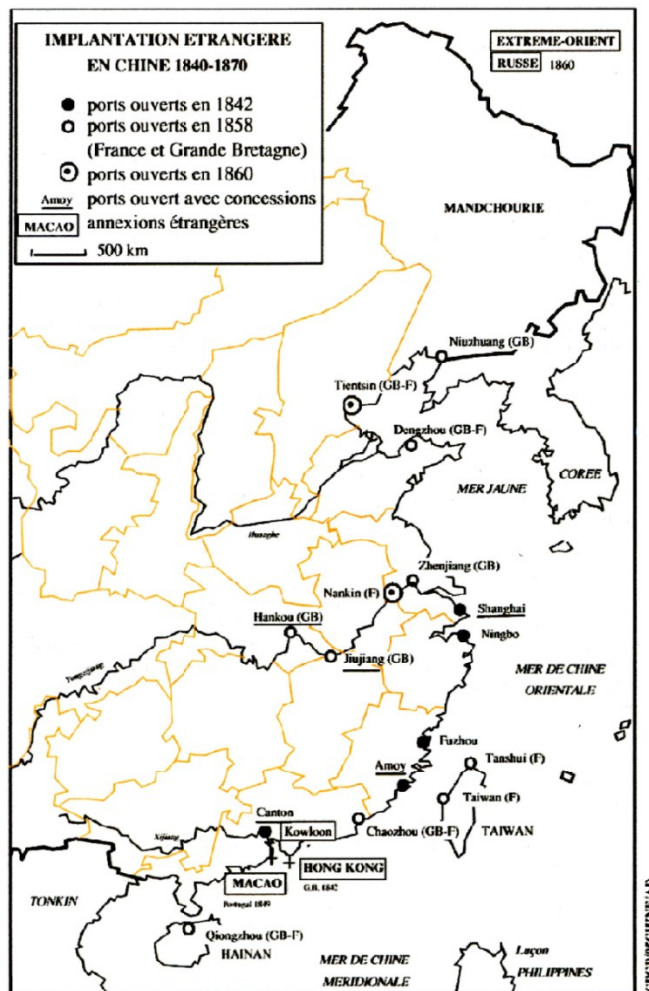
<sup>67</sup> 中武香奈美、「幕末の横浜駐屯フランス陸軍部隊」、『横浜開港資料館紀要』第十四号、1996年、横浜開港資料館、42-71頁。日本の幕末期における横浜駐屯のフランス陸軍部隊について論じている。

<sup>68</sup> Battesti, 1997, *op. cit.* pp. 813-859, pp. 949-957.

<sup>69</sup> 廣州、厦門、福州、寧波、上海の5港の開港。

条約の中には、フランスに開かれた地域に教会、病院、学校、墓地を建てる許可が含まれていた。フランスがイギリスやアメリカに 2 年遅れて中国と条約を結んだことは、フランスの海軍力不足によるものであり、商業特権に加えてカトリック伝導の自由を手に入れたことは、フランス国内へのメッセージと考えられる。このようにフランスの置かれている状況がこの極東政策にも反映されていたのである。

図 2.4 中国



出典) Battesti, *La Marine de Napoleon III: Une politique Navale*, 2vols, Service historique de la marine, 1997, p.815.

イギリスは南京条約で開港された 5 港以外のより商業的潜在能力のある港にもアクセスする意図を持っていたので、中国と西洋諸国との間で交わされていた南京条約の見直しの機会を利用しようとした。即ち 12 年後の 1854 年 10 月 2 日、イギリスはフランス、アメリカのそれぞれの全権大使と共に、上海に集まり、条約の見直しを中国に迫った。しかし、

中国との一致点は見出されなかった。その背景には、仏・英両国の海軍力の問題が挙げられる。ちょうどクリミア戦争が勃発した直後で、ロシアのペトロパブロスクにおける軍事行動のために、中国に配備できる仏英の連合海軍の艦船は半減していた。そのことが、高圧的な姿勢で中国に臨むことを難しくしたと考えられる。

中国内部では、1850年代に国内にくすぶっていた政治的、社会的危機が表面化して来た。18世紀末以来、黄河の大洪水による多くの犠牲、アヘンの密輸の発展で西側諸国の介入による金融不足そして中国経済の崩壊、それにとまって政府高官あるいは地方当局による賄賂の横行、そして内戦が加わり、清王朝は弱体化していった。そのような中で、清王朝を揺るがすような民衆の反乱の波が起こってきた。軍、市民の代表者、有産階級を攻撃する反乱により殆どの大きな地方都市は影響を受けた。北中国の Nian の反乱<sup>70</sup>、沿岸都市では民族主義の反乱、中でも清王朝にとって最も危険な動きは、太平天国<sup>71</sup>の反乱である。1856年遂に、イギリス・フランス両国に危険がおよんだ。条約違反をしたとの理由で、その復讐にフランスの外国使節団のシャドレーヌ神父 (Auguste Chapdelaine) が殺害され、イギリス船アロー (Arrow) は中国による臨検の被害を受けた。布教の自由を得たフランス、そして特に商業特権で利益を得ているイギリスに対する中国の挑戦と見て、両国はこれらの事件を、軍事行動を起こすきっかけにした。クリミア戦争で協力体制下に置かれていたフランス・イギリス両国は、直ちに国際的権利を尊重させるという理由をもって、中国に対して軍を投入する準備を始めた。

フランスがイギリスと共に中国に対して軍事行動をとる決断をした動機について、バテスティは分析している。まず、第一の動機として宗教的理由を挙げている。1844年の中国との Whampoa 条約でカトリック伝道の自由が加えられている。従って、フランスの外国使節団神父の殺害事件は、ナポレオン 3 世が中国にいるキリスト教徒の保護を議会で発表する正当な理由となった。このようなカトリック擁護はフランス国内でのナポレオン 3 世の支持を確実にする上でも重要である。第二の動機として、商業的利益を挙げている。これは即時的な利益であるとは考えにくい。なぜなら、1856年の上海への貿易量は、フランスが全貿易量の僅か 1%に過ぎず、それに対し、イギリスが 56,8%、アメリカが 23,3%である。他の欧米諸国と同様、フランスも工業の発展に伴ってヨーロッパ外の販路を探していたのは事実であるが、あまりにも少ない貿易量から、将来の資源獲得や、貿易利益を念頭に置いたものであったと解釈することは可能である。そして第三の動機こそが、真の動機であ

---

<sup>70</sup> 1853年～1868年。

<sup>71</sup> 1851年～1864年、洪秀全を指導者とし、南京を都として華中・華南を支配した政権。しかし、内戦の中で指導者たちが分裂し、清朝側の反撃に会い滅亡した。

ったとバテステイは強調している。それは、極東において偏在しているイギリスの存在を抑制することである。すなわち、イギリスの利益を制限し、少なくともその利益を分けるように仕向けることである。ヨーロッパやアメリカの列強が共同の干渉を行っていることを考慮すれば、フランスも、中国はすべての国に開かれているという原理を守ることによって、イギリスの一人勝ちを見逃すわけにはいかなかったのである。軍事行動に参加することは、フランスも中国の開港に貢献していることを示すことになるからである。

しかし、フランスは、クリミア戦争においてイギリスと同盟の関係で海洋戦を戦った。その協力体制の維持のまま中国への干渉という状況を考慮すると、フランスは、イギリスと同調せざるを得なかった側面も十分にあったのではないか。むしろイギリスは単独で極東での商業・海洋覇権を行うことが不可能であったが故に、フランスの力を必要とした。そのことがフランスを極東にまで進出させ、中国における軍事行動にも参加したと考えることが出来るのではないか。

イギリスとフランスが中国への軍事行動を協議したのは 1856 年 10 月であった。イギリスでは、パーマストンが選挙で多数派を形成し、強力な力で中国への軍事行動を押し進める準備を整えた。イギリスの全権大使エルギン卿 (Lord Elgin) が 5000 人の分遣隊を率いて、エジプトのカイロ・アデン (現南イエメン共和国) を通りシンガポールに着いたのが 1857 年 6 月 3 日であった。一方、ナポレオン 3 世もイギリスに同調し、彼が任命した特別大使グロ男爵 (baron Gros) は 5 月 25 日にツーロンを出発し、喜望峰を通り香港に着いたのが 10 月 13 日であった。インド兵セポイの反乱により中国への到着が遅れ、その間、リゴル・ドゥ・ジュヌイ<sup>72</sup>が 10 隻の艦船で対応していた。1858 年 1 月 5 日、仏・英連合軍は中国南部の広東を担保として占領し、次に北上して 5 月 20 日 Pei-ho 川 (珠江) と天津の要塞を占領した。清王朝は西洋諸国に屈したのである。5 月 31 日、清朝の全権大使と西側諸国のそれぞれの国の間で天津条約が結ばれた。特別大使グロ男爵は、6 月 27 日、中国・フランス間の友好・通商・航行の条約に署名した後、日本に向け出発し、江戸の条約締結<sup>73</sup>に立会い、その後、再び中国で関税についての第二の交渉をし、その後イギリス大使と共にヨーロッパに帰国した。それまで艦隊の指揮をとっていたリゴル・ドゥ・ジュヌイは、海軍示威行為のためにコーチシナに出発した。このようにフランスの極東政策が中国、日本、コーチシナという枠組みの中で行われていたことが全権大使、艦隊の指揮官の行動で証明できる。

しかし、清朝と西側諸国間の条約成立が成功したかには見えなかったが、まもなく 1859 年 6 月末に天津条約の批准の交渉が中国側の拒否で不可能だと判明した。そこで 1859 年 9 月、再

<sup>72</sup> 1868 年から 1870 年まで海軍・植民地大臣。

<sup>73</sup> 1858 年 10 月 9 日。

び、ナポレオン 3 世は 15370 名の遠征団を組織することを決定した。フランスから中国までの海軍の移動には、二つのルートが採用されていた。第一のルートは、地中海のツーロンを出発し、エジプトに上陸し、再びスエズから海上を中国へというルートで、主に人の輸送に使われていた。第二のルートは、喜望峰を經由するルートで主に装備を輸送するのに採用される。

1860 年 3 月 8 日、仏英両全権大使は、二つの最後通牒を北京の王国政府に出した。つまり、1859 年の条約批准の拒否に対する謝罪、そして改めて天津条約批准の交渉のために北京に行く権利である。4 月 8 日、この最後通牒は中国によって投げ返された。これによって、外交交渉は、切断され、軍事行動へと戦術が練られた。イギリスは、太平天国の反乱によって不安定な内陸に上陸して攻撃するよりは沿岸封鎖をして、中国の商業に打撃を与え、最終的に清王国を崩壊させることができるという戦術を主張した。一方、フランスは、1857 年～58 年に行われた軍事行動が殆ど沿岸での攻撃あるいは抑止力の戦術であったために半分の効果しかもたなかったことの反省から、中国の中心、北京、に直接攻撃することによって早期に決着のつく提案である。この仏英の提案の違いは、海軍に強いイギリス、陸軍優位のフランスという特徴がよく表れている。両国の協議の結果、揚子江が注いでいる Petchili 湾にある舟山島 (Chusan) を占領して、担保とすることが決定された<sup>74</sup>。この島は、もしフランスあるいはイギリスのどちらかの国が単独で占領するとすれば、大変重要な拠点になることは間違いなかった。仏英連合軍は、揚子江から大運河を天津まで北上し、Pei-ho 川から北京にたどり着き、1860 年 10 月 13 日、北京を包囲することが出来た。10 月 25 日には北京条約が締結された。イギリスは、香港に向かいあっているコウルーン (Kowloon) の領土の譲渡を受け、一方、フランスは、領土の譲渡を受けるまでには至らなかった。クザン・モントバン<sup>75</sup> (Cousin-Montauban) は舟山島を海軍基地として手に入れることを主張したが、北京条約に署名したグロ男爵は、イギリスの反対にあったのである。すなわち、イギリスは、フランスが中国に海軍基地を持つことにかけてないほど反対し、ましてや舟山島の重要性を認識していたがゆえに、フランスに渡したくなかったのである。ここでも、フランスはイギリスの意に反することができなかつた。指揮官にとって最も戦略的な拠点を獲得できなかったのである。フランスは、イギリスに対する抑止力政策を行うことが出来ず、イギリスに対する配慮を優先せざるをえなかつたのである。

その頃、太平天国の反乱が揚子江のデルタ地帯を占領し、上海にとって脅威となってい

<sup>74</sup> 「舟山島は揚子江に近くしかも揚子江口に出入りする船舶通航路の枢点に位置する・・・1842 年鴉片戦争の結果、償金二千万ドルを受け取り終わるまでの抵当として英国の占領し居たる因縁もあり・・・」神戸又新日報、1913.7.20.

<sup>75</sup> 1859 年ナポレオン 3 世により遠征団の陸軍・海軍の総指揮官に任命されたアフリカ人。

た。しかし、揚子江沿いに領事をおいていたイギリスと太平天国団は休戦地域を設け、うまく住み分けていたが、1862年遂に休戦状態は崩れた。中国内部が混乱することは、清王朝にとっても西洋諸国にとっても見過ごすことは出来ない。この混乱を鎮めるために、フランスと中国の合同軍が結成され、2人のフランス海軍将校の指揮下におかれた。この中国・フランス合同軍によって、太平天国団が占領していた60箇所の地域が開放された。1864年3月3日、太平天国は、その指導者の自殺によって倒れた。1851年以来、中国を二分していた太平天国団は一掃されたのである。このように中国の内乱には、陸上ではフランスが仏中合同軍の形で介入し、海上では仏英連合艦隊が中国政府の保護の役目を果たした。その結果、中国の開国は、決定的なものとなった。

中国における不安要素は内陸だけでなく、海洋においても清王朝や仏・英に対する脅威があった。アヘン戦争の戦火の最中、東シナ海沿岸地域では、海賊が勃興し、そのことが南京条約によって開始された開港場交易に対する大きな脅威となった。ここで東シナ海沿岸地域の海賊について言及しておこう<sup>76</sup>。1842年の開港後、貿易が海港場に集中することによって、沿岸部でアヘン貿易などに従事していた人々に打撃を与えた。その結果、従来のように貿易の利益を享受できなくなった沿岸の住民が海賊化したのである。海賊活動が活発になり、海賊の外国船貿易襲撃、とりわけアヘン貿易<sup>77</sup>への襲撃、にまで発展するに至って、イギリスの不介入政策は転換せざるをえなくなった。イギリス海軍は開港場を起点として海賊の掃討を開始した。廈門において清朝地方官僚とイギリス海軍の協力体制、そして中国人商人との協力体制により、海賊は掃討されていった。そのような体制は他の開港場にも広がりを見せた。このように清朝はイギリス海軍の力を利用することによって、海賊を抑制して沿岸秩序の再編を成し遂げた。清朝は、いわばイギリス海軍を取り込むことによって沿岸秩序を回復した。アロー戦争の結果、天津・北京条約によって、清朝は海賊掃討において正式にイギリスとの協調関係を構築する。このようにイギリスは、これ以後も沿岸の海賊活動を抑止することで中国に貢献し続けた。そのことは、もちろんイギリスの貿易利益を守ることにもつながるものであったが、中国の清王朝にとっても、王朝を脅かす因子を取り除くという意味において海賊掃討は必須のものであった。

1860年、北京を服従させて以来、仏英軍は清王朝を護ることに貢献し続けた。すなわち、中国の清朝という保守勢力はヨーロッパの存在なくしては自らの国を統治できないということである。したがって、本来育っていくべき中国政府の発展を結果的には妨げたことに

<sup>76</sup> 村上衛「十九世紀中葉、華南沿海秩序の再編—イギリス海軍と閩粵海盜（特集アジア東方海域の近世）」、『東洋史研究』63(3)、2004年、491-526頁。

<sup>77</sup> 開港後アヘン貿易は中国側の黙認を受け、開港場の港外で行われていた。村上衛、前掲書80頁。

なると、バテスティは分析している。しかし、中国政府も一方的な支援だけに甘んじていたわけではなかった。

沈静化された中国は西側諸国の力を間近に認識することによって、国の近代化の必要性に迫られた。そこで中国政府は、フランスに海軍工廠の建設を依頼した。1866年9月3日、ミン川（Min）の福州（Fuzhou）に、船と装備を創るための作業場と造船工場の建設、造船の監督・操縦士のための学校建設、仕事の指導と中国人を教育するためのヨーロッパ人の雇用契約、船の修理のためのドック、製鉄工場建設、以上を将来5年間で行うことがフランスと中国の間で約束された。仏中軍の指揮をした海軍大尉ギケル（Giquel）総監督の下、監督・技師・通訳などのヨーロッパ人75人と中国人2600人で、造船、デザイン、見習いのそれぞれの学校と、さらに加えて作業場内では、組み立て・金属鑄造・ブリキ加工・骨組みなどの特別授業が行われた。航海に関する学校として、海軍兵学校、乗船学校、技師の3学校が創られ、授業は英語が使われた。1873年にギケルによって行われた総括によると、機械の工場長28人を始め、造船の見積書を作ることが出来る者、将校、技師などの中国人が誕生した。1869年6月10日には、福州で創られた最初の船が進水し、1874年、契約期限満期には15隻の船が造られた。そして教育を受けた将校や技師たちのみによって中国で造られた船が十分に機能するまでに至った。このことは、1866年からイギリスは沿岸における防衛力を減らしていくという結果にもつながっていった。

中国において、英・仏は商業覇権、そのための海洋覇権のために拠点を広げていった。そのための手段として中国政府、清王朝、を守るという共通の方針を採っていった。しかも仏・英がお互いの長所を生かし、見事な協力体制で中国の内陸と海洋の治安を安定させていった。即ち、内陸ではフランスは、中国と合同軍を結成し、伝統的に強い陸軍の力を発揮した。このフランス陸軍部隊については後に述べるアフリカ部隊がこの任に当たった。海洋の治安維持に対しては、イギリスの圧倒的な海軍力を使って沿岸で活動を増大している海賊を抑止していった。この海賊制圧は、現地の清朝地方官僚や中国商人と協力体制の下で行われたものである。このようなことから分かるように、フランスはイギリスとの同盟関係を尊重した中国政策をとったことは明らかである。

一方、中国においてフランスは、クリミア戦争での仏英同盟の関係を保ちつつ、海洋覇権や商業覇権を進めているイギリスを抑止するという難しい政策をも視野に入れていた面も窺える。それが舟山島の問題である。舟山島は、フランスの対中国の海洋政策にとって、さらにはイギリスへの抑止力の役目を果たすであろう最も魅力ある海軍基地となりうる。しかし、イギリスの反対で舟山島の獲得は実現しなかった。イギリスの立場から考慮する

と、極東への進出にはフランスの協力は不可欠のものであるが、中国の沿岸でフランスの権威が拡大するのは避けなければならなかった。イギリスがこのような矛盾した態度をフランスに示すことが出来たのは、イギリスの圧倒的な海軍力と海洋覇権の力であった。

そのようなイギリスの圧力の下で、フランスは海軍工廠の建設などで中国海軍の近代化に協力した。それは中国政府にフランスの影響力を示すためであった。そのことが中国での足掛かりを確実なものとし、海洋覇権戦略上の拠点の拡大を推し進め、将来の貿易利益にもつながると確信していたのである。

しかし、日本に対しては中国に対して行った同じ政策は通用しなかった。日本は、アメリカにとってアジアの最前線の砦、ヨーロッパ勢力にとって、アジアの最後の砦である。1853年、アメリカのペリー海軍准将（Perry）率いる戦艦4隻、いわゆる黒船が日本に来航した。1854年3月、神奈川条約<sup>78</sup>が結ばれ、下田港と函館港がアメリカに開かれた。同じような同意が、イギリス、1855年にはオランダ、ロシアとの間で署名された。フランスは日本においてもイギリスに4年遅れて日本と外交関係を結んだ。その間に、フランス海軍はクリミア戦争、中国での軍事行動、コーチシナでの海軍の示威行為などに分散されていたのである。このようにフランスは極東海域に対して多角的な政策を行わざるをえなかったため、海軍力が追い付いていかなかったことが4年の遅れにつながったのである。1858年10月9日、特別大使グロ男爵は日本との条約締結に立ち会った。この条約により幕府は、横浜にフランスの代表を置くことを認め、1859年からは函館、神奈川、長崎、1860年からは新潟、1863年からは兵庫の港をフランスに開いた。

中国と同様、日本においてもフランスとイギリスは外国人攻撃の被害に会った。この被害に仏・英両国はどのように対処していったかを分析することで両国の日本における植民地政策を検討する。

1863年、貿易にとって重要な拠点である下関海峡を支配していた長州藩は、外国人排斥を旗印下関海峡を航行しているアメリカの哨戒艇、オランダのフリゲート艦、フランスの哨戒艇（Kien-Chan）を爆撃した。中国分遣隊の指揮官を務め、その後横浜の防衛に就いていた中国・日本海艦隊指令長官ジョレス<sup>79</sup>（Jaurès）は、この攻撃を文明世界への挑戦とみて、直ちに報復を決意した<sup>80</sup>。翌日、1863年7月20日、フリゲート艦と哨戒艇で下関に並んでいる砲台を爆撃し、その後陸軍所属のアフリカ軽装歩兵第三大隊（以下アフリカ部隊）250人を地上に降ろし、犠牲になった Kien-Chan を攻撃した砲台を破壊し、二つの村と領主の館

---

<sup>78</sup> 日米和親条約。

<sup>79</sup> 1862年9月～1864年。

<sup>80</sup> Dépêche Jaurès à minis., mar. 19 juillet 1863, arch. nat. mar., BB4 817, f° 313. cité de Battesti, 1997, *op. cit.* p. 962.



に火をつけた。

このアフリカ部隊については、中武が詳細に分析している<sup>81</sup>。アフリカ部隊の分遣隊 20 名が駐日公使館護衛兵（海軍砲兵隊・海軍歩兵隊がこの任に就いていた）の強化のために始めて日本に駐屯したのが 1862 年 8 月である。このアフリカ部隊の由来は、1830 年のアルジェリア植民地化の過程で創設されたアフリカ軍という特別軍からきている。その中の一つが、アフリカ軽装歩兵であり、日本に派遣されたのが 3 個大隊の第三大隊である。元受刑者や軍紀違反を犯し、その懲罰として懲治中隊にまわされ、植民地アルジェリア任務を命じられた兵士の一団である。彼らはアフリカ従軍に加えて、1862 年から 1864 年にかけて中国・コーチシナ・日本に駐屯していた。植民地では、陸上での軍事行動に対して海軍所属の海軍砲兵隊・海軍歩兵隊がその任を負っていた。しかし、極東においては強硬な派兵政策が採られていたため、植民地・干渉地の混乱には、アフリカ部隊の支援を必要としていた。特に、中国における清王朝に敵対する太平天国を排除することが、このアフリカ部隊の派遣の最も大きな目的であった。

イギリスが被害を受けたのは、1861 年のイギリス公使館の攻撃と翌年のいわゆる生麦事件である。1863 年 8 月、生麦事件で満足のいく賠償結果を薩摩藩から得ることができなかったイギリスは、鹿児島で軍事行動を展開したが思いもよらない抵抗に会い、睨み合いの状況が続いていた。このような日本の外国人への攻撃から抜け出すために、イギリスが下関海峡への軍事行動を提案し、その実現の可能性が 1864 年 4 月から高まってきた。

発端は、1864 年 4 月 22 日、長州藩の外国船砲撃に対する報復行動として遠征を強く主張するイギリスが、アメリカ、フランス、オランダ各国公使に四カ国協力体制確立を促す書簡を送ったことから始まった。この遠征は生麦事件に対する賠償金を増やしたいと思っているイギリスによって組織されたものであるとして、ジョレスは軍事行動に参加することを拒否した。彼は、本国海軍・植民地省に当たった報告の中で、「イギリス公使が、鹿児島遠征失敗後に日本に戻ってきて、イギリスが兵力を大々的に展開するという影響力をまったく持っていないのを知り、今日、この膠着状態から脱出することを望み、衝突と雪辱のきっかけを探していた。」と述べている<sup>82</sup>。イギリスは単独では報復行為が出来ないので、フランスを含めた西側諸国と協力して長州藩の外国船砲撃に対する報復の遠征をすることで自らの困難な状況から抜け出そうとしていた、とジョレスは判断した。彼は、貿易と自国民保護のためにのみの軍事行動に限定すべきというフランス政府の方針を理解していただけにこのイギリス主導の遠征に参加することには同意できなかった。しかし、4 月 27 日に

<sup>81</sup> 中武香奈美著、前掲書、42-71 頁。

<sup>82</sup> Jaurès à Chasseloup-Laubat, 15 juillet 1864, No. 411, BB4 838. 中武、前提書 59 頁。

ドゥ・ベルクール (de Bellecourt) に変わって新しく駐日大使となったロッシュ (Léon Roches) は、5月30日に四カ国公使が共同して方策をとっていくことを取り決めた議定書に正式に調印した。その議定書の内容は、横浜の鎖港を要求した幕府にその要求を撤回すること、および下関海峡通航の妨害を取り除いて長州藩の敵対行為を停止させることを求めるものであった<sup>83</sup>。しかし幕府の解答は、イギリス公使にとって、以前にも増して軍事行動の必要性を痛感させるものであった<sup>84</sup>。6月27日、幕府はイギリス公使に貿易の一時停止を申し入れ、また6月30日には四カ国の議定書に対し、横浜の鎖港は変えず、外国船を砲撃した長州藩への措置についても確答しなかった。ジョレスは本国海軍植民地省に、「日本国内は不安定で、幕府も横浜の鎖港を執拗に要求している。イギリス公使は瀬戸内海の敵を撃つという明らかな意図をもって香港に派兵を要請している。そしてオランダもイギリスに同調している<sup>85</sup>。」と報告している。ジョレスは、こうしたイギリスの動向を前にして、駐日公使ロッシュが署名した契約書への協力を否定することは困難と判断し、消極的参加に傾いていった、と中武は評している<sup>86</sup>。こうしてジョレスは四カ国連合艦隊の下関遠征に副司令官として参加した。イギリス10隻、オランダ4隻、フランス3隻そして商業船を借りて大砲を積み込んだアメリカ1隻の合同艦隊は、イギリス海軍中国艦隊司令長官クーパー (A. L. Kuper) を総司令長官としジョレスを副司令官として、彼らの下、1864年9月3日、瀬戸内海の姫島沖に集合した<sup>87</sup>。連合艦隊は沿岸の砲台を攻撃し、9月7日、各国の上陸部隊が地上に降りた。その上陸部隊とは、イギリス兵1200名、オランダ兵250名、フランス兵350名である<sup>88</sup>。この350名は海軍砲兵隊・歩兵隊である。下関遠征に参加したフランス海軍の規模は、明らかにイギリスと比較して劣っている。これは、ジョレスの消極的参加の現れというよりも実際のフランス海軍力の不足と理解できる。イギリス兵が局地戦で10名死亡という4カ国で最も大きな被害を受けたが、9月8日、下関海峡がすべて開かれ、9月16日、長州藩主は、下関で英仏の司令官との平和協定に署名した。この協定によってすべての船に海峡が開かれ、長州藩の武装は解かれた<sup>89</sup>。このことはイギリスが瀬戸内海における貿易航路を確保できたことを意味していた。

一方、フランスは、日本においても幕府にフランスの存在をアピールする政策を採った。

<sup>83</sup> 中武, 前提書 56 頁。

<sup>84</sup> 中武, 前提書 62 頁。

<sup>85</sup> Jaurès à Chasseloup-Laubat, 9 juillet 1864, No. 420, BB4 838. 中武, 前提書 61 頁。

<sup>86</sup> Jaurès à Chasseloup-Laubat, 26 juillet 1864, No. 430, BB4 838. 中武, 前提書 63 頁。

<sup>87</sup> Dépêche Jaurès à minis., mar. relatant le forçement du détroit de Shimonoseki, 10 septembre 1864, arch. nat. mar., BB4 838, fos 238-267, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 965.

<sup>88</sup> Dépêche Jaurès à minis., mar. relatant le forçement du détroit de Shimonoseki, 10 septembre 1864, arch. nat. mar., BB4 838, f° 244, cité de Battesti, 1997, *Ibid.*, p. 967.

<sup>89</sup> De Clerc, Recueil des traités de la France, Paris, Amiot, t.7, p. 134-135, cité de Battesti, 1997, *Ibid.*, p. 968.

西側諸国の海軍力を目の当たりにして軍事的近代化を目指すために、幕府はフランスに海軍工廠の創設を依頼した。植民地で任務を遂行しているフランス大使あるいは海軍将校たちに、太平洋体制に新しい秩序を維持し、フランスの影響力を増すことが出来るような主導権を促進して欲しいと思っているフランス政府<sup>90</sup>にとって、幕府からの懇願は、非常に歓迎すべきものであった<sup>91</sup>。しかし、一方では、もし幕府がフランス政府に拒絶されれば、他の国に援助を頼むに違いないという警戒心と、受諾すれば機材はフランスから調達されるという期待感とが入り混じって、抵抗し難いものであった、というリチャード・シムズの分析もある<sup>92</sup>。つまり、シムズの分析は、経済的利益にもつながることを期待してのフランス政府の思惑にも言及している。幕府は、中国で4隻の小型砲艦を建造したことで知られている海軍工兵隊の技師ヴェルニー（Léonce Verny）の協力を要請した。早速ジョレスによって中国から連れて来られたヴェルニーは、海軍工廠を横須賀に創ることを決め、1865年2月に、将軍との合意が成立した<sup>93</sup>。幕府が上限3000万ないし4000万フランを支出し、フランスの海軍工廠から派遣された45人の熟練工の助けによって実行され、フランスでの機材の調達という基本方針が決められ、1866年3月に工事が始まった。しかし、まもなく幕府の出費が滞り、工事にブレーキがかかった。海軍工廠の完成は1876年であったことから、「この大規模投資が幕府に利することはなかったが、もし1867年に幕府が崩壊していなかったらならば、国内との反抗勢力との関係で、この野心的事業が幕府に軍事的優位を与えたであろうことは間違いない。」とシムズは分析している<sup>94</sup>。その後、海軍工廠は明治政府が継承するところとなり、日本帝国海軍の重要拠点となった。

このようにフランスは中国で清王朝を応援したように、日本においても海軍工廠建設によって幕府を応援した。また、1867年1月には軍事の近代化の一環として士官と下士官10名からなる軍事使節団をフランス政府から呼ぶことによっても、フランスは幕府に貢献した。しかし、1868年4月27日、天皇が日本の主権者になり、700年続いた幕府主導の軍事封建政体に終わりを告げた。この状況を判断できなかったフランス公使ロッシュの洞察力の無さをバテスティは批判している。ロッシュは日本が将来のフランスにとっての拠点になる基礎固めをしようとしたことは間違いない。しかし、ロッシュは日本社会の変化を読み取ることが出来なかったのである。

<sup>90</sup> Dépêche minis., 17 décembre 1864, arch. nat. mar., BB4 836, f° 370, cité de Battesti, 1997, *Ibid.*, p. 968.

<sup>91</sup> Note minis. Aff. Étr. du Japon à Léon Roches, minis. plénipotentiaire de France, 10 janvier 1865, arch. nat. mar., BB4 838, f° 373, cité de Battesti, 1997, *Ibid.*, p. 968.

<sup>92</sup> リチャード・シムズ著、矢田部厚彦訳『幕末・明治日仏関係史—1854～1895—』ミネルヴァ書房、2010年、54頁。

<sup>93</sup> Jean Eismein, «Cent vingt ans d'échanges économiques et industriels entre la France et le Japon», Japon in extensor, n° 17, septembre, 1990, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 968.

<sup>94</sup> リチャード・シムズ著、矢田部厚彦訳、前掲書、55頁。

フランスの対日政策の側面を表している一つの記録をシムズが挙げている。フランス全権大使グロ男爵の書記官だったド・モージュ侯爵 (Marquis de Moges) は 1858 年のフランスと日本の条約署名後の感想の中で、「日本政府は、フランスの使節団が日本の岸辺に来た動機が侵略の欲望でも、通商上の利得でもなく、極東におけるフランス帝国の政治的影響力保持とフランス国旗の名誉のためであることについて、十分な証拠を持っていた。<sup>95</sup>」という記録を残している。彼の感想はフランスの対日政策の重要な側面を説明するのに役立っていると、シムズは説明している。威信と影響力に対するフランスのこだわりが領土支配や商業的利益よりも強かったことをこの書記官の記録からも証明されているというのである。しかし、海洋の観点から考慮すると、日本はアジアの最後の砦であり、太平洋の西端である。貿易航路あるいは軍事行動にとって、最も魅力のある拠点である。この拠点を獲得するための手段としてフランスの威信あるいは影響力をこの極東に示したかたのではないか。だからこそフランスは、日本の幕府に歩み寄り、幕府の要請である海軍工廠の建設、そして軍の近代化に協力したのである。

またシムズは、イギリスとの関係についても述べている。フランス外務省は、国益と国際的協力関係との現実に妥当な考慮を払いつつ、欧州政策に万全を期するために注意深くイギリスの政策のあとを追っていた<sup>96</sup>。このようなシムズが結論づけたフランスの対日政策は、ヨーロッパ 4 カ国による下関遠征においても顕著に現われている。フランス公使ロッシュがフランス外相 (Edouard Drouyn de Lhuys) に「公使館および外国人居留民の安全のために必要とされる限度を超えて、フランス国旗を動かすことを避けるよう」司令されていたにもかかわらず、イギリスが提案した下関遠征に関する 4 カ国の議定書に署名した。フランス公使はイギリスと共同歩調をとることを優先したのである。後にこのロッシュの決定が評価されたのであるが、フランスの威信を重視すれば、日本を力でもって押さえつけることは避けなければならない。イギリスに配慮するということはイギリスとの協調を重視する必要がある。このようにフランスの日本での行動は、シムズも指摘しているように、常にイギリスを配慮したものであった。圧倒的なイギリスの海洋覇権の中に、海軍力で劣っているフランスが割り込むために、常にイギリスを意識しなければならなかったのは当然である。

---

<sup>95</sup> Marquis de Moges, *Recollections of Baron Gro's Embassy to China and Japan in 1857-58*, London & Glasgow, 1860、リチャード・シムズ著、矢田部厚彦訳、前掲書、18 頁。

<sup>96</sup> リチャード・シムズ著/矢田部厚彦訳、前掲書、18 頁。

## 総括

地中海におけるアルジェリアの植民地化は、植民地の確保に関して、フランスが初めて海洋覇権的側面の重要性に気づいたことを示している。フランスが、アルジェリアを植民地にすることによって、地中海内の航路と、外洋である大西洋への航路を手に入れたことになり、実際、地中海に面している貿易港マルセイユは、恩恵を受け、貿易利益を増やしていくことになった。

外洋である大西洋には、ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカ、北アメリカの諸大陸が面している。フランスが、海洋覇権上、アフリカから南アメリカ、そして北アメリカへの足掛かりとしたのがギアナである。それゆえ、フランスは多大な犠牲を払ってでもギアナを死守しなければならなかった。

フランスが太平洋の極東にまで進出していった動機は二点あると考えられる。第一は、イギリスへの外交的配慮である。フランスはクリミア戦争を通して深めたイギリスとの同盟関係を、極東においても継続させた。海軍力を誇るイギリスに、フランスが逆らえなかったというのが実状であろう。しかしながらこの事実は、異なる角度から見れば、イギリスの力不足と言及することもできるだろう。つまり、イギリスは、クリミア戦争の終結と、極東での海洋覇権を単独で独占するだけの海軍力・陸軍力が不足しており、フランスの力に頼らざるを得なかったのではないかと考えられる。第二は、イギリスに対する抑止力である。フランスの極東進出は、イギリスの海洋覇権を独占することを阻止しようとしていたと考えられる。

最後に、極東における海洋覇権において、フランスとイギリスの戦略的相違がみられることに言及しておこう。イギリスは、貿易航路を確保し、貿易拠点を築くために、極東での海洋覇権を広げていった。中国での海賊掃討や、日本における航路獲得のための下関での軍事行動は、貿易の障害を取り除くためのものであった。そのため、沿岸における地方役人や、日本においては藩とのつながり、あるいは現地商人とのつながりを重視する政策を採っていた。一方フランスは、中国や日本において、海軍工廠の建設や軍の近代化に協力することで、極東の各国政府に寄り添う姿勢を採り、極東にフランスの影響力を示す政策を採った。第二帝政期において、植民地戦略の根幹が、フランスとイギリスで既に大いに異なっていたことが、現在に至るまでの植民地支援姿勢の相違につながることは、大変興味深い事実として受け止めることが出来るといえよう。

次章では、皇帝の植民地戦略に対するビジョンを変えさせ、地中海、大西洋、太平洋にまで海洋覇権を確立していった最も大きな契機となったクリミア戦争について言及し、フ

ランスがイギリスに対してどのような配慮と抑止力を持つに至ったか、バテスティの記述を参考に検証する。

### 第3章 クリミア戦争

第二帝政の初期、1854年から1856年にかけて、フランスはイギリスと同盟を結んでクリミア戦争に望んだ。ナポレオン戦争以来40年間の平和が破られたヨーロッパを巻き込んだ戦争であった。圧倒的な海軍力を誇るイギリスとの同盟の下に、フランス海軍は、地中海、大西洋、バルト海、白海から太平洋に至るまで、ロシアが接する世界の海を海洋封鎖することを通して広大なロシアに挑戦した。その結果、海洋覇権の拡大と、自らの海軍改革の必要性を認識したといえる。このクリミア戦争の経験で得た最も重要なことは、イギリスとの同盟で戦ったがゆえに、フランス海軍がイギリスの海軍力を身近に見ることが出来たということだろう。これは、フランス海軍に、効率的な動きとは何か、どのような組織が必要かなど、直面する課題の具体的な解決策を提示してくれるだけでなく、更なるイギリス対抗策を考える機会を与えた。そこで本章では、バテスティを参考に、クリミア戦争が、フランス海洋覇権戦略にどのような影響を与えたのか、海洋覇権戦略の実践部隊である海軍をどのように変えたのか、そしてフランス海軍のイギリス対抗策をどのように変化させたのか、検証する。

#### 第1節 クリミア戦争の発端

ロシア皇帝ニコライ1世はオスマン帝国を崩壊させ、バルカンを支配して地中海に前進する意図を持っていた。その意図を実現するためにロシアが最初に行ったことは、1841年7月13日のロンドン条約を破棄することを主張したことである<sup>97</sup>。ロシア艦隊を黒海の中に閉じ込めることを意図しているこの条約を破棄することによって、ロシアは地中海への前進を確かなものにしようとした。ロシアの次の作戦は、黒海で長くライバル関係にあったイギリスを巻き込み、衰えつつあったオスマントルコの分割をイギリスに提案したことである。オスマントルコを尊重することはヨーロッパの力の均衡に必要であるというのがイギリス外交の基本である。商業的にも、オスマントルコと結んだ1838年の条約で、イギリスは特恵的関税を享受していた。この商業的優遇を発展させるためにもイギリスは、スエズと中東の地峡を免税通過して商業の繁栄を守っている海と陸のルートを妨害するいかなるものも排除しなければならなかった。黒海のロシア艦隊が地中海に侵入することはイギリスの利益が危険にさらされることである。したがってイギリスはこのロシアの提案に対

---

<sup>97</sup> 1840年のイギリス、ロシア、プロイセン、オーストリアのロンドン四国条約を1841年にフランスが承認した。この条約には国籍が何であろうとすべての軍艦にボスフォラス海峡とダーダネルス海峡への接近を禁じている。

し、ロンドン条約の署名者の間でオスマントルコの保全を検討するよう呼びかけることで対処していた。一方、ロシアはフランスに対して、聖地問題を出してオスマントルコとフランスの間の外交に危機を生じさせるような挑発を行った。もともとフランスは、オスマントルコで生活しているラテンカトリックを保護する権利をオスマントルコから得ていた。しかしロシア皇帝の保護下にあるギリシャ正教の司祭はすべての聖地からラテン人を追い出すことを繰り返していた。第二帝政になって、フランスはオスマントルコから、カトリックの回復の勅令を得た。それに併せてロシアもオスマントルコに対し、ギリシャ正教の保護を要求すると共に、オスマントルコのヨーロッパ部分に保護領・内政干渉を要求した。ロシアは更に圧力を増して、ロシアとオスマントルコの間にあるダニューブ公国への進入を誇示した<sup>98</sup>。このような強気の行動を起こすロシアには確固とした計算があった。ロシアにとって、イギリス海軍とフランス陸軍が同盟を結ぶことは最も避けなければならないことであった。トラファルガーの屈辱から40年も経っていないことを考慮すると仏英同盟は現実的ではないとロシア皇帝は予想していた。しかし、ナポレオン3世はロシア皇帝の予想を覆したのである。こうしてナポレオン3世の主導で仏英同盟が同意され、仏英連合軍がロシアと対戦していった。

これまで戦争を避けようとしていたフランス・イギリス両国が、どのような動機でロシアと戦ったのか。イギリスについては、地中海そして黒海における経済的・戦略的利益を守るためというはっきりとしたものがあつた。フランスの動機については、外国に在留しているカトリック教徒を保護するという国内へのアピールはもちろんあつたが、ナポレオン3世自身の計画を実現できる適時性を見たのであるとバテスティは分析している<sup>99</sup>。つまり、ロシア皇帝の誤算と無謀さを利用して、対フランス同盟<sup>100</sup>のリーダーであつたロシアを排除することができる機会であるとナポレオン3世は確信したというのである。しかし、ヨーロッパの中でのフランスの立場を考慮すると、フランスは、ナポレオン戦争後イギリスと同調することでヨーロッパの中での地位を確保しつつあつた。その地位を更に確固たるものにするために、フランスはイギリスの利益を守るための戦争に同盟を結んで臨んだと解釈できるのではないか。また、イギリスに対しては、イギリスとの協調関係は、イギリスが描くフランスの脅威を取り除くことにつながると考えたのではないか。このようにクリミア戦争は、ヨーロッパの中のフランスの立場を示す最も良い舞台であつた。

---

<sup>98</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 71.

<sup>99</sup> *Ibid.*, p. 73.

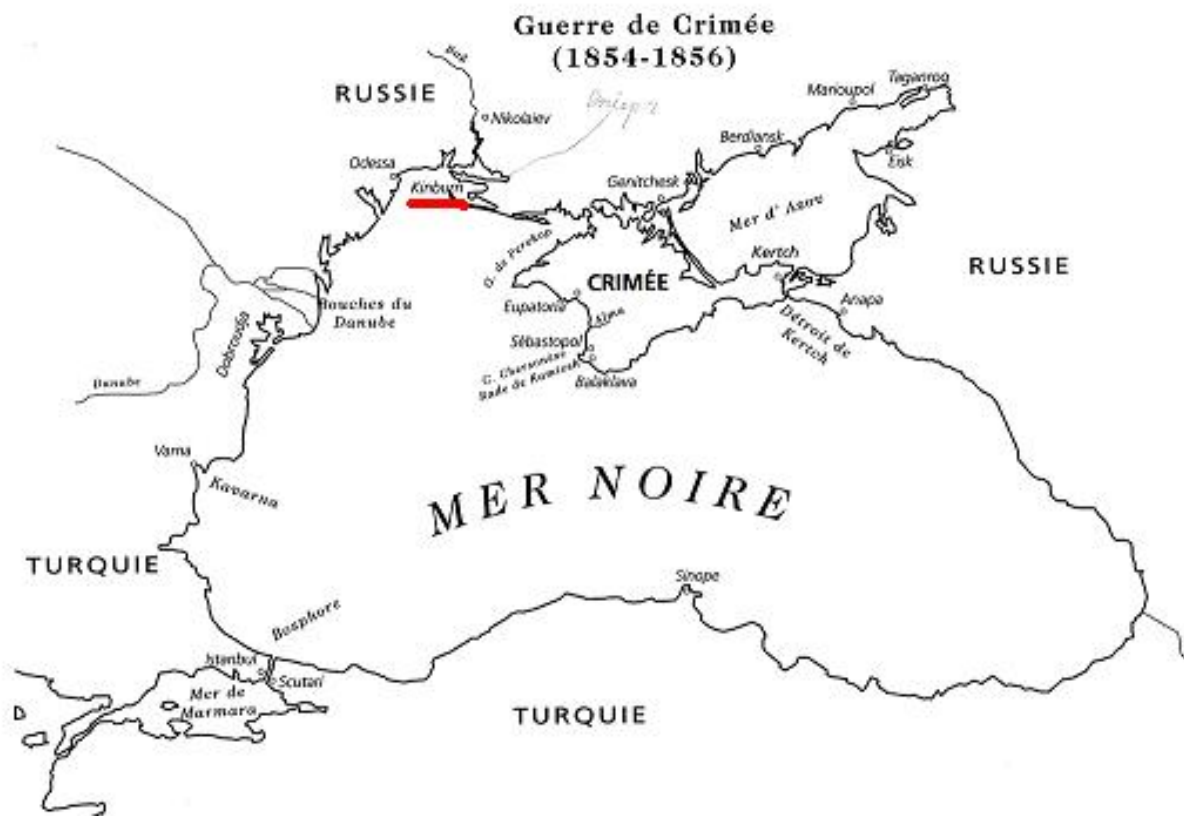
<sup>100</sup> 1815年ウィーン会議でイギリス、ロシア、オーストリア、プロイセンによって結ばれた対フランス同盟である。1818年フランスが加わり五国同盟となった。1840年エジプト・トルコ戦争を受けて紛争収拾のためにロンドン会議が開かれ、フランスを除くロンドン四国条約が結ばれた。



## 第2節 対イギリス戦略—戦艦の進歩—

イギリスとの同盟下で戦ったクリミア戦争では、フランスは、海洋戦でイギリスと同じ力を発揮することに最も重きを置いた。ナポレオン戦争以来海軍力を回復しつつあったフランスは、クリミア戦争を通して科学技術力に支えられた戦艦の進歩こそがイギリスの海軍力に追いつくことができる唯一の方法であると認識した。本節では、戦艦の進歩に焦点を当てて、フランスがクリミア戦争をどのように戦ったのかを検討する（図3.1）。

図3.1 クリミア戦争（黒海）

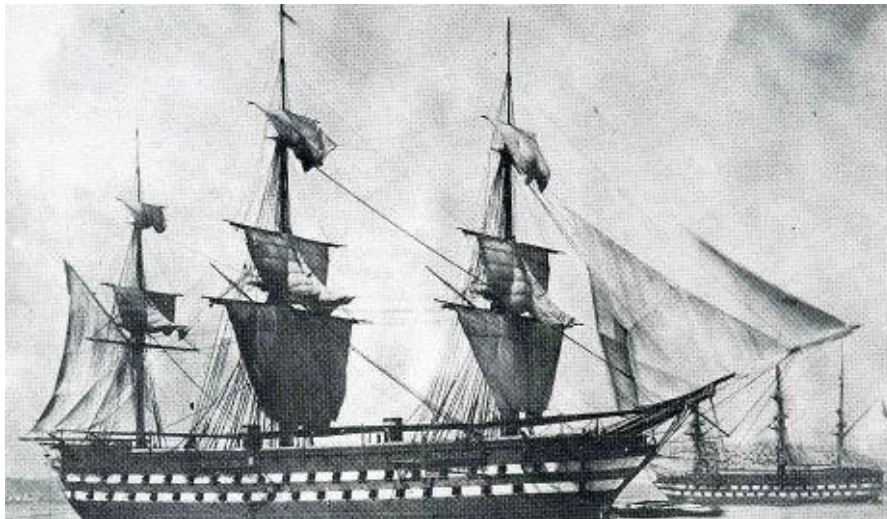


出典) Battesti, *La marine de Napoléon III*, op. cit., p.86.

クリミア戦争ではフランスがイギリスより優位に立った機会が2回ある。1度目は、まだ戦争に突入する前に、ロシアに対して抑止効果を行ったときの例である。オスマントルコに圧力をかけているロシアに対し、フランスとイギリスは海軍の示威行為のみでロシアの理性を取り戻せると判断した。1853年6月13日、ダーダネルス海峡の入り口のベシカ湾（Besika）に大型艦船15隻、フリゲート艦12隻、コルベット2隻、哨戒艇2隻からなる仏英連合艦隊が抑止効果を期待して配備された。しかしこの抑止力はロシアには通じず、7月、

ロシア皇帝はドナウ公国（ワラキア、モルダヴィア）へのロシア部隊の侵入を命じた。この危機を前にして、ロシアとオスマントルコの係争問題が 1841 年協定の署名者（ロシアも含む）による調停に置かれた。その際、ロシア皇帝がオスマントルコにいるギリシャ正教の危機的状況を訴えたことで、かえってそのことがオスマントルコの民族主義を目覚めさせ、この調停は失敗に終わった。一方、フランスとイギリスは、オスマントルコで行われたイスラム祭で起こった反キリスト教の暴発を抑えるために小船団 4 隻をコンスタンティノープルに待機させた。このことは、すべての軍艦にボスフォラス海峡とダーダネルス海峡への接近を禁じている 1841 年協定に、フランス・イギリス両国が始めて違反したことになる。この両国の軍艦を後ろ盾に、オスマントルコは、ロシアのドナウ公国からの即時明け渡しを要求したが、ロシアの拒否により、10 月 23 日、遂にロシアに宣戦布告をした。しかし、フランス・イギリス両国は、仏英連合艦隊をマルマラ海に送るにとどめることによってなおも抑止力でもって解決することを期待した。連合艦隊がダーダネルス海峡を通過してマルマラ海に入るには強い向かい風に挑まなければならなかった。その時フランス指揮官アムラン（Hamelin）率いる蒸気大型艦船ナポレオン（Napoléon）（図 3.2）は巨大な 3 層甲板帆船を牽引してマルマラ海に入った。

図 3.2 蒸気大型艦船ナポレオン（Napoléon）



出典) Masson, and Battesti, *La révolution maritime du XIX<sup>e</sup> siècle*, Service historique de la marine, 1987, p.21.

それに対し、イギリスの指揮官ダンダス（amiral Dundas）率いる大型帆船はこの風には無力であった。天気の回復を待って、フランスの艦船と合流できたのはフランスの到着の 1

週間後であった<sup>101</sup>。蒸気大型艦船ナポレオンは七月王政期に技師デュピュイ=ドゥ=ローム (Dupuy de Lôme) によって考えられ、1853年に完成した世界で初めての蒸気大型艦船である。この出来事は、イギリスに強烈な印象を与え、この日以来イギリスは早い蒸気大型艦船の建艦を急がせた、と技師デュピュイ=ドゥ=ロームは彼の覚書に残している。

一方、黒海では、大型艦船 14 隻、フリゲート艦 7 隻、コルベット船 16 隻からなるロシア艦隊と、大型艦船 8 隻と軽装船からなるトルコ艦隊が対峙している状況であった。トルコは仏英連合艦隊の黒海への侵入を要求したが、イギリスとフランスは中立の立場を貫く姿勢でトルコの要求を退け、その上トルコに対し部隊の補給などロシアを刺激するようなあらゆる挑発を禁じたのである。フランス・イギリス両国は、なおも戦争を回避する姿勢を採った。この西側の控えめな態度が、ロシアにつけ込まれる機会を与えたのである。しかし、トルコ艦隊が黒海のシノプ戦 (Sinope) で大敗したのを機に、仏英連合艦隊は 1854 年 1 月にボスフォラス海峡を突破し、3 月 27 日にロシアに宣戦布告した<sup>102</sup>。このように、クリミア戦争前にフランス艦船の技術的優位をイギリスに示すことができたことは、イギリスがフランスの海軍力を信頼することにつながったと同時に、このことが、フランスに更なる技術の挑戦を与えた。

フランスがイギリスより優位に立てた 2 度目の機会は、クリミア戦争終結のきっかけとなったクリミアのキンバーン (Kinburn) 攻撃である。1855 年 9 月 5 日から 8 日にかけて、3 日間、クリミアの強固な要塞セバストポール (Sébastopol) が連合軍の 803 台の大砲によって攻撃を受け、ロシア軍の司令官ゴルチャコフ (Gortchakov) は遂にセバストポールを明け渡した。クリミア戦争開始以来 13 ヶ月続いた戦闘であったがついにセバストポールは陥落したのである。このセバストポールの陥落をもってしてもロシアの力は衰えなかった。この状況を打開すべく連合軍は 9 月 15 日重要作戦会議を開き、ナポレオン 3 世の主導でキンバーン攻撃を決定した。黒海の北部に注ぐバグ川 (Bug) とドニエプル川 (Dniepr) の河口に位置する要塞 (Nicolajav, Kherson) は、大部分のクリミア軍の軍備・食糧を通過するのを守っている重要な要塞である。これらの要塞を防衛しているのが、バグ川とドニエプル川の河口の渦の入り口に位置するキンバーン要塞である。このキンバーン要塞を攻撃することによってロシアのクリミアの兵站線を切断することになる。艦隊司令官ブルーア (Bruat) はキンバーンの占領作戦をナポレオン 3 世に提案し、ナポレオン 3 世はすぐに遠征隊の出動を命じた。陸軍大臣から將軍ペリシエ (Pélissier) に宛てられた電信文の中で、キンバー

<sup>101</sup> Dupuy de Lôme, Notice sur les travaux scientifique de M. Dupuy de Lôme, Paris, Gauthier-Villars, 1866, pp. 22-27., cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 74.

<sup>102</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 79.

ンの占領は軍事行動にとっての基地となり、ロシア軍の背後から攻撃することを可能にし、ついにはロシアにクリミアを明け渡す結果に導くだろう、と述べられている<sup>103</sup>。このキンバーン攻撃に、ナポレオン 3 世が細部にわたり監督した浮き砲台が投入されたのである。1855 年 10 月 17 日 8 時に海上に浮かぶ要塞である 3 台の浮き砲台がキンバーン要塞を攻撃し、同日 13 時 25 分要塞は静まった。仏英連合艦隊は砲撃を止め、休戦交渉使節を送った。10 月 18 日要塞を守っているロシアの将軍は降伏した。

キンバーン攻撃に投入された浮き砲台の構想<sup>104</sup>については、七月王政期 1846 年 7 月 3 日、海軍大臣マコウ (Mackau) により草案されたマコウの 9300 万法<sup>105</sup>で初めて記載されている。その後、技師ジェルベージュ (Gervaise)、技師ロサン (Rossin) によりこの構想になくてもならない鉄の船の検討がなされたが、土木評議会により計画が延期された経緯があった。1853 年 11 月、トルコ船団が強風のため黒海のシノプで寄航しているところをロシアの大型艦船 5 隻とフリゲート蒸気船 3 隻から発射された爆発性・焼夷性の砲弾によって急襲されるという事態が起きた。この攻撃によってトルコは 4200 人中 2000 人が死亡、150 人が捕虜になるという大きな被害を受けた<sup>106</sup>。このシノプ戦でのトルコの敗北から、ナポレオン 3 世はいかなる爆発性の砲弾にも耐えうる、そして海上の要塞となりうる浮き砲台建造計画の実施を命じた。彼が目指した浮き砲台というのは、一層の単純な船、太い口径の大砲を備え、あらゆる種類の弾丸に抵抗できるという条件を備え、バルト海での軍事行動のため浅瀬を乗り越え、船の側面から攻撃できるものであった。ナポレオン 3 世の命で海軍工兵隊総監ガルニエ (Garnier) の下、非公式で専門の研究室が設けられた。こうしてナポレオン 3 世は浮き砲台建造の計画のすべての段階に関わったのである。このプログラムで最も困難な問題は砲弾の抵抗を考えた装甲鋼板であった。ヴァンセンヌ (Vincennes) での砲兵射撃練習場で多くの実演を重ねた後、最終的に木製の柔軟なマットレスに金属板を押し付けることによって創られた鋼板は驚くほどの抵抗力を示した<sup>107</sup>。その直後、1854 年 7 月海軍大臣デュコ (Ducos) は浮き砲台 10 台の建造を命じた<sup>108</sup>。この浮き砲台の完成は氷の解け始めるバルト海軍事行動に合わせて 1855 年 5 月と決められた。しかし、フランスのみでの建造では製鉄所の能力を超えていると判断され、半分の 5 台をイギリスに引き受けてもらえるように提案した。イギリスはフランスの提案に直面して懐疑的であったが、9 月 30

<sup>103</sup> Dépêche télégr. minis. Guerre à Pélistier, 26 septembre 1855, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 145.

<sup>104</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 94.

<sup>105</sup> 海軍の遅れを取り戻すために、造船と海軍工廠に 9300 万フランを充てるという法である。 *Annales Maritimes et Coloniales*, Partie officielle 1846, n° 115, pp. 673-674.

<sup>106</sup> Note sur l'affaire de Sinope du 30 novembre 1853, par le capitaine de vaisseau commandant le Magdor, 8 décembre 1853, arch. nat. mar., BB4 692, f° 07, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 74.

<sup>107</sup> P. Dislère, *La marine Cuirassée*, Paris, Gauthier-Villars, 1873, p. 11, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 96

<sup>108</sup> Circulaire minis. 29, juillet 1854, 1DD<sup>1</sup> 209, f° 61, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 96.

日驚くべき協力が始まった<sup>109</sup>。こうして両国はお互いの製造方法を交換するというまさに驚くべき才能の交換が始まったのである。もちろんナポレオン 3 世がこの主導権をもって<sup>110</sup>。この時、彼はフランス在住イギリス大使に自らの研究ノートを手渡すという寛大さを示したのである<sup>111</sup>。イギリス大使は、ナポレオン 3 世にはイギリス海軍に対する嫉みと同時にそれを抑える感情を持ち合わせている、とこの寛大さを評している。ナポレオン 3 世は、ロシアの要塞を破壊することによりロシアに対して早急に戦略的優位をとりたいという考えに起因してロイヤル・ネイヴィーのために情報を与えるという危険とも言うべき賭けに出たと推測できるが、それ以上にイギリスの技術力に追い付くあるいは追い越すことによって、ロシア戦の主導権を握ることができるというナポレオン 3 世の最終的な目標がこの行動に駆り立てたのではないか。フランスの浮き砲台の出現によって、フランスの技術が一時的にもイギリスより優位に立ち、同時にヨーロッパにフランスの技術力を示すことができたのは明らかである<sup>112</sup>。

フランス海軍がイギリスより優位に立てた 2 回の機会は蒸気大型艦船ナポレオンと浮き砲台、すなわち、二つの科学技術、蒸気と装甲、の優位によるものである。クリミア戦争で科学技術による国際的なアピールを示すことができたナポレオン 3 世は、戦後、海軍装備の近代化を急いだ。

### 第 3 節 クリミア戦争の経験から艦船の近代化

クリミア戦争で国際的に大きな役割を果たしたナポレオン 3 世は更なる海軍装備の近代化を急いだ。

#### (1) 1857 年のアムラン報告

フランスが威信を示すことが出来た蒸気大型艦船ナポレオンの活躍でも示されたように、1854 年のバルト海での軍事行動で蒸気船の必要性が特に要求された。岩のような小島の間を曲がりくねった狭く暗礁で覆われた水路を通っていかなければならないバルト海では帆船では近寄ることもできない。このバルト海の家戦（図 3.3）では、イギリスはかつてない最も強力な蒸気艦隊を集めた。すなわち、ミックスマ型艦船<sup>113</sup>13 隻、スクリュウ付フリゲ

<sup>109</sup> Rapport de l'inspecteur du Génie maritime, 30 septembre 1854, 1DD<sup>1</sup> 212, f° 54, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 97.

<sup>110</sup> Dépêche minis., 23 septembre 1854, 1DD<sup>1</sup> 212, f° 50, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 97.

<sup>111</sup> James Phinney Baxter, *Naissance du Cuirassée*, Paris, édition de la Nouvelle critique, 1935, p. 76, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 98.

<sup>112</sup> Langlois, *Revue des Deux Mondes*, 1858, p. 751.

<sup>113</sup> 蒸気機関のついた大型帆船。帆で航海するときは、煙を減らすために煙突は隠され、スクリュウは上げられる。1825 年ロイヤル・ネイヴィーは *Duke of Wellington* を進水させた。1840 年代に入って、ロイヤル・

一ト艦 4 隻、その他車輪のついたコルベット船 12 隻、そして大型帆船が加わった<sup>114</sup>。それに対して、フランスは大型艦船 9 隻とフリゲート艦 7 隻はすべて帆船であった。かろうじて狭い海の航海のため、蒸気フリゲート艦 3 隻、蒸気コルベット船 3 隻、蒸気哨戒艇 6 隻が加わった<sup>115</sup>。イギリスの蒸気船の圧倒的な保有は、フランス海軍に刺激を与えていたことは当然である。

クリミア戦争の経験から、蒸気の優位は明らかであり、1855 年に将校の最高専門委員会がもたれ、すべての艦船に蒸気モーターを備えることを基本に、どのような構成で艦隊を創っていくかが検討された。先ず、過渡期的なものとして、早急に帆船をミックス船に改良する。そして 150 隻からなる早い速度を目指した蒸気艦隊を段階的に創るというものがある<sup>116</sup>。1856 年にはこの委員会の提案をアムランのもとで検討され、1857 年に国務院により承認され、アムラン報告<sup>117</sup>として 1869 年まで、帝国海軍を支配する法となった。

ここで注目したいのは、アムラン報告において艦隊の構成とその近代化を主題としているが、一方イギリスとの同盟を保つことに気を使っているナポレオン 3 世の慎重な政策が盛り込まれていることである<sup>118</sup>。すべての野心的な建艦政策はイギリスにより攻撃的だと思われ、結果的に干渉される原因になりかねないということを、皇帝は危惧したのである。1857 年のイギリスの艦船保有数は、大型艦船とフリゲート艦を合わせた 48 隻を含むスクリーナー船 306 隻であり、アムラン報告での 150 の蒸気船と比べると倍の数である。また、同年のイギリス海軍予算は 3 億フランに相当し、植民地には 8 千万フランに相当する予算が充てられている。一方植民地も含めたフランス海軍に充てられた額は 1 億 5 千万フランで、イギリスの海軍予算の半分以下であった<sup>119</sup>。このように艦船保有数そして海軍予算共にイギリスより大きく差をあげられている。しかし、もともとフランスは陸軍でイギリスより優位にたっている。この陸軍の優位を広大な対ロシア戦に当てるために、フランスと同盟を組んだのが、イギリスの真意である。フランス海軍は陸軍の補助としての役割を果し、したがって海上覇権を主張しないで、海洋全体の海軍バランスを保つことに貢献しているという立場を誇示していた。特に、イギリスの海洋覇権に対抗するような行動は採らないという慎重な姿勢を保持していた。

---

ネイヴィーとフランス海軍はこのミックス船に改良し始めた。

P. Masson, Battesti, *La Révolution Maritime du XIXe siècle*, Lavauzelle, 1987, p. 21.

<sup>114</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 89.

<sup>115</sup> *Ibid.*, p.92.

<sup>116</sup> Rapport de Son Excellence M. le ministre de la Marine à l'Empereur sur la transformation de la flotte, Conseil d'État, n° 657, 8 janvier 1857, Imprimerie imperial, p. 5. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 164

<sup>117</sup> Rapport de son Excellence M. le ministre de la Marine à l'Empereur sur la transformation de la flotte (dit Rapport Hamelin), Paris, Imprimerie impériale, 1857, 26p. +annexes, 60p., cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 167.

<sup>118</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 167.

<sup>119</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 1223.



図 3.3 バルト海の海戦



出典) Battesti, *La Marine de Napoléon III*, 1997, p. 90.

しかし、アムラン報告では、基本的には、フランス海軍は防衛とイギリスへの抑止力のための手段としての役割を持っていることを強調している。第一に、フランス海軍は、あくまで防衛の手段であるので、フランスの広く豊かな沿岸地帯やアフリカの植民地を防衛

するために充分であればよいのである。第二に、もしイギリスが攻撃者になれば、フランスはイギリスに対して抑止力を持つことが必要である。効果的で、非常に脅迫的で、迅速な装備の可能な一流の艦隊を保持することによって、突然の宣戦布告の場合にも、敵が武装し同等の力で敵の港から出てくる前に、フランスが海の支配者になることが可能である。クリミア戦争でのロシア海軍の苦悩と無力を経験しないために、敵より早く行動する目的で艦船は絶えず水上に保存され、乾ドックで完成の状態に保存されなければならない。イギリスに譲っている量的優位を軍備の迅速さで補わなければならない。更にはフランスに対するある種の畏敬の念をイギリスに抱かせなければならない。イギリスに主導権を与えないためにもすばらしい質の艦船を自らに与えることである。このために従来不足していた海軍の軍事的信頼性や、陸軍に重きを置いた財政政策の理由で実現できなかった常設の軍備を持つことは技術的な進歩の観点から見ても必要である。

このようにアムラン報告は、クリミア戦争において得られた教訓から、イギリスとの同盟に配慮しながら、対イギリスのために常にイギリスを基準に恒久的な艦隊を保持するという意思が示された。

## (2) 装甲

装甲技術もクリミア戦争においてフランス海軍の威信に貢献したもう一つの要素である。1853年11月、黒海のシノプ戦でトルコ船団はロシアの焼夷性砲弾により襲撃され、トルコの木の船は壊滅状態になった。このシノプ戦は木の船団に警鐘を鳴らし、装甲の時代を告げるきっかけとなった<sup>120</sup>。

黒海のキンバーン要塞攻撃で初めて浮き砲台の効果を証明したのは、指揮官ショーバンス (Louis Montaignac de Chauvance) である。彼は、フランス海軍の未来のために装甲フリゲートの建艦を予想した<sup>121</sup>。クリミア戦争が終わると、ショーバンスに賛同する装甲の支持者たちは、「フランス海軍はキンバーンで誇示された技術の前進を保持しなければならない。ロイヤル・ネイヴィーと同等になるために革新を続けることによって、その技術を使う機会を利用しなければならない。」と主張している。そのような技術革新支持者の一人である若き海軍大尉デュースートル (Duseutre) の覚書は、当時の技術革新を支持している将校たちの考え方をよく表している<sup>122</sup>。帝国の外交政策や戦争によって強化されたイギリス

<sup>120</sup> *Ibid.*, p. 75.

<sup>121</sup> Rapport de Louis Montaignac de Chauvance, commandant de la Devastation, 20 août 1855, 7DD<sup>1</sup> 99 cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 177.

<sup>122</sup> Lieutenant de vaisseau Duseutre, Aperçu sur l'avenir de la marine, 8 janvier 1857, manus. 6DD<sup>1</sup>25, n° 486, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 177.



との同盟にもかかわらず、デューストルや彼の仲間たちにとってフランスの潜在的な敵はイギリスである。

「われわれは艦船を持っているが、イギリスはわれわれ以上に持っている。彼らの保有している船の四分之三でわれわれの海軍を全滅させ、残りの四分の一でわれわれの海軍工廠や商業都市を破壊するだろう。このような脅しに直面して、巨大な彼らの軍備を彼ら自らで破壊するようなことになれば、そのときにはわれわれは同じ出発点に立って、彼らと同等の力を獲得できるだろう。そのような結果が得られるのは、速度の速い砲弾を除け、船首に装着された衝角（喫水以下で装備された水切りで体当たりのため）で武装された浮き砲台によってである。」

大革命と第一帝政で味わった苦しみと、その間に起こった海軍の停滞と技術の遅れを残念に思っている将校たちの気持ちが読み取れる。

「浮き砲台の前で、イギリスの船は軍事的価値のないものとなり、障害物の後ろに身を隠すことを余儀なくされ、そうすれば海は自由になるだろう。」

イギリスの海上覇権に対する批判である。

「フランスの浮き砲台は、三つの働きがある。すなわち、イギリス船の舵あるいはスクリューを取り外してしまう大砲と衝角、そしてスクリューを休止状態にした後は第三の働きである接近戦である。イギリスは、その接近戦でわれわれが第一の世界の兵士であることを認識する。」

このデューストルの浮き砲台についての観点はまさしくフランス独自のものである。それまでも、そしてそれ以後もフランスは陸軍力においてはイギリスより優位に立っていた。フランスは陸上での戦いに自信をもっていたのである。それゆえ海上戦を陸上戦に変えることが出来るのが浮き砲台であるとの認識を彼は持っていたのである。浮き砲台の発想はフランスならではのものであった。そのために、彼の計画では40台の浮き砲台の建造が必要とされた。

「40台の浮き砲台は1億フランに相当するが、10万人の戦闘員を迅速に輸送できる。それによって、われわれは世界の支配者になり、それは戦争をするためではなく、戦争を不可能にするためである。今日われわれが行っている古い船の改修はお金を失うようなものである。それよりも植民地のために、速度の速いフリゲート艦とコルベット船を建造するほうがよい。フランスの旗を遠くにもって行き、われわれの商業を守るために。」

技術革新のために有効に予算を使うことを提案し、同時に、イギリスが思うがままに海上覇権を広げていることに対する批判もしている。技術革新が戦いの条件を変え、より強い

競争相手を倒すことが出来る。彼は、攻撃のための競争力を持ったフランス海軍を目指していたのである。

デューストルの意見は多くの国務院の人々に支持され<sup>123</sup>、未来の装甲艦計画の参考に利用された。すなわち、国務院の主導の下に、速度の速い、鉄と木で作られ、そして長い軍事行動にも充分航行できる装甲艦の計画が準備された。1857年、蒸気大型艦船ナポレオンの製作責任者デュピュイ＝ドゥ＝ロームが海軍・植民地省の軍備局長になり、装甲フリゲート艦計画が始動し、1858年に世界で初めての装甲フリゲート艦グロワール（Gloire）が竣工した。この一隻の船が大きな脅威になったことが、1863年イギリスの将官ロビンソン（Robinson）の海軍司令部への報告の中で証明されている。「フランスの持っている6隻の艦船は、速度、船具の軽さ、操作の容易さでイギリスの船より勝っている。そして水上の砲台の高さは低く、多くの大砲を配備している。それに比べて、イギリスの船は明らかに劣っている。」と述べられている<sup>124</sup>。

クリミア戦争でのキンバーン攻撃の成功がフランス海軍の技術革新を更に後押ししたのは間違いない。フランス独自の発想でできた浮き砲台を初め、装甲艦船は木の船に取って代わり、若い将校たちにとってロイヤル・ネイヴィーに追いつき、追い越せる手段と思われた。

### (3) フランス海軍の輸送能力

海軍にとって最も重要な役割は輸送の任務である。クリミア戦争において、本国から1500マイル離れた東方への荷物・遠征軍の輸送、それに加えて食糧の補給、負傷者・病人の避難、援軍の輸送が大きな問題となった。イギリスは、世界中の植民地・干渉地で商業利益を求めて航海している商人のおかげで、輸送のために商業船を雇うことが可能であった。クリミア戦争の最初の局面で、イギリスは、17407隻の商業船、そのうち538隻は蒸気船を準備することができ、162416人の船員を運ぶことができる能力があった<sup>125</sup>。これに対しフランスは、同時期に大型艦船6隻、（そのうちミックス船3隻）、フリゲート艦6隻、（そのうち蒸気船2隻）、コルベット船12隻、（そのうち蒸気船10隻）、帆船の輸送船11隻をどうにかして集めることができたが、不足を補うために帝国海運会社の商船を動員した。それに加えて、兵站部は企業の帆船200隻（サルディーニャ、ナポリ、オーストリア国籍の船

<sup>123</sup> Conseil des travaux, séance du 24 mars 1857, BB8□1140, f°s240-246, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p.178.

<sup>124</sup> J. P. Baxter, *Naissance du Cuirassé* (The introduction of the ironclad warship), Paris, Édition de la Nouvelle revue critique, 1935, p.293.

<sup>125</sup> 《Tableaux présentant la situation des bâtiments marchands de la marine britannique en 1854》, *Annales Maritimes et Coloniales*, 1855, t.2, p. 196.

を含む)と蒸気船 3 隻を借り入れた<sup>126</sup>。このように、フランス海軍の輸送能力はイギリスに圧倒的に差をつけられていた。

イギリスは艦船数で優位に立っているのに対し、フランスは仏英同盟のなかでイギリスと肩をならべるために、陸軍部隊の多さで対抗していた。黒海とバルト海の遠征団は、合計で 34222 人、それに加えて乗組員は 59283 人に達した<sup>127</sup>。これらの遠征団と乗組員で広大なロシアとの戦いに対応していたのである。1854 年 2 月フランスがバルト海の軍事行動の参加を受け入れた際、海軍は東方への陸軍の輸送、黒海の封鎖、バルト海への派遣を一度に担うことになった。また、1854 年 6 月、バルト海の攻撃基地としてボマルスンド (Bomarsund) (図 4) の確保に、イギリスはフランス遠征隊を要請した。この要請を受けたナポレオン 3 世は 10000 人の遠征軍を用意し、イギリスは彼らの移動と戦艦のメンテナンスを約束した<sup>128</sup>。輸送能力が圧倒的に勝っているイギリスと遠征団の優位を誇るフランスの連携政策の典型的な例である。

このようにクリミア戦争では、遠征団そして後方支援の兵站の輸送に迅速さと組織力に欠けていたことを経験した。ナポレオンの大陸封鎖以来商業航海が衰えたことによって商業船の回復が遅れていること、そして輸送専門の艦船数の少なさに原因していることを認識し、1857 年のアムラン報告では、94 隻の艦船からできている輸送艦隊の創設が含まれていた。すなわち、車輪つきフリゲート艦 20 隻、スクリュウのフリゲート艦 27 隻、荷物用コルベット船とスクリュウ付馬用コルベット船 47 隻で、40000 人の軍隊、荷物、大砲、12000 の馬を輸送できるものであった<sup>129</sup>。

イギリスは商業拠点・植民地への商業船のネットワークを戦時の輸送手段として即座に使用することが出来た。海軍の将校たちは、イギリスが手をつけていない新しい海洋拠点に自らの主導でフランスの旗を立てていったのは、クリミア戦争でのイギリスの輸送能力に追いつくためでもあったのである。

#### 第 4 節 艦隊の乗組員

クリミア戦争のような戦時においては速やかに多くの兵士を召集しなければならない。そのためには、陸軍と違った能力を必要とする海軍の乗組員を十分に確保できる環境を整える必要がある。フランスでは乗組員の募集方法に海員登録という制度がある<sup>130</sup>。

<sup>126</sup> J.R.Delays, *Les Transports pendant la Guerre de Crimée, École de Guerre Navale*, 1922, multigr. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 83.

<sup>127</sup> Le rapport Hamelin sur la transformation de la flotte, 1857, annexe n°5, p. 9. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 82.

<sup>128</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 98.

<sup>129</sup> *Ibid.*, p. 164.

<sup>130</sup> Jacques Captier, *Étude Historique et Economique sur l'Inscription Maritime*, Paris, Giard et Brière, 1907. cité de

17 世紀にコルベールが始めた方法によって、任務可能な海に関係する人々の人口調査を予め確立し、各地域に奉仕する海員を召集した。彼らを行政区によって3~4のクラスに分け、各クラスは、1年間の王の軍務、2~3年間商船業界（貿易港）に送られ、その後行政区に配属され、最終的に海軍の必要に応じて召集される。この一連の過程は年齢の制限まで役割を果せなくなるまで繰り返される。しかし、1年間の王の軍務における教育では不十分であり、また、商船業界での経験の後に必要な時に軍務に召集されるというのは、少なくとも3年間召集された人々を拘束することになり、遠い遠征や漁・海運業の機能を妨害する。それを避けるために、1784年には、海に慣れた人々のいる沿岸地区と隣接している内陸部も対象として海員登録区が組織された。個人の役割により召集され、一覧表に載せられる。このリストの最初から召集が始められ、リストの名前が終われば最初から再び始められる。これらの厳しい任務に就いているより広い範囲での沿岸住民にはいくつかの特権が与えられた。

- ・利用されていない海員は、二分の一の俸給（1670年の勅令）
- ・解雇の際、1ヶ月以上の保証金（1673年の勅令）
- ・戦争中の兵士の俸給の家族への譲渡（1675年の王令）
- ・負傷の場合、海軍病院へ無料で（1670年の王令）
- ・病気が続く限り保証（1673年の条例）
- ・混成任務を行ったすべての海員（大部分は商船隊に）に二分の一の俸給と年金（1709年の勅令）
- ・任務で死亡した海員の未亡人・孤児に援助（1713年の勅令）

これらのすべての義務を果すために特別会計、いわゆる海軍の廃兵会計が設けられた（1673年）。これは先駆的な社会保障制度である。国あるいは商業に奉仕するすべての海員から俸給を天引き（2.5%）される制度である。その上、登録者は、航海と沿岸漁の独占権を持つ<sup>131</sup>。海軍あるいは商船隊に関わる海員は、国のしっかりとした社会保障制度によって支えられていたのである。

海岸住民にのみ負担のかかる海員登録制度に対する散発的な反対騒動があったが、フランス革命勢力下、立法議会は海員登録制度を支持し、その上で1790年の政令で、「すべてのフランス市民は海軍職を選択することが可能であり、海上あるいは海軍工廠で任務に就く。」と宣言した。この宣言によって、船乗りの召集制度は国全体を対象とされた。それによって、海岸住民による海員登録制度の不公平が排除されるという効果があった。そして、

---

Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 441.

<sup>131</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 442.

従来 60 歳までの任務であったのが 56 歳に引き下げられた。1795 年には、海員登録制度は明確に組織化された<sup>132</sup>。つまり、航海に携わるすべての市民に対して、国の艦船で任務する義務が保持された。このように、沿岸地区住民が海員として登録され、必要な時に召集される制度として海員登録制度が確立されていたが、沿岸住民にとって不公平感が常に存在した。それを解消するためにこの制度は国全体を対象とするものとなり、一方、航海に携わる人々対象に艦船乗船の任務が義務化された。

1835 年、一連の王令や条例によって、恒久的召集が規定された<sup>133</sup>。従来、召集は必要に応じて行われていた。そのための悪い影響もあった。つまり、必要とされた時に港にいた漁師、沿岸航海の船員といった人々のみ登録されたが、遠洋航海の水夫は登録から逃れるという場合があった。この恒久的召集は国の任務を 3 年以内経験している下士官や水夫を常時募集して、彼らを乗船するまで訓練することを目的としている<sup>134</sup>。従って必要な時、直ちに利用できる水夫が準備されているということである。しかし、登録者に重く配分が課されているのは変わらない。そこで任務期間は、水夫に対しては 20 歳から 40 歳、下士官に対しては 20 歳から 45 歳までとなった。

一連のこれらの改善にもかかわらず、この海員登録は常に論争の的であった。時には激しく支持者と反対者の間で対立した。1840 年代、「海員登録は、水夫たちを革命政府の法の外におき、水夫たちにとって 1789 年の革命は起こっていない<sup>135</sup>」という非難が、反対者から上がった。つまり、会員登録制度は、革命以前のままであるというのが反対者の言い分であった。また陸軍と比較して、陸軍は市民の三分の一がくじを引き、任務は 7 年であるが、水夫は 40 歳まで国の任務に拘束される。沿岸地域では、そのことが働き盛りの中間クラスのない社会を構成し、海運業の発展を妨害している<sup>136</sup>。その上、国は、商業に携わるより少ない俸給で沿岸住民を拘束している。すべての社会層から召集をしている陸軍と比べて、海員登録制度は不公平という非難があっても当然のことであるというのが反対者の主張であった<sup>137</sup>。それに対して、海員登録の支持者は、年金・家族援助などの利点を強調したが<sup>138</sup>、両者の論争は絶えることなく 1952 年まで続いた。

<sup>132</sup> Décret concernant l'Inscription maritime, 3 brumaire an IV, Recueil des lois relatives à la marine et aux colonies, t. VI, p. 49, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 442.

<sup>133</sup> Citée par de nombreux auteurs comme Marec, M sur plusieurs questions concernant l'inscription maritime, Paris, Imprimerie nationale, 1851, p. 44, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 443.

<sup>134</sup> *Annales Maritimes et Coloniales*, 1837, p.1124.

<sup>135</sup> Anonyme, Sur l'Inscription maritime, ses illégalités, ses vices et les entraves qu'elle met au développement de la marine marchande et du commerce maritime, Paris, Corréard, 1848, p.7, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 443.

<sup>136</sup> Le Pomellec, Mémoire au roi sur la nécessité de réformer l'Inscription maritime des mtelots, Saint-Brieuc, Gyon, 1843. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 444.

<sup>137</sup> Anonyme, *Sur l'Inscription Maritime*, *op. cit.*, p.16-17. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 444.

<sup>138</sup> H.M. Holker, *De l'Inscription Maritime et du Régime des Classes*, Paris, Amyot, 1846. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 444.

恒久的召集の確立以来、任務を終えて再び召集されることはなかった。しかし、クリミア戦争では、この慣例が覆されたのである。1854年、イギリスはバルト海での軍事行動を決めた<sup>139</sup>。2月24日、フランスはイギリスからのバルト海軍事行動の提案を受け入れた。フランス海軍は東方（黒海）への陸軍の輸送、黒海の封鎖、そしてバルト海への派遣という第二の戦場を持つことになった。フランス海軍にとって、船を集めること、軍備を整えること、食糧・弾薬の補給といった困難さに加えて、特に乗組員・下士官の不足が大きな問題であった。そのため、臨時の乗組員の召集に踏み切った。1月1日から6月1日にかけて再召集された乗組員は21850人に上った<sup>140</sup>。殆ど大西洋岸のブルターニュ地方の人々が召集されていた。彼らを励ますために、ナポレオン3世は、聖母マリアの絵を送ったというエピソードがある<sup>141</sup>。ナポレオン3世にとってもこのバルト海軍事行動のための乗組員再召集は重い決断であったのであろう。バルト海第二艦隊が彼らによって、即座に作られた。彼らは、一回目の召集時の経験から、一流の乗組員になっていたのである。6月22日、バルト海第二艦隊は、イギリスの艦隊と共に、フィンランド湾（Golfe de Finlande）の奥に位置し、サンクトペテルブルク（St.Petersbourg）の前方の見張り番であるクロンスタット（Kronstadt）要塞（図3.3）の前7マイルに投錨し、ロシア軍を挑発したが、ロシア軍はその挑戦には応酬しなかった。「強い防衛力を持ったこの要塞に対して仏英連合艦隊はいかなる決定的な試みも不可能であろう。そして連合艦隊の運命を危険にさらすことになる。」と仏英両指揮官は結論した<sup>142</sup>。7月初めまでクロンスタット要塞前で無駄に過ごしたが、連合軍はボスニア湾の開口部にある約280の花崗岩の群島の一つであるボマルスンド（Bomarsund）の要塞を攻撃する。遠征軍が上陸し、艦隊が参加して、8月16日、ロシア軍は降伏した<sup>143</sup>。このボマルスンドの占領は、仏英連合軍のロシアに対する初めての勝利であった。連合軍は、大型帆船17隻（その内フランス11隻）、フリゲート帆船3隻（フランス）、フリゲート蒸気船とコルベット蒸気船11隻（その内フランス5隻）が群島を取り巻き、小型砲艦40隻と蒸気船4隻からなるロシアの小船団は退却せざるをえなかったのである。

バルト海軍事行動におけるこの再召集は、沿岸住民にとって非常に重い任務であった。30歳代、40歳代の多くの人々が家族から、仕事から取り上げられ、そのことが抗議へとつながった。クリミア戦争に参加した指揮官の一人、グラビエール（Jurien de La Gravière）に

<sup>139</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p.89.

<sup>140</sup> Résultats de la levée extraordinaire de 1854, Rapport Hamelin sur la transformation de la flotte, 1857, annexe n° 5, p. 9. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 444.

<sup>141</sup> Dépêche Parseval-Deschênes à minis., 19 avril 1854, arch. nat. mar., BB<sup>4</sup> 710, f° 43, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 92.

<sup>142</sup> Bazancourt, *L'Expédition de Crimée. La Marine Française dans la Mer Noire et la Baltique. Chroniques de la Guerre d'Orient*, Paris, Amyot, 1858, t2, p.268. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 94.

<sup>143</sup> Dépêche Parseval-Deschênes à minis., mar., 16 août 1854, BB<sup>4</sup> 710 f° 207, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 100.

よって、「一回目、二回目の任務を終えた水夫の召集が命じられた。数日で完全な乗組員の状態になった。経験の積んだ人々で、直ちに中隊が組まれた。3年の乗船に必要な役割をすでに満たしていた。しかし、その裏には多くの嘆きが貿易港を支配していた。大臣の命令は、悲しみと失望の長い叫びで迎えられた。この突然の召集は、殆どの家族の父親や漁師の雇い主から仕事を奪い、そしてこの突然の召集は工業を危うくした。」と述べられている<sup>144</sup>。

このような緊迫した召集は1858年のイタリア戦争の際にも行われたが、1856年に採られた再役召集に関する新たな対策により再役に対する不満の声は上がらなかった。つまり、任務期間を終えた登録者を再役させることによって、完全に実戦に投入できたクリミア戦争の経験から、エリート水夫が再役するのを促すために特別手当と高い俸給が与えられた<sup>145</sup>。再役の最長期間は14年間までと制限された<sup>146</sup>。

1857年には、技術重視の観点から海に関する職業を経験していない機械技師・機関士にも海員登録が実施された。1860年には、最も不満の対象であった在任期間については、一回の在任期間が6年間に軽減されたのである<sup>147</sup>。1861年には、徴兵猶予の条件について、従来は海軍の権威の評価に任されていたが、明確に基準が設けられた。最も特徴的なのが、孤児、一人っ子、長男、障害者などが対象となったことである<sup>148</sup>。1863年には、3点の目標をもって、海員登録の更なる改善を行った<sup>149</sup>。すなわち、一つ目が第2回目の任務の召集の廃止、二つ目は登録者数と任務期間を縮小するために志願兵召集を促進、三つ目は2回目の召集の代わりにすぐに使える予備隊の創設。この法によって、20歳で召集された登録者は26歳で自由になることになる。

このように帝国法によって、沿岸住民が苦しんでいた海員登録にかかわる多くの不利が取り除かれた。その中で最も重点に置かれたのは、義務の海員登録のなかに任意の海員登録を創っていくということであった。予備隊は最終的に据え置かれ、第二帝政では適用されなかった。

海員登録の他に、海員登録の不足と商船隊の促進のために、任意の徴兵が陸軍と同じ資格で実施された。二つの徴兵のタイプがあり、一つは、未経験者として、16歳から21歳まで4年間の任期、二つ目は、見習い水夫として、16歳から23歳まで7年間の任期である（専

---

<sup>144</sup> Jurien de La Gravière, *La marine d'Aujourd'hui*, Paris, Hachette, 1872, p. 4. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 100.

<sup>145</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1856, p. 175.

<sup>146</sup> *Ibid.*, p. 85.

<sup>147</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1860, pp. 247-248.

<sup>148</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1861, pp. 17-19.

<sup>149</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1863, pp. 531-537.

門職を持っていない場合)。志願兵は、1日20サンチーム、俸給の付いた少なくとも2ヶ月の休暇、旅費が与えられた。人数は必要に応じて大臣によって決められた<sup>150</sup>。

また、徴兵による募集も1818年に行われた。海軍の徴兵は国の徴兵制度に参加した。任期は、その時点で8年、1832年には7年、1868年には5年になった。いくつかの県が集まった小郡によりくじ引きで選ばれるシステムである。1848年の法令集で示されている定員は、召集数：約300000、くじに従った数：約100000、海軍に入った数：約4000である。この数は、乗組員ではないが海軍に属している海軍砲兵隊、海軍歩兵隊が含まれている。七月王政では、乗組員に対して、沿岸小郡出身者を優先する分配が制定されたが、第二帝政ではフランス全体に広められた。1870年を例にとると、海軍の徴兵数の三分の一は沿岸の県の出身者である。すなわち、ブルターニュ、ノルマンディー、アルトワ（ほぼパ・ドゥ・カレ県に当たる）、ポルドーの沿岸県が26.7%を占めていた<sup>151</sup>。そして、実際に海軍に徴兵された数は、6950人、その内海軍歩兵隊3600人（51.8%）、乗組員2400人（34.5%、機械技師600人、見習い水夫1800人）、海軍砲兵隊950人（工員300人、連隊の中に600人）である。水夫であるための条件を満たしていない新兵、すなわち見習い水夫については、志願であろうが徴兵であろうが、全体で艦隊の乗組員の約三分の一を占めている。そして、かれらは、少なくて3年、多くて7年の再役の権利を持っている。また、47歳以上は任務に就けないことも決められている。

このように、艦船の乗組員を確保するために第二帝政では様々な工夫が考えられた。グラビエールが、「予備の艦隊、専門家の保留、海員登録の3通りのプランで、最も完全な、同時に最も安上がりな条件の中で素早い動員をやり遂げた<sup>152</sup>。」と述べているように第二帝政は乗組員の量的計画では成功したと言われている。1866年の乗組員の構成から、第二帝政において努力された募集方法の結果が見られる（図3.4）<sup>153</sup>。

艦隊の乗組員総数42280人のうち、志願兵27400人（64.8%）、義務の徴兵14880人（35.2%）という構成は、自分の意思で海軍に参加している乗組員がかなり優勢であることが分かる。また、義務の徴兵と志願兵の中の海員登録者数は、それぞれ6000人（14.2%）、16600人（39.3%）、乗組員総数の53.5%にもなっている。沿岸に住み、海の仕事をしている船乗りが主な登録者である海員登録者が艦隊乗組員の中で半数を超えているということは、艦隊の中で彼らが強い中核を保持していることになるが、従来の会員登録者の比率に比べると、沿岸地域の不公平感にも配慮しているという政府の意思の現われである。

<sup>150</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1866, p. 152.

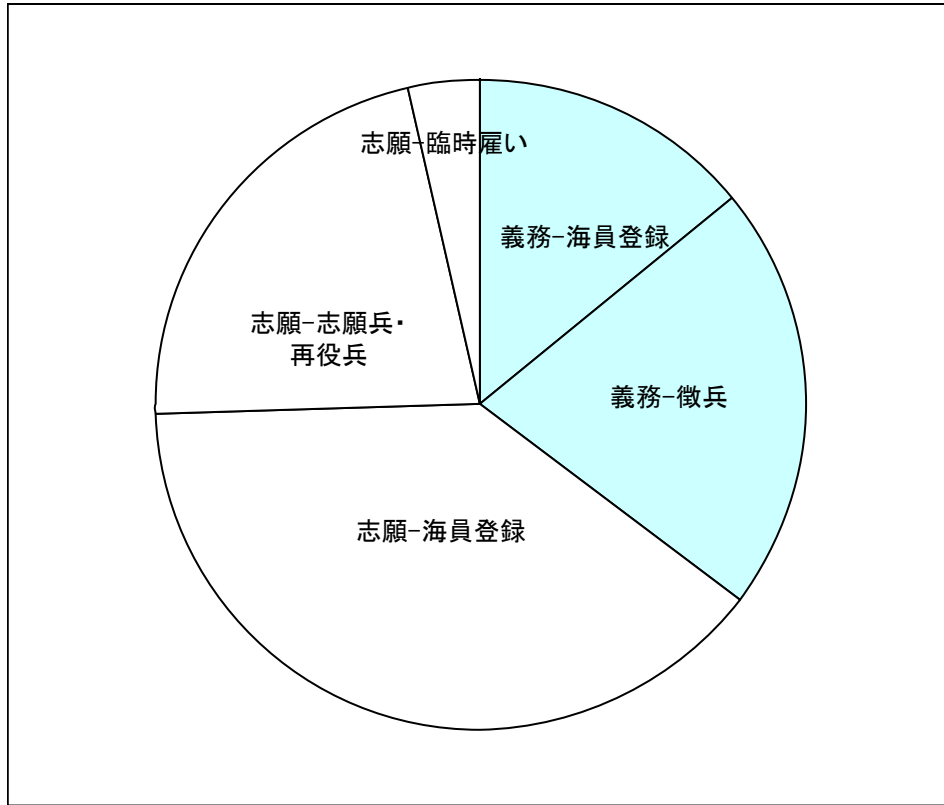
<sup>151</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1870, n°36, 2e sem., pp. 254-261.

<sup>152</sup> Jurien de La Gravière, *op.cit.*, p. 188. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 453.

<sup>153</sup> Discours de Dupuy de Lôme, Paris, Panckouche, 1866, pp. 22-23. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 451.



図 3.4 1866 年時における乗組員の構成



では、これらの政府によって採られた乗組員の募集方法を海軍は実際にどのように行ったのか。海員登録の存在を問題視していた議会討論に配慮したデュピュイ=ドゥ=ロームは、政府の意向に従って、半数は海員登録者、半数は徴兵という募集を基礎にしたことで対応することを明らかにした<sup>154</sup>。すなわち、艦隊乗組員を 40000 人とし、150000 人の沿岸住民の登録者から毎年動因可能な 4500 人を採り、任期期間の 6 年間で 27000 人になる。しかし、彼らは平均 3 年あるいはそれ以下の期間しか保持されない、そこで実際には 21 歳から 24 歳の 13000 人（義務）を任務に当て、24 歳から 27 歳の 14000 人を一時休暇あるいは商業航海に行く自由を与えた。13000 人に加えて、下士官 2000 人、再役 3500 人、新兵 1000 人、16 歳以下の見習い水兵 1500 人で 21000 人とした。更に職業水夫 19000 人（志願と義務）、再役 7000 人で 47000 人の召集となった。しかし、この数字は海員登録支持者に対する中傷につながり、デュピュイ=ドゥ=ロームは、沿岸県に広がった徴兵 4500 人を 1500 人に減らし、志願兵 3000 人を補充したが、この方法では戦時には答えることができないことを認識した。そこで、クリミア戦争の経験から新たに示された 1857 年のプログラムの中では、敵が準備する前に準備できるためには 67000 人の水夫を必要とすることが要求されている。

<sup>154</sup> *Ibid.* pp. 28-29.

そのために、27000人の水夫を早急に見つける必要があった。宣戦布告と同時に乗船しなければならないことを考えると、徴兵によって召集された乗組員では、即座に乗船し、臨戦態勢に就くことができない。沿岸住民の中で、休暇中の14000人、休職中の3000～4000人、21歳から40歳の60000人の登録者の中から10000人を召集することが帝国法で決められなければならない。このような状況の中で、海員登録の廃止は乗船による軍事行動に支障をきたすことは明らかであると、プログラムで述べられている<sup>155</sup>。

イギリスのロイヤル・ネイヴィーは、クリミア戦争において、国家の権力で召集するという方法を世論の圧力によりとることでできなかったため、乗組員の不足に苦しんだ。そこで予備兵の制度を作ることに取り組んだ。その結果、かろうじてクリミア戦争の終わりになって、すべての専門分野を持った水夫29000人を高い費用をかけて配備することができた。デュピュイ＝ドゥ＝ロームは、イギリスの方法について次のように推論した。

「今日非常に良い条件の中で海軍の募集を確保できている制度についてあまりにも慎重に言及しなければならないのは疑問に思う。海員登録に代わって、国による徴集法を速く、大胆な方法で使うことを恐れる。また、沿岸住民の利益と国力を同時に危険にさらしたと気づくのが遅すぎたときに、われわれが苦々しい後悔をすることを恐れる<sup>156</sup>。」

彼は、国の圧力を排除し、しかしイギリスのように高い費用のかかっていないフランスの方法を自負している。

では、乗組員の質はどのようなものであったのか。グラビエールは乗組員の団結を犠牲にしたシステムを非難した。

「素早く乗組員を形成することにのみ専念し、一方では乗組員を解散させて、四方八方に分散させてしまった。そのため、任務の悩みを一緒に支え、船の名誉に対する自尊心をお互いに持っている仲間と突然別れてしまうというこのシステムは間違っている<sup>157</sup>。」

また、クリスノイは更に厳しく批判した。

「乗組員を作り、均一なものにし、すべての軍事能力を与えるためには長い期間が必要である。乗組員になったばかりの時期では、艦隊の能力に殆ど影響を与えることはできない。戦いで徹夜に耐えることができない。海に長く滞在することによる恒久性をもつことのみが乗組員を形成する唯一の方法である<sup>158</sup>。」

このように彼らは、長い期間を要して培われる乗組員として備えていなければならない団

<sup>155</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 452.

<sup>156</sup> Discours de Dupuy de Lôme, *op. cit.* p. 47. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 452.

<sup>157</sup> Jurien de La Gravière, *op. cit.*, p. 187. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 453.

<sup>158</sup> Jules de Crisenoy, Mémoire sur l'Inscription maritime adressé à la Commission d'enquête sur la marine marchande, *op. cit.* pp. 108-109. cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 453.

結心、自尊心の欠如を厳しく批判したのである。乗組員をいかに素早くそして機能しうる人員を確保するかを目標として、フランスは海員登録、徴兵制、この上に志願制を採り入れていった。その結果様々なルートから召集された乗組員は一つの海軍に集められることになる。グラビエールやクリスノイの批判している海軍の中での団結心が欠けるのは当然のことと推測できる。

確かに乗組員の人材を集めることの障害は、技術進歩による労働の軽減と第二帝政で採られた社会的・財政的な奨励策の二重の圧力の下で、取り除かれた。1870年普仏戦争時の順調になされた動員がその量的達成を証明している<sup>159</sup>。

## 総括

フランスは、クリミア戦争でイギリスと同盟の下に戦ったがゆえに、イギリスの海軍力をより正確に把握することが出来た。その上で、科学技術力に支えられた戦艦の進歩こそが、イギリスの海軍力に追いつくことができる唯一の方法であると認識した。そこでナポレオン3世は、戦争後、海軍装備の近代化を急いだのである。しかし、当時圧倒的な海軍力を持つイギリスを敵に回すことは避けなければならず、外交的配慮のもと、近代化のスピードは時として全力といえるものではなかった。イギリスを刺激しない範囲内で、フランス海軍は、イギリスへの抑止力を持ちうるだけの近代化を急がねばならないという、非常に難しい局面を迎えていたことが、アムラン報告などの書面から、うかがい知ることが出来るといえよう。

クリミア戦争は、フランスにとって多くの課題を残し、以下のような改善をもたらした。海軍にとって重要な、装備の輸送能力を強化するために、イギリスの商業拠点や植民地のネットワークに追い付くよう、海軍将校主導で新しい海洋拠点の開拓に貢献していった。また、戦時には多くの乗組員が必要であることから、兵士や乗組員を募集する独自システムを再構築することが検討された。その中で、ナポレオン3世が最も重要視していたのは、海軍機構の改革である。そこで次章では、海軍部隊の側面から、海軍機構改革について言及する。

---

<sup>159</sup> Battesti, 1997, *op. cit.*, p. 453.

#### 第4章 海軍部隊 —海軍砲兵隊・歩兵隊—

フランスは第二帝政期にそれ以前の3倍に植民地領土を拡大した結果、大西洋海域、インド洋海域から太平洋海域に至るまで世界の海域に覇権を広げていった<sup>160</sup>。この植民地拡大に大きく貢献したのが海軍である。とりわけ、海軍に属している陸上実践部隊である海軍部隊 *les troupes de la marine* は、主に植民地防衛の任を負っているため、植民地拡大になくなくてはならない存在であった。

昨今、フランスの植民地についての研究は蓄積されつつある。しかし、この植民地を支えた海軍、さらに海軍部隊については従来ほとんど注目されてこなかった。その理由として、まず軍隊自体が狭い軍事史の枠組みから抜け出て歴史学の対象として興味を持たれるようになったのが最近であることが挙げられる。その上、フランスは特に地勢的な特徴から長い歴史の中で陸軍国家として認識されてきたため、海軍は陸軍の付加的要素として考えられてきた。またトラファルガー海戦でのフランス海軍の大敗や、海軍部隊も動員された普仏戦争での敗北は、同時代の人々に海軍に対する否定的イメージを与え、海軍に対する興味そのものの欠如にもつながったと考えられる。近年英語圏では、海軍史は人間と海に関わる海事史という枠組みの中で論じられるようになって来ている<sup>161</sup>。しかし19世紀フランス海軍については、対英関係を焦点にフランス海軍史を取り上げた宮下の研究が我が国ではほぼ唯一であり、まさにこれからの分野といえるだろう<sup>162</sup>。

さて、このように「未開の分野」であるフランス海軍史ではあるが、1980年代からようやく、歴史研究者の関心を集めるようになった。この時期発表されたタイユミット Taillemite の一連の著作は、フランス海軍についての歴史研究の端緒となる<sup>163</sup>。彼は、人物や政策、技術を中心に今まで知られていなかった海軍の様々な側面に光を当て、1880年代に始まる植民地拡大の原動力となる海軍の基礎は、第二帝政で作られたと総括した。続いて1996年にはバテスティが、第二帝政期の海軍についての包括的な研究『ナポレオン3世の海軍』

<sup>160</sup> フランスは世界の海洋を以下の3つの領域に区分して艦隊を展開していた。(1)大西洋海域：西アフリカ *Sénégal*；南アメリカ *Guyane*；西インド諸島 *Martinique, Guadeloupe*；*Mexique*；*Saint-Pierre-et-Miquelon* 他、(2)インド洋海域：*Réunion, Côtes des Somalie* 他、(3)太平洋海域：中国、日本、*Cochinchine, Nouvelle-Calédonie* 他。

<sup>161</sup> サラ・パーマー「〈海を知る〉—海事史の現在—」『西洋史学』2011年、60-69頁。イギリス海軍史については、横井勝彦『アジアの海の大英帝国』同文館1988年、および、矢吹啓「20世紀初頭の英国海軍史における修正主義—フィッシャー期、1904-1919」『歴史学研究』2009年、15-23頁。近世のフランス海軍史については、阿河雄二郎「近世フランスの海軍と社会—海洋世界の「国民化」—」金澤周作編『海のイギリス史—闘争と共生の世界史—』昭和堂、2013年、243-259頁。

<sup>162</sup> 宮下雄一郎著、前掲論文、177-204頁。

<sup>163</sup> Taillemite, *Dictionnaire Illustré de la Marine*, 1962; *Les Archives de la Marine Conservées aux Archives Nationales*, 1980; *Dictionnaire des Marins Français*, 1982.

を発表した<sup>164</sup>。彼女の研究は、組織・技術・乗組員のリクルートや海戦などあらゆる分野に及んでいるが、タイトルが示すように、とりわけ、ナポレオン 3 世の役割を重視している。彼女によれば、ナポレオン 3 世はイギリスを抑止することができる海軍を持つという一貫した目標を持っていた。そのためには海軍体制の近代化や技術革新は不可欠であり、これらを実現するためナポレオン 3 世は可能な限り十分な財源を海軍に与え、また海軍機構を指揮している海軍植民地大臣に裁量を与えた。バテスティは、このナポレオン 3 世主導の寛容な姿勢こそ、第二帝政期海軍政策の特徴であり、この寛容と近代化の恩恵を最も受けたものの一つが海軍部隊であると述べている。

しかし、彼女の研究は、どういう点で海軍部隊が恩恵を受けたのか、海軍部隊がいかんして海軍組織の中で確固たる地位を占めるに至ったか、また、そのことがフランス海軍全体の発展にいかなる意義を持ったのか、具体的に明らかにはしていない。そこで本稿では、このようなフランス独自の組織である海軍部隊の変遷を海軍年報や同時代の著作を通じて描き、バテスティの研究の間隙を埋めることを第一の課題としたい。また、それを通じて第二帝政期のフランス海軍組織の特徴を浮き彫りにすることを目的とする。なお、本稿で「海軍部隊」という訳語を用いるのは、陸軍に属する陸上戦闘員である陸軍部隊と区別するためである。

## 第 1 節 第二帝政期における海軍組織の変遷と問題の所在

### (1) 第二帝政期までの海軍と海軍部隊

海軍部隊は、砲兵隊と歩兵隊から構成される。砲兵隊は大砲などの武器を扱う戦闘員であると同時に、海軍工廠での武器製造者として技術進歩に責任を負う存在である。一方、歩兵隊は艦隊で移動する陸上戦闘員であった。本節では、まず、海軍の創設から第二帝政直前までを概観し、植民地防衛を担う陸上戦闘員が海軍に位置づけられた経緯を確認することにしたい。

フランス海軍の発展にはイギリスの存在が大きく影響している。フランスの海上貿易と漁業活動をイギリスから守るために、17 世紀前半ルイ 13 世下の宰相リシュリュー枢機卿のもとで本格的に国家機構としての海軍が確立した<sup>165</sup>。フランスは海上覇権を強く求めることはしなかったが、イギリスとの関係の中で、英仏海峡を境界とする国土観が生まれ、この境界上で領海・関税・漁業に関し、常にイギリス主導で緊張状態が続いていた<sup>166</sup>。した

<sup>164</sup> Battesti, *La Marine de Napoléon III. Une politique naval*, 2 vols, Service historique de la marine, 1997. (Thèse de doctorat d'histoire de Université de Savoie, Décembre 1996)

<sup>165</sup> Taillemite, *Histoire Ignorée de la Marine Française*, Nouvelle edition, 2003, Perrin, pp. 65-66.

<sup>166</sup> 阿河雄二郎「近世の英仏海峡—モリユールの近業に寄せて—」『関西学院史学』第 40 号、2013 年、17-46

がって、いかにして海軍力に劣るフランスがロイヤル・ネイヴィーに対抗していくかが、19世紀後半までのフランス海軍の大きな課題となる<sup>167</sup>。海軍部隊が生まれたのも、おそらくこの対英関係の緊張の中であった。海軍砲兵隊の創設は1689年にさかのぼるが、これはフランス海軍が、北米植民地でイギリスとの戦闘の際、海軍に属する戦闘員を投入した時と重なっている。

19世紀初めのナポレオン戦争の敗北でフランス海軍は崩壊した。その後、フランス海軍の復興の契機となったのは1821年から始まる東方危機である<sup>168</sup>。翌年には、海軍歩兵隊が海軍砲兵隊との分離で生まれた<sup>169</sup>。当初、海軍歩兵隊は海軍工廠と乗船部隊に配備され、植民地の防衛は陸軍省から派遣された陸軍に所属する部隊に委ねられていた。が、この植民地防衛部隊の維持費は海軍が受け持たねばならず、海軍からは歓迎されていなかった。1828年には、海軍にも陸軍にも属さない独立した特別部隊に植民地防衛が委ねられたが、実戦に必要な各種の提案だけが海軍に任せられ、最終決定は陸軍が持つというシステムだったため、海軍と陸軍の対立をうんだ。さらに、この特別部隊の将校や兵士が、植民地での任務自体の厳しさに不満を示したため、1831年海軍に属する歩兵隊が植民地防衛の任に就いた。背景には1830年のアルジェリア侵攻とその後のアルジェリアの植民地化に伴う海軍部隊の更なる増員があったと思われる。1838年には、植民地の維持と防衛という海軍歩兵隊の任務が明確に定義づけられ、1840年の東方危機では更に歩兵隊の活動舞台が増しそれに伴って歩兵隊員数もますます増加していった<sup>170</sup>。同時期、海軍砲兵隊も隊員数が飛躍的に増加した<sup>171</sup>。また1843年仏英関係が回復し、同盟の中で極東にまで植民地・植民地拠点を拡大していくと、それに伴って海軍部隊の活動の機会が増加した<sup>172</sup>。ついに1844年の政令で、海軍砲兵隊の設置の目的が明確にされ、正当な権限が与えられた<sup>173</sup>。このように海軍が必要とされる機会を重ねていくことによって海軍は回復し、その中で海軍部隊も陸軍とは異なる独自の部隊として定義づけられていったのである。

しかしこの時期の海軍の回復は急速であっただけに、人員・予算・艦隊などの軍備増強に対処するため様々な行政機構が並立するようになった。その上、実践部隊を率いる海軍

---

頁。

<sup>167</sup> 宮下雄一郎、前掲論文、178頁。

<sup>168</sup> ギリシャのオスマン帝国からの独立戦争。

<sup>169</sup> Ordonnance du Roi portant organization d'un Corps royal d'artillerie et d'un Corps d'infanterie de la marine, 13 novembre 1822, *Annales Maritimes et Coloniales*, 1822, p. 620 ; Nicolas, *Le Livre d'Or de l'Infanterie de Marine*, Pares-Limoges, Charles-Lavauzelle, 1891, cité de Battesti, 1997, *op. cit.*, pp. 526-533.

<sup>170</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1848, pp. 129-143. 歩兵隊総数 1838年 10973人、1840年 15809人。

<sup>171</sup> *Annales Maritimes et Coloniales*, 1841, pp. 301-303. 砲兵隊総数 1835年 1358人、1840年には 4372人。

<sup>172</sup> 1844年に中国と、1858年に日本と外交関係ができる。

<sup>173</sup> *Annales Maritimes et Coloniales*, 1844, pp. 581-605.

の将校団と人事・会計などを司る中央行政との関係も曖昧であった。つまり急速な海軍の回復に、海軍機構の効率化が追い付いていかなかったのである。この中で海軍部隊も不安定な状況が続き、国際情勢、財政的理由、海外貿易の重視など、海軍が重要視されるか否かで、海軍部隊の規模、権限、任務の内容は常に変化した<sup>174</sup>。第二共和政になり海軍予算が削減されたとき、最も犠牲になったのは海軍砲兵隊である。砲兵隊そのものが存亡の危機に置かれるほどであった<sup>175</sup>。陸軍砲兵隊との合併も考えられたが、陸軍砲兵隊が厳しい状況に置かれている植民地の滞在を拒否したために海軍砲兵隊の廃止は免れ、1848年8月24日の条例で海軍部隊は植民地の防衛のみを担うと決められた<sup>176</sup>。歩兵隊は廃止論に曝されることはなかったが、やはり予算が大幅に削減され人数も減少した。

以上より、第二帝政までのフランスの海外進出により、植民地防衛を主に担う海軍所属の陸上部隊が成立していたことがわかる。近年フランス植民地の拡大を軍事力に焦点を当てて描いたフレモーFrémeauxは、このようなフランス海軍部隊の存在を特殊なものとして取り上げ、注意を喚起した<sup>177</sup>。当時フランスにとって最も影響力のあったイギリス海軍には、このように海軍に属し、植民地を防衛することに特化した植民地軍はなかった。英領インドを例にとると、イギリス陸軍とインド軍（インド現地人傭兵）が植民地への派兵・防衛に携わっていたのである<sup>178</sup>。海軍力を誇るイギリスでは、植民地防衛を海軍が負うことはなく、従って海軍部隊を持つ必要もなかったのだろう。反対に陸軍優位のフランスでは、ここで見るように、陸軍が厳しい任務であるがゆえに植民地防衛を忌避したため、これを海軍が担うことになった。ただ、この海軍部隊はいまだ陸軍との合併論が出るなど、不安定な状態であり、海軍部隊が所属する海軍の組織自体も不明確なものであった。これが解消されるのが第二帝政である。

## (2) 第二帝政期の組織改革と海軍部隊

第二帝政では、ナポレオン3世が任じた4人の海軍・植民地大臣が組織整備に取り組むことになる。第二共和政において、ジロンド県の議員コラス Collas が立法議会に出した提案は、第二帝政直前の海軍組織の状況をよく示している。彼は「フランスは大きな国であ

<sup>174</sup> 1825年政令：植民地の任務を陸軍、1828年政令：植民地の任務を再び海軍、1832年政令：艦船に乗船して乗組員の補助、1835年政令：乗船の任務を削除。 *Annales Maritimes et Coloniales*, 1835, pp. 694-709.

<sup>175</sup> 予算の削減（海軍予算12500万フランから9800万フラン、その内砲兵隊予算43万フラン）、規模の削減（将校数225人から173人、30中隊から23中隊） *Bulletin Officiel de la Marine*, 1848, 2e sem., pp. 129-143.

<sup>176</sup> Delaunay, *Historique de l'Artillerie de la Marine*, Paris, 1889, pp. 178-179.

<sup>177</sup> Frémeaux, *De quoi fut fait l'Empire. Les Guerres Coloniales au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 2010, p. 80.

<sup>178</sup> 秋田茂「帝国と軍隊 - イギリスの植民地支配とインド軍」濱下毅、川北稔編『支配の地域史』地域の世界史11、山川出版社、2000年、176-212頁。インド軍は英領インドだけでなく、アジア・アフリカ諸地域への海外派兵にも多く利用された。





た<sup>181</sup>。また海軍将校出身でないデュコは、遠征軍の増員・輸送・戦艦の艤装など戦時の差し迫った問題に対処するため、実戦部隊である将校の要求を最優先して戦争に当たらなければならなかった。クリミア戦争の総指揮を執っていたデュコは 1854 年 8 月、より多くの配備を可能にするために海軍歩兵隊の再編を行った。歩兵隊 120 中隊の内 70 中隊はシェルブール、ブレスト、ロッシュフォール、ツーロンといった本国の軍港に、50 中隊は植民地に配属された。この後、植民地・植民地拠点の拡大の時期には、海軍歩兵隊の任務は飛躍的に多くなり、海軍工廠防衛、本国防衛と軍事遠征のための軍港駐屯、そして拡大していく植民地駐屯の任務が彼らに割り当てられた。

クリミア戦争中、過労が原因でデュコが死亡したことから、海軍・植民地大臣を引き継いだのは主戦力である黒海海軍の指揮をしていたアムラン Hamelin である。アムランは、1855 年 4 月に海軍・植民地大臣に就任すると、10 月 20 日付で皇帝に中央行政の一部変更の政令を提出し署名を願い出た。つまり、彼はクリミア戦争を戦うのに最も効率的な海軍機構を構築するために、デュコの創った行政の枠組みを尊重しつつ、各々の局から一部の任務を取り出し、新たに管理局を創設することを願い出たのである<sup>182</sup>。アムランは、経済を含めた軍備に関わる全ての権限を新しい管理局の権限にし、その局を大臣の傍に置くことによって、行政機構を戦時に対応できるものとした。砲兵隊に関しては、一人の参謀の下にすべての砲兵隊将校が統括される体制が創られた<sup>183</sup>。つまり 1855 年 6 月 5 日の政令で、今まで大臣官房という行政局、さらにその下の海軍将校団を通じて間接的に参謀部と結ばれていた砲兵隊が、それ自体独立して海軍を統括する参謀部に直結することになったのである。

さて、クリミア戦争後の植民地拡大は、艦船の乗組員や植民地防衛の任を負う海軍部隊を率いる海軍将校団の権力の増加につながった。このような将校団の権力を行政の中に取り入れていったのが次の大臣シャスル=ロバ Chasseloup-Laubat である。彼も、デュコ同様、行政官出身であったが、行政側はもちろんのこと、権力を増していった将校団にも理解を示す姿勢を採った。まず、1860 年 12 月 31 日の政令で二つの変更を実施した<sup>184</sup>。第一に前大臣アムランが創設した戦時体制型の管理局を廃止し、行政がそれ以前に持っていた権限を再び確保することができるような体制にした。しかし、第二の変更で、将校団の権限で

<sup>181</sup> Rousset, *Histoire de la Guerre de Crimée*, t.1, Hachette, 1877, pp. 88-89.

<sup>182</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1855, 2e sem., pp. 772-775. 管理局創設に関する政令: 管理局は艦隊乗組員の召集に関わる海員登録と航海・漁の管理 (人事局から権限移譲)、軍食糧補給 (軍備局から)、軍備の会計 (会計局から) の権限を持つ。海員登録について: コルベールが始めた海軍兵士の召集方法。主に海岸地域の人々が登録され、必要に応じて召集される。

<sup>183</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1855, pp. 295-311.

<sup>184</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1861, n° 6, pp. 77-89.

ある艦隊の移動と軍事行動に関する局を行政の中に新たに創設した。1864年には砲兵局が創設され、将校団の権限はさらに行政の中に組み込まれていくことになる。次にシャスル=ロバは1866年2月3日の政令によって、総務局を創設した<sup>185</sup>。各局から権限の一部を取り出して集めた新たな総務局創設は、行政に新たな権威団が現れたことを意味している。総務局創設を初めとして、シャスル=ロバは、海軍を率いた将校団の権限を行政の中に広げるのを許し、一方、行政の権限拡大も認め、その結果として1866年には7局からなる膨張した大きな政府になっていった。

第二帝政の最後の大臣リゴル=ド=ジュヌイ Rigault de Genouilly は、1868年の政令で、行政の中で乱立する権威団を、上位の海軍将校である海軍大将、海軍少将、海軍准将といった海軍将官が統括する構図を作った<sup>186</sup>。つまり、行政を統括する大臣官房の権限と、将校団を統括し軍事行動に関する権限の両方を併せ持つ局を創ったのである。さらにその局を行政の第一局に置き、局長は海軍将官が担う。このように、第一局の局長は、官房長と軍事行動の長の二つの肩書を持ち、人事局など他の局より優位な位置に置かれたため、一人の将官が行政の権威を持ちながら軍事行動の最高の指揮権を持つことになった。中央集権的な多くの権威が与えられ、時には早急な解決のためには大臣に替わり決断する権限を持っていた。こうして、第二帝政末期になって、ようやく海軍の将官が海軍と行政の活動を調整できるシステムが出来上がったことになる。この中で海軍部隊も、砲兵隊は砲兵局の管理下独自の行動が許され、歩兵隊は1869年二度目の再編を経験することになった。この歩兵隊の再編について、リゴル=ド=ジュヌイが皇帝ナポレオン3世に宛てた報告を読むと、彼が海軍歩兵隊に対して深い理解を示していたことがわかる<sup>187</sup>。

海軍歩兵隊は、その創設以来、特に植民地での駐屯そして海軍工廠の防衛に誰もが認める職務を果たしてきた。そしてあらゆる大きな軍事遠征に輝かしい結果を残した。植民地部隊が必要であることは、今日認められた原則である。・・・(中略)・・・すなわち、海軍歩兵隊は、従来の130中隊に変わって140中隊になり、60中隊は植民地に、80中隊は本国に配備される。特に若い兵士は植民地に1回のみ任務に制限され、その後は健康を回復し軍事訓練に就く目的でフランス本国でより長く留め置かれる。

この見解に端的に表れているように、クリミア戦争後の植民地・植民地拠点の拡大はますます歩兵隊の必要性をフランス当局に認識させ、歩兵隊の待遇改善にも配慮がなされるようになった。なお、この再編により、歩兵隊が本国により長く駐屯することになり、逆

<sup>185</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1866, n° 2, pp. 17-18.

<sup>186</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1868, n° 1, pp. 368-384.

<sup>187</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, n° 33, 1869, pp. 297-305.

に植民地任務が軽減されたことに注目しておきたい。その背景には、見習い狙撃兵大隊、セネガル狙撃兵などの原住民部隊の枠組みが確立されたことが挙げられる。フランス当局にとって、歩兵隊はもはや植民地防衛よりも、変わりゆくヨーロッパ情勢に対処するため本国防衛の観点から戦時に期待される存在になったと考えられる。

以上が海軍組織の改革とそこにおける海軍部隊の位置づけの変遷である。海軍に対して寛容であったナポレオン 3 世は、各々の海軍植民地大臣に組織改革の主導権を委ね、その要求をおおむね聞き届けてきた。結果として、4 人の大臣がそれぞれの特徴と直面した課題を生かして組織改革を行っていくことになったのである。その中で海軍部隊も重要な位置を占めるようになっていった。

しかしバテスティはこの変遷を見たとき、裁量を与えられた 4 人の大臣たちは結局場当たり的な政策を実施するだけで、第二帝政の組織改革全体としては一貫性がなかった、将来のビジョンを描けるような組織にはまだ至っていなかった、と否定的な評価を下している。また、艦隊の発展、軍事行動の準備、軍事計画などといったフランス海軍の方向性を描ける真の海軍の責任者は不在であったとも述べている。これは主として彼女が、行政の制度的側面および、行政と将校団の關係に焦点を当てて論述しているからであろう。しかし、このような組織のありかたは、海軍部隊の位置づけの変遷を見たとき、別の評価が下せるのではないか。少なくとも、第二共和政末期に廃止論まで出た海軍砲兵隊が、砲兵局という独自の局を中央行政に持つに至ったことは、海軍砲兵隊にとっては大きな前進であった。また、第二帝政以前、陸上戦闘員として陸軍との対立を経験した海軍歩兵隊も、陸軍にそしてフランス当局に認められて本国防衛にも配置され、期待される存在になったといえる。

ならば、海軍部隊の重要性は、具体的にどのような経路でどのようにして海軍内、さらに陸軍も含めたフランス軍全体の中で認められていったのであろうか。また、そのことは海軍全体の発展にどのような意味を持ったのか。第 2 章では、海軍砲兵隊に絞って、以上の問題を考え、バテスティとは異なった角度から第二帝政期の海軍組織の特徴を指摘したい。

## 第 2 節 海軍砲兵隊 (L'artillerie de la marine et des colonies) の変化

### (1) 戦闘員としての砲兵隊

本節ではまず、砲兵隊の重要性が認められていく過程を、砲兵隊そのものの活動に即してみていく。第二共和政で砲兵隊廃止論が出た際、砲兵隊内部から異議申し立てを行った

人物がいた。海軍砲兵隊の将校であるサピア Sapia とマレゼ Malaizé である。彼らは、1853年、それぞれ『海軍砲兵隊組織』<sup>188</sup>、『海軍部隊の年代記』<sup>189</sup>を小冊子の形で発表し、海軍砲兵隊の必要性を説いた。

まず、サピアによると、海軍砲兵隊は、創設された 1689 年から 19 世紀半ばまで正当に評価されてこなかった。彼らは、同じように武器を取り扱う艦船乗組員や陸軍砲兵隊との任務の違いに、常に疑問が抱かれる存在であった。従って、サピアの論文の眼目は、砲兵隊廃止論まで登場する中で改めてその必要性を主張することであった。彼は特に陸軍との違いを強調した。つまり、陸軍は、これまで植民地の防衛を放棄してきているゆえ、植民地についての理解に欠けていること。そして植民地の防衛は、艦隊の協力なしでは行使できない任務であるゆえ、陸軍では艦隊との連携に問題がある。以上の点を挙げ、植民地の防衛には特別部隊が必要であり、この権限が海軍植民地省に置かれるのは当然であるとサピアは主張した。

ただサピアの論文は匿名で書かれている。おそらくそれは、前政体での砲兵隊廃止論が物語っているように、この時点ではまだ将来の砲兵隊のあるべき姿を公に主張する状況ではないと彼が判断したからであろう。さらに推測するなら、陸軍ではその任を果たすことに適していないという、陸軍に対する批判とも取れるサピアの提言は、伝統的に陸軍優位のフランスでは、公にできなかったのではないかと推測される。

これに対して、マレゼは海軍砲兵隊を語る歴史家がいなかったことを嘆き、長い間忘却のベールで被われたこの団体に対し、公の評価を与え、歴史の中で想起される権利を与えるべきとし、砲兵隊に身を置いた者こそが砲兵隊の歴史を書かねばならないと述べている。マレゼは砲兵隊の創設から 1853 年までの砲兵隊の功績を、主に口述による調査で年代順に述べ、彼らの優秀さをアピールしている。また、1848 年砲兵隊にとっての最大の危機、砲兵隊廃止論、について一人の砲兵隊員のノートを引用しながら彼らの不安定な地位を述べている。マレゼが直接大臣デュコにこの小冊子を提出したことからわかるように、このような砲兵隊の不安定な状況こそが、マレゼがこの小冊子で伝えたかったことであった。

この両冊子は砲兵隊将校が自らの組織に自負を持ち、砲兵隊の不安定な状況を解消し、その地位を高めようと努力していたことを示しているだろう。特にサピアは論文の中でデュコが行った海軍機構の再編を高く評価している。

有効に指揮し方針を実施するためには、揺るがぬ影響力が必要である。逆に一つの組織

---

<sup>188</sup> Sapia, *De l'Organisation de l'Artillerie au point de vue du Service de la Flotte et de la Défense des Colonies et des Côtes*, Paris, 1853.

<sup>189</sup> Malaizé, *Essai Historique et Chronologique sur les Troupes d'Artillerie et d'Infanterie de Marine*, Brest, 1853.

内に権力を発揮できる枠組みを多く作れば作るほど、組織全体の権威を失わせることになる。

この記述から、権力を一点に集中させる中央集権的な行政機構の形が砲兵隊の再編にも適用されることをサピアは期待していたことがわかる。そして実際、1855年には、一人の参謀の下に砲兵隊が統括される体制が採られた。

しかし、冊子の発行だけが砲兵隊の重要性を訴え組織改革に働きかける手段となったわけではない。第二帝政期初期に起こったクリミア戦争は、実際に砲兵隊員に活躍の場を与えることで、彼ら将校の提言が生かされていくような環境を整えた。フランスにとって初めての海洋封鎖作戦は当然海に慣れた多くの海軍砲兵隊を必要とし、砲兵隊の意義を高める機会となったのである。たとえば、バルト海のスヴェヴホルグ Sweaborg 包囲作戦でサピア率いる36人の砲手の分権隊が活躍したことが、フランス艦隊の指揮官から海軍・植民地大臣への報告で明らかにされている。また、1855年の黒海に面しているロシアの難攻不落と言われたセバストポール Sébastopol 要塞の包囲作戦には、800人の砲兵隊と31人の砲兵隊将校が参加した。その内砲兵隊31人（うち将校2人）が死亡し、91人（うち将校7人）が負傷するという記録が残されている<sup>190</sup>。彼らの功績は、こうして海軍植民地大臣に伝えられたのである。

またクリミア戦争後、フランスは大西洋、インド洋、太平洋にまで海洋覇権を広げたが、そのような海外膨張には海軍と陸軍の協力は不可欠であった。太平洋海域を例にとると、1862年から1864年にかけて中国・コーチシナ・日本においては、必要とされる地域に応じて、海軍部隊・陸軍部隊がバランス良く配備されることになった。そのことをよく表しているのが1864年の下関遠征である。ちょうどその時、陸軍部隊が不穏な中国そしてコーチシナでの軍事行動に配備されていたため、海軍部隊350名のみが上陸部隊として戦った<sup>191</sup>。このような海・陸の連携は、海軍砲兵隊の地位を向上させる大きな推進力となった。1860年には、海軍砲兵隊の将校の階位を陸軍に倣うという政令が出され、このことが、海軍砲兵隊の階級別人口ピラミッドの変化に現れた<sup>192</sup>。つまり全将校数の中の上位将校の枠組みが拡大し、全体的に砲兵隊将校の階級の底上げにつながったのである。

## (2) 技術面の進歩とガール委員会

砲兵隊地位向上の過程は技術面に目を向けたときに、さらによく観察することが出来る。

<sup>190</sup> スヴェヴホルグはフィンランド湾の中であり、湾の奥に位置するロシア最強のクロンスタット (Kronstadt) 要塞攻撃の基地として考えられた。Delaunay, *op.cit.*, p. 188.

<sup>191</sup> 中武香奈美著、前掲書、42-71頁。

<sup>192</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1860, 2<sup>o</sup> sem., pp. 148-149.

1863年、イギリスの司令官ロビンソン（Robinson）は、海軍司令部に以下のような報告を内密に行った<sup>193</sup>。

6隻のフランスの艦船は、速度・帆を操る船具の軽さ・取扱い易さで我々の艦船より勝っている。砲台の喫水は低く、装甲で守られた多くの大砲からは爆発性の大きな砲弾が発射される。一方イギリスの装甲艦の大砲はフランスに比べ小さく数も少なく、その上非爆発性の砲弾を発射する。イギリス・フランス両国の艦隊が戦えば我々が優位でないのは当然である。もしフランスとイギリスのプログラムが期間内に実施されるなら、1865年には海軍装備の優位はフランス側であろう。

1863年の時点ではフランス海軍の艦船・大砲の技術力はイギリスに脅威を与えるものであったことがわかる。では、このような技術改良はどこで行われていたのだろうか。本節では、技術改良に携わる専門委員会、ガーヴル委員会に焦点を定めることで、陸軍との対立関係の中から海軍砲兵隊が技術革新に裁量権を獲得していく様子を明らかにする。

ガーヴル（Gâvre）委員会は、1829年に大砲の改良に向けて設けられた海軍のための委員会で、海軍・植民地省の中央行政の中に位置し大臣と直接結び付けられている総検査院の監督下に置かれていた<sup>194</sup>。1855年の装甲技術の出現以来、ガーヴル委員会はこの装甲を攻撃できる大砲・砲弾の開発という難しいプログラムに取り組んでいた。アムランは、1858年、ガーヴル委員会での実験結果を納めた『海軍砲兵隊日記』“*Memorial de l'artillerie de la marine*”を出版し、関係者へそれを配布することを通して砲兵隊の技術知識の向上に役立てたのである<sup>195</sup>。しかしガーヴル委員会が結果を出すにつれ、陸軍との関係が問題になってきた。つまり、陸軍が海軍の研究機関であるガーヴル委員会に大砲・砲弾の開発を依頼し、どちらが主導権をとるかで問題が生じたのである。そもそも陸軍は、戦術的理由で武器の統一がなされていた。装備を変えとなると、大変な作業と相当な時間を使う上に、大きな財政負担を要する。しかし、国際的武器開発競争の中、海軍砲兵隊の武器開発技術、そしてそれをすぐに実験に移し、軍事行動に適用するというプロセスは、陸軍にとって魅力的なことだったと推測できる。

パタール Patard によると 1860年、陸軍の武器開発に指導的立場にあった陸軍大佐ボーリ

<sup>193</sup> ロビンソンは 1861 年海軍監査官に任命されて以来、イギリス海軍の装甲艦船導入の遅れを表明していた。このロビンソンの報告に対し、1863 年 2 月と 12 月にパーマストンはフランスの装甲艦から国を守ることが出来る装甲艦の建造を決めた。1866 年には、フランスの装甲艦船所有は 16 隻に対しイギリスは 19 隻に達した。Baxter, *Naissance du cuirassé*, (The introduction of the ironclad warship), Annapolis, 2001, pp. 317-321.

<sup>194</sup> ガーヴルはロリアンの南東に位置する砲兵射撃演習場で大砲のあらゆる実験、軌道範囲、発射精度、弾丸の初速、艦船上での影響などが行なわれていた。Patard, *Historique de la Commission d'Expérience de Gâvre (1829-1930)*, Paris, 1930, pp. 159-163.

<sup>195</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1858, n° 34, p. 963.

ュー Beaulieu は、あるプロジェクトをガーヴル委員会に依頼した<sup>196</sup>。ガーヴル委員会は、迅速にしかも的確に依頼された実験の成果を出した。陸軍大佐はガーヴル委員会の能力を評価し、大佐自らの発案による他の実験を依頼した<sup>197</sup>。その際、彼は次のような通達と共に自らの代理人として陸軍大尉モンルイザン Montluisant をガーヴル委員会に送り込んだ。

ガーヴル委員会は、私の代理であるモンルイザンの指揮の下、速やかにこれらの実験を実行するために、拡大した権限を受け取るだろう。

このように陸軍大佐は、陸軍の指揮の下にガーヴル委員会を置くことによって、ガーヴル委員会の権力を拡大させることができることを強調した。この通達は、ガーヴル委員会はもちろん、海軍・植民地大臣、海軍軍管区長官<sup>198</sup>に波紋を呼んだ。ガーヴル委員会は、この大佐の通達を、彼らが陸軍へ貢献するようという意味に解釈した。これを受けて、海軍・植民地大臣シャスル＝ロバは優位な立場にある陸軍に配慮して、他方では海軍の立場を擁護するために、陸軍大佐により発案された新しい大砲・砲弾の制作に限り、必要なすべての支持を委員会に与えることにとどめ、その上で、ガーヴル委員会をあくまで大臣直属の総検査院の下に置いていることを強調した。一方、海軍軍管区長官は、これまでの海軍の立場を訴え、本来あるべき海軍と陸軍の協力を主張した。

海軍は、海軍で使用する武器の開発に多くの労力と財を使ってきた。今日まで陸軍が我々の研究を利用しているにもかかわらず、海軍の業績は葬られてきている。海軍・陸軍両砲兵隊は、フランスと皇帝のために働いているのだから、お互いに各々の発見を享受しなければならない。

このように海軍軍管区長官は、フランスのために武器の研究をしていることを理由に海・陸の発見を共有することを強調することで、ガーヴル委員会が陸軍の監督下に置かれることに抗議した。ガーヴル委員会は、海軍軍管区長官の意図を理解し、モンルイザンに全面的に協力し、武器技術開発を海・陸軍の壁を乗り越えていくことを明言した。海軍軍管区長官は、陸軍との完全な協力のために、モンルイザンをガーヴル委員会の指導的な立場でなく、補佐のメンバーに任命した。この海軍軍管区長官の決定は、海・陸軍の協力という名の下に、陸軍の監督という状況を和らげたことを意味している。このように、フランスにおける陸軍の優位な立場に対し、海軍の上位の将校と海軍・植民地大臣は巧みな方法で海軍の権限を守った経緯が窺える。

ガーヴル委員会をめぐる陸軍と海軍の対立が落ち着いた頃、砲兵隊の査閲を行っていた

<sup>196</sup> 大砲の銃尾から砲弾を充填するという実験。

<sup>197</sup> 鋼鉄の大砲の試作、施縞の形、砲口制退器、制御装置、空気抵抗、円筒形の砲弾の前につける各種の突起といった大砲・砲弾に関する新たな技術の開発。

<sup>198</sup> 国を5部分に分割し、各々軍管区長官によって指揮される。海軍少将がその任に当たる。

総検査院のプレイリーPreuilly は、特にイギリスとの技術競争に勝つ唯一の方法は砲兵隊に自治を与えることであると考えていた。彼の考えに動かされた海軍・植民地大臣シャスル＝ロバは、1863 年、ガーヴル委員会の立場を擁護していた海軍軍管区長官に宛てて次のような書簡を出した。

私は、我々の海軍工廠、植民地拠点そして植民地で砲兵隊に課された任務を、どうして二次的なものとして考えていたのかを自問する。海軍が使用する武器が一定のモデルしか想定されていなかった場合にはこのような考え方は可能である。しかし施縞<sup>199</sup>の大砲の出現とともに多くの大砲モデルが生まれたにもかかわらず、従来通り滑らかな大砲の製造が継続しているのが現状である。艦船の装甲技術の進歩は止まることなく、大砲はそれに対抗できるものであらねばならない。今日のイギリスなどの技術発展の中で、海軍砲兵隊は、地位も高く砲兵隊のみに専念できる人によって力強く指導されなければならない。（下線筆者）

このように技術発展のために将来の砲兵隊のあるべき姿が大臣によって提示されたのである。こうして 1864 年の法令で、砲兵隊に自治が与えられ、海軍・植民地省の中央行政の中に武器に精通している一つの局を形成することになった。つまり、造船技師に依存している海軍軍備局から独立して砲兵局となり、独自の権限で技術開発が可能になったのである<sup>200</sup>。ガーヴル委員会で行われた陸軍との共同研究をめぐる様々な問題点は、この砲兵局が創設されることで解消された。砲兵局創設の政令と共に出された政令で、陸軍砲兵隊の 2 人の将校がガーヴル委員会のメンバーに加わり、逆に、海軍砲兵隊の 2 人の将校が陸軍のための大砲に関する研究機関であるシャロン委員会に参加するという規定にも表れているように、海軍と陸軍が同列の立場で武器開発を行うことができる環境が出来上がったのである。

### (3) 砲兵局創設の意義

こうして武器開発の中から誕生した砲兵局が、海軍組織の中でどのような位置にあったのかを最後に確認しておこう。砲兵隊と砲兵局が組織内で占める位置関係は図式化すると以下ようになる。大臣は情報収集機関として総検査院、技術助言をする諮問機関、そして名誉的団体からの助言を受け、省への提案に反映させる。また大臣は、海軍の最高意思決定機関である海軍参謀部を配下に持つが、この海軍参謀部は実戦部隊である艦船乗組

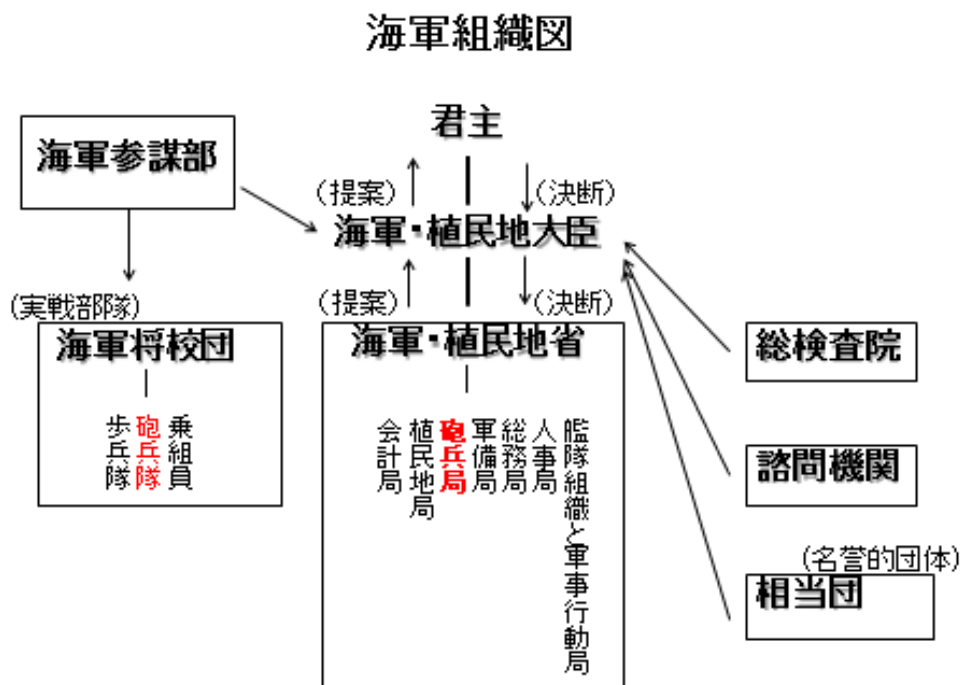
<sup>199</sup> 大砲の内包に縞を施したもので、正確な軌道とより長い射程が可能になった。1845 年 Cavalli により発明され、フランスでは 1858 年戦場で使用することが承認された。

<sup>200</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, 1864, 1er sem., p. 341.



員・海軍部隊を指揮している将校団を統括している。この組織図から見て取れるように、砲兵局は海軍行政組織の中に一つの位置を占めている（図 4.2）。

図 4.2 1864 年時における海軍組織図



次に砲兵局の権限をさらに明確にするために、1864 年 4 月 9 日に出された海軍・植民地省の砲兵局創設に関する政令と諮問委員会創設に関する政令を検討する。

— 『海軍・植民地の砲兵局の創設に関する政令<sup>201</sup>』

1 条：海軍・植民地省の中央行政の中に海軍・植民地の砲兵局を創設

2 条：この局は 2 課からなる。

1 課：1 係 人事、管理 2 係 機材、会計

2 課：技術、企画、審議

海軍の要塞建設の登録は砲兵局に属する

3 条：海軍・植民地大臣は海軍年報に掲載されたこの勅令の実施の責任を負う。

<sup>201</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, n°27, 1864, pp. 342-343.

— 『海軍・植民地砲兵隊の諮問委員会を海軍・植民地省に創設する政令<sup>202</sup>』

1 条：海軍・植民地砲兵隊の常設の査閲を廃止、毎年砲兵隊将官はフランス本国と植民地で総査閲を実施、査閲後、将官はあらゆる提案を大臣に提出する。

2 条：砲兵局の諮問委員会を創設

委員会のメンバーは大臣の提案で当局により任命する。

3 条：大臣により命じられた付託の後、委員会は砲兵局の任務について、そしてこの任務に関係する発明や発見を検討、議論する。委員会は検討の下に置かれた各問題について根拠のある意見を与える。

4 条：委員会は艦隊の艦船で任務する砲兵の構成についての意見を述べるよう求められる。

5 条：委員会は海軍・植民地砲兵隊のさまざまな任務に関する提案を大臣に提出することができる。

6 条：委員会のメンバー

海軍・植民地砲兵隊師団長、海軍准将、海軍砲兵隊旅団長、海軍大佐、海軍砲兵隊大佐、  
発言権保有の書記（海軍砲兵隊大佐あるいは大尉）

議長は海軍砲兵隊師団長

2 課長（技術、企画、審議）は委員会の決議に発言権をもって出席する。

7 条：陸軍砲兵隊師団長は海軍砲兵委員会に発言権を持って参加する。

8 条：4 条の規定より、委員会が艦隊の艦船の砲兵隊の構成についての委員会の意見を求められたとき、委員会は海軍大佐と造船技師を発言権をもって委員会に参加させる。

9 条：委員会書記は、委員会の審議に必要なすべての種類の古文書、覚書、本、典型、参考資料、証書を保管、保存、保守する。

10 条：海軍・植民地の中央行政の任務の長は、大臣が必要とした場合、発言権なしに委員会審議に出席する。

11 条：議長は委員会の意見を大臣に届けると同時に、委員会に必要な情報の要求を大臣に向ける。

12 条：我々により任命された砲兵委員会の 3 人のメンバー（海軍准将、海軍砲兵隊大術審議課長も審議顧問になる。

13 条：海軍・植民地大臣はこの勅令の実施の責任を負う。

まず『海軍・植民地省の砲兵局の創設に関する政令<sup>203</sup>』は全 3 条よりなり、1 条では中央行政の中に砲兵局が創設されることが規定され、2 条では砲兵局の中に、人事・会計・技術

<sup>202</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, n° 27, 1864, pp. 343-345.

<sup>203</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, n° 27, 1864, pp. 342-343.

開発を担当する課が設定されており、砲兵局がこれらを独自の権限の下に置くことが出来たことを示している。また、会計が含まれていることから、省の中の他の局、特に軍備局（造船局）と同様に予算を獲得することが可能になったことを示している。また『海軍・植民地砲兵隊の諮問委員会を海軍・植民地省に創設する政令<sup>204</sup>』は全 13 条からなり、1 条では、従来砲兵隊に対する査閲を行っていた総検査院が廃止され、砲兵隊内部つまり高位の将校である砲兵隊将官による査閲に替えられた。彼らが本国と植民地における砲兵隊に関わる任務にすべての責任を負い、その上で、大臣に直接提案する権限を持つ。6 条では、諮問委員会のメンバーに砲兵隊将校に加えて海軍将官が参加している。先に述べたガーヴル委員会を擁護した海軍軍管区長官は海軍将官（海軍少将）の一人であるが、彼らにとって艦隊と砲兵隊との連携は戦時には欠かせないと同時に、海軍力を増すための技術進歩に彼らの意見を反映させることは不可欠であった。その他、発明・発見（3 条）、艦船で任務する砲兵の構成（4 条）、その他様々な任務（5 条）に関して、諮問委員会が議論・検討し、その結果を大臣に提言することができる、定められた。このように、この諮問委員会を通じて、砲兵局という、海軍部隊を基礎とした団体が、直接、海軍・植民地大臣に意見を述べるようになるようになったことが重要である。

ガーヴル委員会での陸軍の圧力について言及したように、砲兵隊は陸軍の優位に甘んじてきたが、この諮問委員会の規定によって、こうした陸軍との関係が明文化された（7 条）。極東、中国・日本・コーチシナでの軍事行動や治安維持において、陸軍部隊の一つアフリカ軽装歩兵第三大隊が海軍部隊を補強した例で示されているように、特に多くの陸上戦闘員が必要とされた場合には、陸軍の協力は不可欠であった。ただし、諮問委員会を通して陸軍の発言を認めるという形は、以前のような陸軍の圧力というよりは、むしろ迅速な陸・海軍の協力のためと解釈するのが妥当であろう。

ここで諮問委員会の代表的なメンバーについて言及する<sup>205</sup>。まず、諮問委員会の議長を務めたプレイリーは 1861 年から砲兵隊師団長であり、砲兵局が創設される以前、総検査院の総監として武器の技術革新に身を投じ、砲兵隊を査閲する立場であった。またクリミア戦争に参加していた砲兵隊旅団長ペリシエ Pélissier、そして砲兵隊大佐のサピアもこのメンバーの一員であった。また、砲兵局の人事に関して言えば、フレボー Frébault は、1855 年以降における総検査院総監の補佐官の経験を買われ砲兵局長となったが、1854 年のクリミア戦争ではバルト海遠征に戦闘員として参加し、1859 年には植民地グアドループの総督を務めたという経験もあわせ持つ。このように砲兵局長、そして諮問委員会のメンバーは、戦

<sup>204</sup> *Bulletin Officiel de la Marine*, n° 27, 1864, pp. 343-345.

<sup>205</sup> Delaunay, *op.cit.*, pp. 308-311.

闘員、植民地の防衛、武器の技術革新に実際に携わった経験を持つ人々であり、彼らが海軍砲兵隊組織の中心人物であった。

前節で述べたガーヴル委員会は、この諮問委員会の監察下に置かれた。こうして、大砲の技術開発は、砲兵局という権威を持ったひとつの組織の中で、諮問委員会による発案、ガーヴル委員会による実験という役割分担の下、信頼関係を持って行われることになったのである<sup>206</sup>。砲兵局創設は武器開発を一層刺激し、直接大臣に提言できる道を開き、また戦闘員としても陸軍との対等な関係を保つことに貢献した。

## 総括

第二帝政は海軍部隊を植民地や本国の防衛そして技術革新の中心組織として活躍できるものにし、海軍の一員として正当に位置づけることに成功した。第二帝政期以前には、海軍部隊は軽視されていた。その最大の理由は、フランスが長い歴史の中で陸軍国家として認識されてきたことが挙げられる。このように陸軍優位のフランスでは、陸上で活躍する海軍部隊は陸軍の圧力の下に置かれ、第二帝政直前の第二共和政では、一時廃止にまで追い込まれた。このような状況から一転して海軍部隊が認められ、その地位が高められるに至ったのは、第二帝政期にフランス海軍がナポレオン 3 世の寛容な姿勢のもと、柔軟な組織を持っていたためだと考えられる。

第二帝政期は、フランス海軍にとっていわば黎明期とっていい。長い歴史の上に立った強固な組織でもなく、硬直した組織でもなかったがゆえに、組織を引っ張る個人の力がいかんなく発揮できる状況にあったと考えられる。第 1 節で見たように第二帝政期の 4 人の政策決定者（大臣）は、彼らの経験と能力によって、海軍を取り巻く外的・内的要因に柔軟に対処していくことができたのである。砲兵隊の将校マレゼやサピアの提言が活かされたという事実もまた、このような組織の柔軟性が背景にあったからではないだろうか。またガーヴル委員会の経緯は、陸軍の圧力に対して、技術革新に携わる海軍将校がどのように反応し、彼らの主張がいかに植民地大臣に取り入れられていったかを明らかにしている。一般には、第二帝政期の海軍の発展、特に技術革新については、ナポレオン 3 世の指導力がクローズアップされがちであるが、本章で見たように、将校の提言とそれが活かされる組織の柔軟性も海軍部隊の整備・発展に大きく貢献していることがわかるであろう。

先にも述べたようにバテスティは、この海軍機構の柔軟性を場当たりの政策と評し、グランドデザインの欠如と批判している。しかし混沌とした海軍組織を整備し、海軍部隊

---

<sup>206</sup> Patard, *op.cit.*, pp. 159-161.

がその中での安定した地位を獲得し、その結果彼らが植民地拡大と技術革新に独自の展開を図ることができたことを鑑みれば、バテスティの評価では不十分と見なさざるを得ない。第二帝政期の組織の変遷は、行政組織改革の一貫性のなさとして批判するよりも、その柔軟性をもって、植民地防衛や技術革新に直接携わった海軍部隊の機動力を高めたと、積極的に評価する方が、続く第三共和制期の海軍の活躍を理解しやすくするであろう。

第二帝政は普仏戦争で終わりを告げた。大砲技術の革新、そして本国海洋の防衛体勢に尽力した海軍部隊は、陸軍国家プロイセンの陸上からの攻撃に海洋で果たすべき本来の役割を発揮できず、首都パリの防衛を命じられたのである<sup>207</sup>。対イギリスを目標に海軍力を増強してきたフランスは、新しい国際環境に臨まなければならなくなった。しかし、第三共和政に至った時、第二帝政期で海軍組織内に安定した地位を獲得した海軍部隊は、ふたたびヨーロッパ諸国の植民地獲得競争で活躍することになる。第二帝政期でその地位を確実なものとした海軍部隊が、その後の植民地統治にどのような影響を及ぼしたのかは今後の課題にしたい。

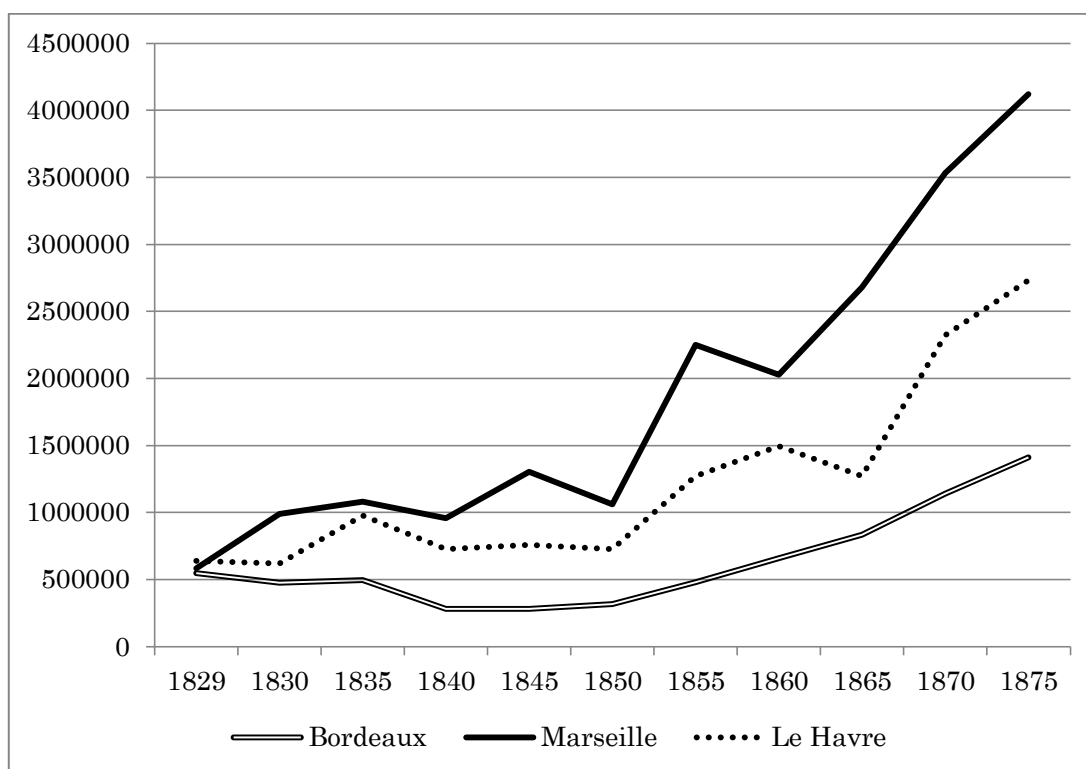
---

<sup>207</sup> Battesti, *op.cit.*, 1997, p. 1070.

## 補章 商人から見た海軍とその政策

マルセイユ商人は、大西洋側の貿易港ナントやボルドーの商人に遅れて西アフリカに進出した。なぜなら地中海から大西洋への出入り口であるジブラルタル海峡を視野に、イギリスはジブラルタルを支配することにより地中海の海洋覇権を確立していたので、フランスの地中海沿岸の港を起点とした貿易業者は地中海の中にほとんど閉じ込められた状況で、地中海航路の安全を確保することができなかったからである。しかし、1830年、フランスが北アフリカのアルジェリアを侵攻し植民地化したことによって、地中海でのフランスのプレゼンスは高まり、そのことが地中海航路の安全を確保することにつながった。これは同時に、イギリスのジブラルタルにおける存在価値を弱めることとなった。そこで、地中海に面した貿易港マルセイユの商人は、このようなフランスの地中海海洋覇権の恩恵を受けて、大西洋へと進出していったのである。実際、マルセイユ港の貿易にも反映されている(表 5.1, 5.2)。

表 5.1 マルセイユ、ボルドー、ルアーブルの貿易量の比較 (トン) <sup>208</sup>



<sup>208</sup> Marnot, *op.cit.*, p.566.

表 5.2 マルセイユにおける西アフリカの油性物質の輸入（トン）<sup>209</sup>



遅れて参加した西アフリカでの貿易で比較優位を確保するため、マルセイユ商人は、ナントやボルドー商人との競争から逃れ、更に南のギニア湾へと貿易範囲を広げていった。そこで本章では、マルセイユ商人レジ兄弟に焦点を当て、ギニア湾での彼らの貿易活動を明らかにすることを通して、フランスの植民地政策を、商人の視点から再評価する。

### 第1節 商人主導の貿易 —マルセイユ商人レジ兄弟—

マルセイユ商人レジ兄弟（Louis Régis、Victor Régis）は、1841年西アフリカのギニア湾に位置する王国ダホメ（Dahomey）の沿岸にあるウィダー（Whydah）に商館を設立した。1941年、商館設立100年目を記念して子孫のJean-F. Régis（マルセイユ船会社社長）が、ダホメにおけるレジ家の100年記念史（*Les Régis au Dahomey, un centenaire familial, Marseille, 1941.*）を出版した。本節では、この記念史を参考に、マルセイユ商人がどのような経緯で商館を設立したのか、フランス当局と海軍がこの商館設立に際してどのような対応をしたのかを分析する（図5.1）。

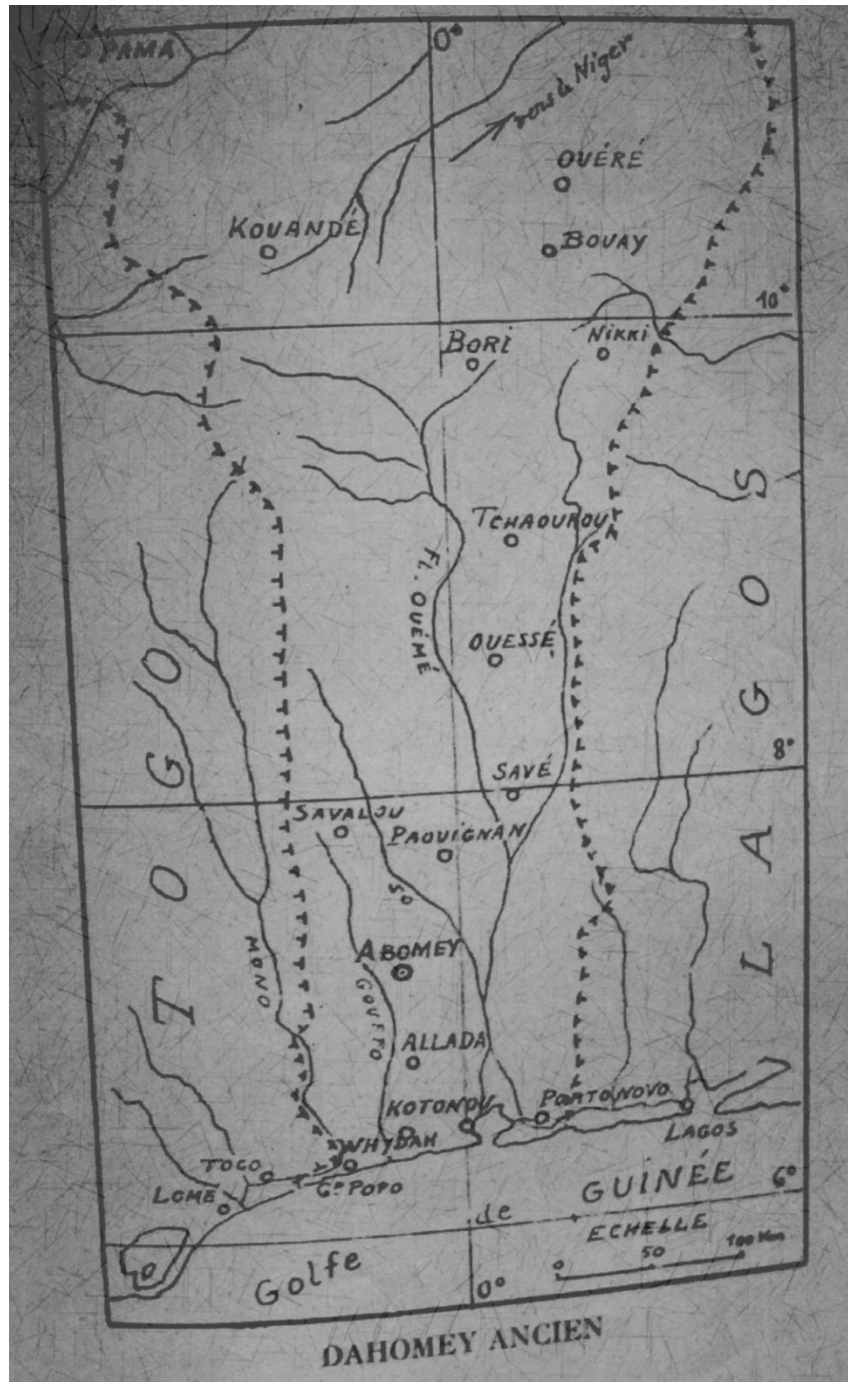
まず、著者Jean-F. Régisはレジ社の功績を次のように述べている。

「レジ社はダホメを最初に訪れた会社ではないが、そこに滞在し続けたという意味で最初の会社である。レジ社は、すべての反対を押し切ってダホメの沿岸にあるウィダー

<sup>209</sup> Daumalin, *Marseille et L'ouest Africain L'outre-mer des industriels (1841-1956)*, Histoire du Commerce et de L'industrie de Marseille XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> Siècles Tome VIII, Chambre de Commerce et d'Industrie Marseille-Provence, 1992, p.369.

に商館を建て、それを保持し、発展させた。中央権力の無関心や、このように新規開拓企業が直面する多くの困難に打ち勝ったが、最終的に競争を引き寄せ、長年の後には政府の干渉をもたらすことに成功した。レジ社は、実質的に、ダホメの植民地化をもたらした、最初のそして重要な貢献者であった。」

図 5.1 ダホメ





この著者は、いかにして商人が自ら貿易拠点を設置し、その拠点を発展させ植民地化したか、またその過程でいかにして国家や海軍を引き寄せていったのかを詳細に記述することで、レジ社の功績を強調している。同時に、国家が西アフリカで行った植民地政策と外交政策がいかなるものであったかにも言及している。

その後、アシエント会社は消失し、代わりに西インド会社が占領したが、1797年、最終的にフランスは完全にこの要塞から退去した。その後のナポレオン戦争で、フランス海軍は壊滅し、国が保有する船舶は少なく、殆ど武装されていない状況にあった。この状況は、商人が海上貿易を自由に行うことを難しくしており、アフリカ北西海岸では、海賊船あるいはイギリスの巡洋艦の攻撃に対し、商人は自力で自らを守らなければならなかった。そのような状況の中、レジ兄弟の父、ヴィクトル・レジ (Victor Régis) は、1816年セネガルに最初の旅をしたが、そこではボルドー会社がすでに商館を持って商業活動をしていた。そのため、彼は、多くの困難に遭遇しながら長期にわたって貿易利益を求める旅をギニア湾まで続け、1827年に死去した。この父の遺志を受け継いだのが息子のレジ兄弟 (Louis-Théodore-Victor 1803年生, Victor-Pierre 1806年生) である。彼らは、7月革命 (1830年) が起こった時、民兵隊に参加し、その際知り合った仲買業者ボルリ (Jérôme Borelli) に大きな影響を受け、西アフリカでの貿易に興味を持つようになった。政治的危機が収束すると、レジ兄弟はボルリとの合資会社を設立させ、地中海から大西洋へと進出することで、西アフリカでの物々交換貿易と海運業の発展に邁進した。彼らは2年間セネガルに興味を示していたが、やはり父親と同様、更に新しい市場を求めてギニア湾に向かっていった。1833年11月、レジ兄弟は、レジ社の船長ゴーヴァン Gauvin を三帆柱でギニア海岸へと最初の航海に向かわせ、その後貿易路を開拓していった。綿織物、彩色ガラス製品、金物、ワインなどをイギリス植民地シエラネオネとウィダー Whydah へ輸出し、象牙、カバの歯、ビャクダンの木、カフェ、パーム油、野獣の皮、金・銀の粉などをフランスに持ち帰った。彼らの開拓のおかげで、まもなく多くの船がこの取引に参加するようになったため、政府は、この航路上に商館と防衛の確保を考えるようになっていった。

政府は、1838～39年、すべてのギニア海岸を探索するために、2人の海軍将校ブロカン Broquant とブエ Bouët-Willaumez を送りだした。彼らは、輸出入によってフランスに利益をもたらすという意味で、ギニア沿岸における貿易の有用性を認め、貿易による安定的な利益確保を維持しうる強力な会社を設立するよう政府に勧めた。彼らは、ガボン gabon, パルム岬 Cap de Palmes を拠点として最もふさわしいと提案したが、以前フランスの要塞であったウィダーを再占拠することには反対した。なぜならこのウィダーの位置がイギリス植民

地ラゴスと隣接しており、フランスはイギリスとの競争を避けたかったためであろう。

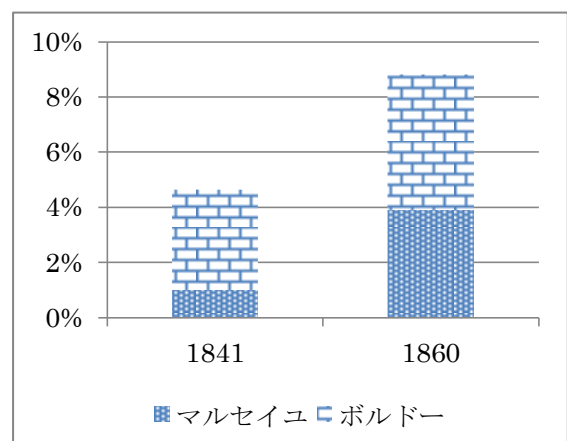
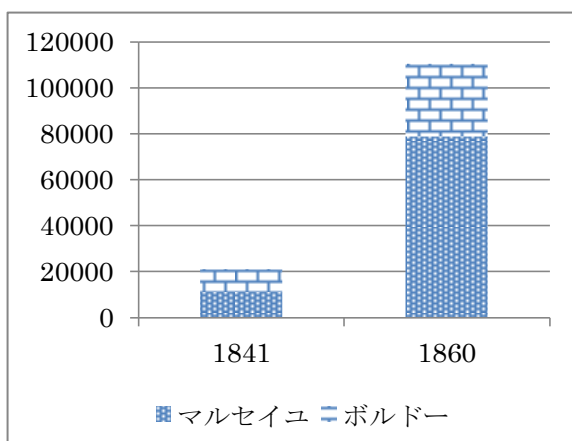
政府は、さっそくこのギニア湾の貿易に商人を誘致することを、主要港の領事議会（商業裁判所）に付託した。これらの港の商人から帰ってきた解答には、以前から西アフリカ貿易に関して長い経験を持つボルドー商人と、新しく参入してきたマルセイユ商人の貿易政策の違いが顕著に現れているといえる。ボルドー議会は、この海岸での貿易にあたって特権会社の設立に前向きな姿勢をとったが、一方、マルセイユ商業会議所は、自由貿易による競争原理を主張したからである。1839年以降、西アフリカ植民地の行政官であったマッソン M.Paul Masson は、レジ兄弟の競争原理を基にした貿易を以下の様に高く評価している。

「レジ兄弟は単なる商人であるが、我々にとって植民地拡大の偉大な支持者になるだろう。フランスの植民地施設（要塞）を民間で最初に創設した者であるばかりか、これらを長く保持しているからである。ナント人の貿易の形態(特権会社による貿易)とは全く違うが、このような熱意あるレジ兄弟の試みは、ナント商人に新たな貿易の確立を提案するだろう。彼らは特にイギリスとアメリカの競争を支持し、フランス製品を植民地に導入することを意図している。このような彼らの良識ある選択と、彼らが雇用している船長の知恵によって、良い結果を生むだろう（表 5.3-5.4）。」

#### 黒アフリカに対する交易

[表 5.3] 黒アフリカに対する取引量

[表 5.4] 全貿易額に対する黒アフリカ貿易額の比較



1 位マルセイユ: 11118t (1841年)~78936t (1860年)

マルセイユ: 1.01%(1841年)~3.91%(1860年)

2 位ボルドー: 9979t (1841年)~31547t (1860年)

ボルドー: 3.64%(1841年)~4.92%(1860年)

このように政府自らが、政府の力を借りないレジ兄弟の植民地での貿易のやり方を称賛

していることに加え、政府の特権に依存して成り立っていた当時の他の商人に反するよう  
な、レジ兄弟の自由競争を基本とした貿易方法を提案する姿勢が政府の中にすら存在して  
いることにも注目すべきである。実際、黒アフリカ（サハラ以南）に対する貿易量を、1841  
年時点で黒アフリカへ最も多い貿易量を持っていたボルドーとマルセイユの間で比較する  
と、マッソンの評価が正しいのは明らかといえよう<sup>210</sup>。

表 5.3 で示されているように、黒アフリカとの取引量は 1841 年ではマルセイユとボルド  
ーはほぼ同量であるが、1860 年になるとマルセイユは約 7 倍に増加したのに対し、ボルド  
ーは約 3 倍である。また、全貿易量の中で黒アフリカが占める貿易量の割合を、表 5.4 で比  
較すると、マルセイユは同期間中約 4 倍に増加している。つまり 1841 年の時点では、マル  
セイユは黒アフリカとの取引が僅かであったものの、1860 年になると約 4 倍に増加してい  
ることが分かる。一方、ボルドーは、1841 年の時点でマルセイユより多いが、1860 年にな  
っても総量をそれほど変化させていないことが見て取れる。マルセイユは、遅れて西アフ  
リカに進出したことから、既に活動しているボルドーのような商人に追い付くため、競争  
原理を利用した自由貿易を促進していったと推測できる。

レジ兄弟が政府に提案した進出先は、政府が反対しているウィダーであった。そこで彼  
らは、半世紀も放置されていた古いウィダーの商館を再び占拠するよう大臣に要求した。  
そのために 30000 フランを要する要塞の修理を申し込んだ。ルイ・フィリップ王から商館  
を設置する権限を得て、1841 年 10 月 5 日、船長プロヴァンサル Provencçal は 299500 フラ  
ンの積荷をもって要塞の修復の任を負った。労働者は現地人を使い、資材はフランスから  
調達した。こうしてレジ兄弟は、ウィダーでこの補修した商館を中心に商業活動を開始す  
ることとなる。

ここでレジ兄弟が自ら要塞を修理、管理したウィダーのあるダホメ王国を概観してみよ  
う。ダホメ王国は、アルジェリア・チュニジアの 3 倍、もしくはスペインとほぼ同じ領土  
を有している。内陸 100 キロ以内に住む住民が大半で、特に 30～35 キロ四方に人口が集中  
している。彼らは物神を崇拜し、文字を持たず、好戦的で厳しい規律の人種である。彼ら  
の君主であるダホメ王朝の 7 代目王 Ghézo は、武力によって権限を行使し、住民に軍事任  
務を強制した。彼らは、弓、矢、火打石式小銃などの武器を使用し、彼らの中には 1200～  
1600 人の婦人騎兵も含まれていた。人々は王の権限なしに一つの部族の領土を去ることは  
できなかったが、他の領土に行く場合には、交渉あるいは時として高額な代償が必要であっ  
た。マルセイユ商人は Ghézo 王から必要不可欠なくらかの便宜を得ていたのである。

---

<sup>210</sup> Marnot, *Les Grands Ports de Commerce Français et la Mondialisation au XIX<sup>e</sup> Siècle (1815-1914)*, Paris, 2011, pp. 273-276.

ではレジ兄弟はダホメ王国でどのような立場にいたのか。ダホメ王国の王ゲソ Guéso との協定により彼らの地位は確保されていた。徐々に商館の周りの集落にもその協定が認識されるようになり、大きな集落が形成されていった。彼らの統治方法は、原住民を巻き込んだ組織的なものであった。即ち、原住民の中から 50 人の民兵を採用し商館を中心とした地域の安全を確保したのである。民兵の指揮官は、領事長 Agent-Directeur の肩書を持ち、行政官の任務を果たした。民兵は、週に 4 日、賃金をもらって労働する代わりに、彼らの支配者の軍事奉仕は免除された。また、彼らは、週に 2~3 回の訓練を受け、家族は守られ、病気の際は半分の賃金を受け取ることが出来るという、彼らが今までに経験したことのなかった待遇を受けることになった。マルセイユのレジ本社は、この民兵のために 50 個のユニフォーム、50 個の最新型銃、6 個の大砲や火薬を送った。このように、レジ兄弟会社は貿易のための商館を管理し、その安全確保のために上記のような画期的な待遇を提供することによって、彼らに従順な現地の民兵組織を充実させたが、このウィダーの商館をフランスの公式拠点とはしないという政府の方針は、変わることがなかった。しかし、政府は、折衷案として、フランス国旗の代わりに、白い縁で囲まれた青・白・赤からなる特別の旗を掲げることを許可した<sup>211</sup>。公式拠点として認可しないことでイギリスを刺激することを避けながらも、政府は、レジ兄弟の商館運営を本質的には認めていたといえよう。

ウィダー商館が独自の権限を持って、秩序ある共同体を形成しているという事実を背景に、ポルトガルの密売人との利益を犠牲にしてもこの商館と協定を結びたいという周辺住民も現れてきた。こうして形成された 1200 人からなるフランスのサラム salam と呼ばれる村は、巡回により保護され、内陸部の未開で残忍な風習とは対照をなす社会組織になった。セマオア信号所 (sémaphores、視覚信号で船舶と交信する信号所) が商館に配備され、浜辺の郵便局と外洋に停泊している船と連絡を取ることすらできるようになった。そもそもギニア海岸は、潟やデルタの連続した海岸で、停泊地と海岸の間は黒人が丸木船で往来していた。フランスの戦艦が来るのは珍しいことであるが、1844 年にウィダーを訪れた海軍少佐は、レジ商館の管理状態と周辺の共同体の繁栄について賞賛をしている。ウィダー商館の創設以来、レジ社は文明活動に通じている宣教師を呼び寄せるため、政府に対し教会を建てることを約束していた。1857 年、将校ブレスヤック Bressillac が布教団を創る権利をウィダーの支配者から得て、1862 年、リボンの騎士団の一人の修道士が到着した。サラムに施設を建て、次にダホメ沿岸に数カ所教会を建てた。このようにレジ兄弟はウィダーに文明化された、秩序のあるコミュニティを作っていった。政府も公には認めていなかった

---

<sup>211</sup> 表紙裏に掲載。

たが、イギリスを刺激しない範囲での、いわゆる“消極的な協力”を惜しまなかった。

しかし、このような消極的な協力には限界があり、ギニア海岸における海洋での安全確保は早急に必要となっていた。レジ社の船長が、イギリスの沿岸警備艇の横暴を政府に訴えていたことから、これが喫緊の課題であると分かる。現に 2 人の船長は、イギリス植民地シエラレオーネで監禁された。そこで、西アフリカ沿岸の海軍基地長である海軍大尉ブエ は、マルセイユ会社の公正な保護の要求を支持し、政府から許可された範囲内で、あらゆる防衛体勢を執った。しかし、あくまでもイギリスを刺激しない方法が採られたのは言うまでもない。

レジ社は、商館を設立した 1841 年には、10 隻の艦船を保有していた。マルセイユの船主によって使われていた艦船は中位の帆船であり、蒸気の航海は始まったばかりであった。マラリアの感染を恐れて、作業は、停泊地あるいは海岸で天気の日に素早くなされた。また、船長には、ウィダーだけでなく、東アフリカ海岸、紅海にまで、貿易の可能性を探らせた。しかし、フランス植民地貿易のため、政府の援護なしに新しい航路を探すことは、船長の犠牲を覚悟しなければならないことであった。

船主と船長の関係を見てみよう。船主は船長の報告の正確さと評価の正しさを即座に判断することができないので、彼らの提案が魅力的なものであっても、その提案を慎重に受け入れる傾向がある。時にはその慎重さが、決断を正しい方向に導けず、残念に思うことがある。ここにその例をあげてみよう。船長の グラ Gras は、マルセイユへの帰り、ヴェール岬 Cap Vert 諸島の西に鳥糞（肥料になる）の島を見つけた。このように大きなビジネスチャンスの前に、彼は、至急最も強固な船を送るべきであるとレジに伝えたところ、余裕の船がなかったことを理由に、レジはこの提案に応じなかった。しばらくして Gras は、やっと島に船を向ける許可を得たが、その頃にはすでに、イギリス商人が黒人の労働者を使って鳥糞石を探していた。船長は、雇い主である船主の判断に頼らざるをえないが、船長の知恵は貿易利益を左右することが十分ありうる時代であった。

以上、レジ社が、政府に依存せず、自社主導で貿易航路を開拓し、商館を修理し、貿易を発展させたことを示した。しかし、このような成功に至らなかった例もある。レジ兄弟は、会社設立時にセネガル（サンルイとゴレ）に商館を開いた。その際、黄金海岸にも興味を持ったが、すでにイギリス、デンマークの会社が存在していた。そこで、ルイ・レジは、大臣への手紙の中で、黄金海岸においてどの程度富を創出できるか、その予想を提示することで、政府に植民地化を急がせようとした。しかし、政府の態度は煮え切らなかつたため、レジ社は大臣の支持を待たずに、ジェームスタウン Jamestown に主幹の支店を置き、

その周辺に (Dixcove, Winnebah, Prampam, Ningo) スクーナ船のための補助的商館を建てた。数年後ヴィクター・レジは、セネガルの代理店代表として、象牙海岸と黄金海岸の利益を主張するためにパリに出向いたが、当局の回答は、以前と同じく、英仏協商 (1786 年、関税を下げることを目的とした協定) を暗礁に乗り上げさせてしまうという恐れから、フランス政府による実質的な介入を拒否し、口約束だけにとどめるものであった。結果としてイギリス人は、デンマークの商館を買い取り黄金海岸での貿易における真の第一人者となった。このように、黄金海岸は、たとえ商人が利益を予測できた地域であっても、政治的・外交的政策のため、政府の協力を全く受けることが出来ずに貿易拠点としての確保を諦めざるをえなかったということを示す一例であることが分かる。

## 第 2 節 政府主導の貿易航路

前節では、レジ社が自らの決断でウィダーに商館を建て、貿易を発展させたことを示した。本節では、政府が主導で商館を建て、商人を誘致するという例を挙げてみよう。

### (1) グラン・バッサム (Grand-Bassam)

象牙海岸では、政府主導で商館建設が行われた。西アフリカ沿岸の海軍基地長である海軍大尉ブエが 1842 年にセネガル総督になった際、政府は彼にガロウェイ Garroway, アシニ Assinie, ガボン Gabon に要塞化した商館を建てる任務を課した。この計画は、海軍大将デュペレ L'Amiral Duperré の提案であり、それまで沿岸でブエが築いた友好関係を大いに利用してくれることを期待して作られたものであった。西アフリカにおけるフランス植民地の最も南に位置するガボンがギニア湾における海軍基地としての役割を果たす拠点になったことを考えれば、海軍大将のこの提案は、ギニア湾、広くは西アフリカ沿岸における海洋覇権を睨んだものであったことが推測される。しかし、この提案に対し、レジ兄弟はガロウェイ Garroway よりグラン・バッサム Grand-Bassam の方が、より利益を生み出すことが可能だとの予想をブエに提示した。レジ兄弟にとって、ブエは良き協力者であった。彼は、レジ兄弟がウィダーに商館を設立した際、海洋の治安維持に協力したことからレジ兄弟とは良い関係を保っていた。その上、彼はレジ兄弟のウィダーでの貿易の成功を評価していたことも加わって、ブエはレジ兄弟の意見を尊重した。1843 年 8 月、仲買人を受け入れる準備ができたため、大臣は、ルアーヴル le Havre, ナント Nantes, ボルドー Bordeaux の商人達に、それらの沿岸における貿易活動を呼びかけた。しかし商人達は、初期費用が膨大にかかるとの経済的理由から、貿易を発展させるには困難が伴うだろうと予想し、尻込みして

いた。しかし、レジ兄弟はこの呼びかけに同意し、1844年3月、アシニとグラン・バッサムに商館を設立、レジ社はそれらの要塞に代理店を設置した。他の商人たちと違って、レジ兄弟がこのような選択をしたのは、商人と地方総督の協力関係の中で、海軍の支援の代償と考えることが出来るのではないだろうか。即ち、レジ兄弟はブエの申し出を断ることが出来なかったのではないかと推察できる。なぜなら、その後のグラン・バッサムにおける貿易活動の結果から理解できるであろう。

では、政府主導で貿易拠点に商人を誘致したことが、その後のグラン・バッサムにおける商人の活動にどのような変化を与えたか、1854年に大臣からマルセイユ商人に出された書簡<sup>212</sup>と、1856年にレイ・レジから大臣に出された書簡<sup>213</sup>をあわせて分析する。

最初に、1854年1月14日、象牙海岸のグラン・バッサム商館のための遠征について、大臣デュコからマルセイユ商人に出された書簡を分析してみよう。1853年11月と12月に、政府は西アフリカ海岸 Ehrié 潟のグラン・バッサムで遠征を行った。その動機として「10年前の商館設立以来もたらされた貿易利益」を挙げている。このことから、1844年レジが政府主導の商人誘致を受け入れ、代理店を置き、10年間で利益を上げることが出来たと推察できる。それにもかかわらず、武力を投入した目的は、以下のように述べられている。

「先ず、武力により潟にいる多くの原住民に平和をもたらし、支配することができるはずである。次に、我々の貿易の方法を現地の人々に強制するための武力投入なのである。即ち、現時点で沿岸の仲買人と沿岸地帯にいる外国船との間でなされる直接貿易は、非常に大きなシェアを占めている。こうした仲買人と外国船の間に商館が入り、間接貿易とさせることで、こうした外国船との貿易を我々の商館に集中させ、利益を上げることによって、現地の人々にも利益が還元されるだろう。つまり、現地の人々の利益と我々の利益は同一線上にあることを示すべきであり、そのための武力投入なのである。」

今回の遠征は、潟にいる住民をフランスの支配下に置くことを目的としていた。フランスの商館があるにもかかわらず、貿易は殆ど外国人と住民との間で直接取引という形で行われているのが現状だったからである。それゆえ、住民にフランスの存在を認識させ、住民の利益は、フランス人との貿易からのみ得られるとわからしめることが必要であり、そのために武力でもって住民を支配しようとしたのである。住民の安全確保を武力行使の理由としたのは、こうした本質的な目的の隠れ蓑といえよう。

また、大臣が海軍大佐ローダン Raudin から受けた報告によると、

「この目的が早急に達成されるために、グラン・バッサムの商館に対しては非常に活

<sup>212</sup> MQ52/24, 3, Chambre de commerce de Marseille, Archives.

<sup>213</sup> SEN/I/25, Archives nationales d'outre-mer.

発で効果的な遠征を行う必要がある。しかし成功するかしないかは、遠征の大きさによる。十分満足できる規模の遠征が行われてこそ、今日まで我々が事業の遂行が進まないという点で残念に思わなければならなかったこの商館で、活発な貿易が行われ、利益を享受できるというシナリオが展開するだろう。二つの会社（マルセイユのレジ社と Calais M.M.R. et C.社）のみが代理店や物物交換の倉庫を持っていた。マルセイユ貿易のあなたの影響力を鑑みれば、政府の採用した方法が成功するよう後押しするために、あなたたちのあらゆる協力が期待できると私は信じる。そしてその実現に我々の将校、水夫、兵士が熱意をもって身を捧げた。」

グラン・バッサムに代理店を置いているマルセイユの 2 社の貿易の利益を確保し、更なる発展を確かなものとするため、政府は遠征をおこなった。この遠征を正当化するためにも、マルセイユ商人が、グラン・バッサムでのフランスの貿易を発展させてくれることを、政府は望んだのである。言い換えれば、政府主導で行われた商館設置を正当化するために、マルセイユ商人の協力が必要であったと考察することができる。

次に、2年後の 1856 年、ルイ・レジから大臣への書簡を分析してみよう。

「政府はグラン・バッサムに商館を建て、我々の商品の新しい販路を開き、積荷を手に入れられるよう計画した。セネガルのサン・ルイが貿易の集積地（港）であるのと同様に、グラン・バッサムは、アクバ川 ackba とその支流から Ebrie 潟に来る製品の集積地であらねばならない。しかし、交換商品がグラン・バッサムに着くということを我々に確信させないまま、グラン・バッサムを保持することはほとんど現実味のないことである。フランスがこの地域で一つの植民地を持っているにもかかわらず、この植民地には主たる商業もなく、拠点として利用する目的もないなら、我々はグラン・バッサムを保持することはできないだろう。我々の商館の交通路以外の交通路をとって、内陸の産品が外国に通過することを自発的あるいは力でもって妨げる状態でのみ、この植民地を保持する意味を持つ。」

ここから推測できることは、2年前政府が実施した軍事介入では、グラン・バッサムでの貿易がフランスの商館に集中して実施されるという形態をもたらすことができなかったと読み取れる。ルイ・レジは、フランスの商館を経由していく交通路以外の交通路を通して内陸の産品が外国人に渡されている現状を大臣に報告しており、この現状を打開するためには、こうした交通路を軍の力を使ってでも遮断する以外にないと主張、もしこの状況が変わらなければグラン・バッサムを植民地として保持する意味はないとまで言い切っている。

大臣への報告の中で、彼は、Jack Jacks と呼ばれるアフリカ人仲買人の存在にも言及して



いる。彼らはフランスの商館を通さずに直接海岸にいる外国人の物々交換者と取引を行っていた。

「アフリカ人仲買人 Jack Jacks に、海岸の外国人物々交換者との関係を断つことを強制しなければならない。外国人を受け入れている Jack Jacks に良い利益（特権）を与えることによって、彼らを好意的に迎え、我々仲買人との良い関係を築かせる必要がある。Jack Jacks に我々の支配を認知させることが到達すべき目的である。」

Jack Jacks に特権を与え、フランスの支配を認識させることにより外国人との直接の貿易を止めさせることが出来るとルイ・レジは考えていたと思われる。しかし、このような方法は、フランスの貿易利益を高める反面、商人を現地人との戦いに投げ込み、Jack Jacks の仲買によって海岸で物々交換している国々との関係を悪化させることにつながる。一方、フランス仲買人が雇っている現地人トレタンは、直接現地の生産者と交渉して産品を物々交換により手に入れていたことから、彼らを通して住民の協力を得るためにいろいろな試みを実施したが、成功しなかった。その理由として、もともとトレタンと Jack Jacks は同じ競争の上に立っていないことが関係していると考えられる。トレタンはフランス仲買人を経由するが、Jack Jacks は直接物々交換者と取引している。従って、トレタンは Jack Jacks と同じ利益を確保するために、パーム油をより高い価格で火薬や銃で交換することを要求されたからである。

「ここ 12 年来、フランス貿易に関して、物々交換によって得られた利益は非常に少なく、グラン・バッサムに建てられた 2 つの要塞の経費をまかなうに十分な成果をほとんど得ていない。」

1844 年にグラン・バッサムの商館で貿易活動を始めて以来、殆ど良い結果が出ていない。エブリ潟 Ebrie のパーム油が 2-3000 トン取引される内、たったの 300 トンがフランスの物々交換者によってもたらされており、これですらその当時最も良い取引量を確保できたと考えられた 1855 年の現状であった。

「Jack Jacks は我々を窮地に陥れるために策略と裏切りを駆使した。沿岸住民によりなされた言いがかり、戦争、殺人はすべて、我々を失望させるため、そして、彼らの揺るぎない関心事である L'Ebrie から我々を追い出すため、Jack Jacks によりひっそりとなされた巧妙な術策の結果である。」

そこで、フランス将校モンレオン Monléon は、Jack Jacks と対立するのではなく、通商条約を結び、和解を試みた。

「誓約に背いても咎められない原住民は、条約を実行に移すふりさえしなかった。油

の1キロももたらさず、与えない、そして我々の貿易は非常に悲惨なものであった。」  
上記のごとく、通商条約は守られず、パーム油は全く手に入らなかった。

「もし政府がグラン・バッサムを保持したいなら、政府は Jack Jacks との和解を望んではいけない。政府はこの現実不可能な計画を実施してはならない。そして、ここの住民に対し不正を犯すことなしに右岸での製品の通過が禁じられていること、そして今後は政府が L'Ebrie 潟を渡る丸木船や商品を固縛させることを、政府はこの際、現地住民にはっきりと宣言すればよい。」

アクバ川の右岸はフランスの支配下にあり、外国の物々交換者と Jack Jacks との直接の取引は禁じられている。フランス政府は、これに違反して潟を渡る船を拘束するということが現地住民に明言するべきである。

「もしこの意思を行動で示したいなら、実施は内部での封鎖の方法をとれば簡単であろう。この目的に達するには、200 人の駐屯、12 隻の小艇、2 隻の蒸気船で十分である。我々はもはや戦争をする必要はないだろう。なぜなら戦争を支えることができる住民は潟には存在しないからである。それゆえ、私はためらいなく言えるでしょう、欲すればできると。」

グラン・バッサムの住民が戦争できる組織力を持っていないことを知った上で、レジは内部封鎖に必要な軍事力を政府に示すことが出来たのであろう。レジは、ウィダーのように自ら創っていった貿易拠点と比較して、グラン・バッサムでは現地住民の協力を得ることが出来ない現状を正確に認識していたはずである。だからこそ、政府自らが実行するべきであると政府に主張することができたのである。

レジは、外国人の貿易についても言及している。もともと、マルセイユ商人は、植民地において自由貿易を主張していた。なぜなら、イギリスやアメリカが自由に沿岸で貿易をし、自由競争によって利益を享受し、またそのやり方を他国にも勧めていたからである。しかし、グラン・バッサムにおいては違った対応をしなければならなかった。

「商館建設の際、内陸での川による外国貿易は禁止されているが、停泊地で交渉することは外国貿易に許可されている。この許可は廃止されてもいない。外国人が内部に侵入するのを禁じているのは、それは我々が彼らとの競争を避けたいからである。我々は、外国人が自身で油を探しに行くのを禁じているが、彼らがそこに我々の敵である Jack Jacks を送りこむのを黙って許している。Jack Jacks が外国人に売りつけるパーム油を、我々が外国人に侵入してほしくなかった場所で Jack Jacks が捜すだろう。それはもはや論理的ですらない。もし、外国の物々交換者が不満を言っているなら、我々の内陸で起こ

っていることに彼らが干渉することはできないと、我々は彼らに言う権利を持つ。・・・  
Jack Jacks と協定しているこれらの外国人は我々に対する陰謀をくわだてるのを止めるだ  
ろうか、そしてこのような不正な行為を終わりにするために、いかなる方策も我々が採  
らないでいられるのか。それは容認できない。」

レジが主張する外国人との自由貿易は、あくまで海岸における取引の自由である。外国人  
が、フランスの支配下にある領域まで、進出してくることは許していない。たとえ彼ら自  
らが進出していかなくとも、彼らの雇った現地の仲買人が進出してくることも許してはい  
ない。このような外国人の不正行為を見逃している現実を、余すところなく大臣に報告し  
たのである。

「ルイ・フィリップの治世が、外国に対してあまりにも弱腰であることから、我々の  
影響力が失われてしまったこと非難する。ナポレオン 3 世の治世では、とるにたらない  
ものであろうと少しも許さない。ナポレオン 3 世はすべてに対し誠実さと正義によって  
卓越している。」

ここでは、これまで政治的摩擦を恐れたルイ・フィリップをはっきりと非難し、新しいナ  
ポレオン 3 世の治世に期待していることがうかがえる。

「商館が今日あるような嘆かわしいそして屈辱的な状態のままであるなら、またこの  
衰れた位置を変えるために何もしないのなら、フランス貿易はこの地域を放棄するほか  
ないだろう。」

もし、中途半端な方策しか採られないのであれば、すでに配置されている商人はそこで  
貿易をすることが可能であっても、模倣者を見つけることはできないだろう。なぜなら、  
そこは新規参入者にとって魅力的な場所とはいえないからである。この美しい地方にお  
ける貿易の規模は、気力ある、力強い組織の下でのみ大きくなることが許されるだろう。」  
グラン・バッサムの未来について、レジの意見がこの書簡の最後に述べられている。彼は、  
政府が主導で始めた貿易であることから、その貿易を守るため、すべての環境を政府自身  
の力で作っていくべきであると主張したかったのである。

## (2) ガボン Gabon

ガボンでは、1843 年、フランスが Gabon 川の河口にオーマル Aumal の要塞を立ち上げた  
が、これを軍事基地として用いていたため、マルセイユ人は政府の植民地化政策に参加す  
る意思を示さなかった。なぜなら、軍事行動が商業活動の邪魔をしていたからである。し  
かし、レジはセネガル総督ブエの奨励に従い、1844 年 11 月、商館に代理店を置いた。この

商館が軌道にのるため、実に 3 年間という歳月を要し、結果がでるのは実にゆっくりであった。フランス当局は、レジ社の後押しをしたばかりでなく、時には軍事行動で貿易を守ることもあった。このガボンの商館も、政府が商人を誘致した例といえよう。この場合も、ブエとレジとの関係に基づき、レジが協力したと思われる。1853 年 4 月 5 日に送られた、ガボン商館の指揮官からゴレの指揮官（セネガル総督ブエの監督下にある）への書簡から、ガボン商館の状況を分析することにしよう<sup>214</sup>。

「ガボンでのフランス貿易は、長年無価値に近いものと考えられていたが、発展し始めたといえる。」

輸出と輸入の総額を比較すると、1852 年第四期（14,500 フラン）、1853 年第一期（118,420 フラン）とわずか 1 年間で約 8 倍にも貿易量が増えていることが分かる。

「我々の船長は、私との話によりガボンでの商取引の重要性を理解するようになるだろう。」

ガボン商館の指揮官は、商人が差し向けた船長に、商取引についての提案をしている。

「私には、こうすれば我々の貿易関係が広がり続けるだろうという方針が分かっている。それは、イギリス人により推し進められた方法を採用することである。イギリス人は西アフリカ海岸で非常に成功した。なぜなら、今日までそうであったように、イギリス人は、ガボン沿岸の原住民とのみ取引することに満足していなかったからである。」

フランスは、グラン・バッサムと同じ取引方法をこのガボンにおいても行った。即ち、沿岸住民を介して内陸で栽培している原住民から産品を購入したのである。しかし、イギリスは、栽培している内陸の原住民と直接取引をしている。

「原住民は常に良い心情を持っているとは限らない。・・・前払いすることを課せられた船長は、ガボンの沿岸住民が内陸の人々と取引をして持ち帰る産品を待つために 4～5 ヶ月滞在しなければならない。我々はもはや沿岸の住民に助けを求める時ではない。我々は、イギリス人がしているように、内陸の原住民と直接取引をするべきである。原住民は我々と直接交渉できることを願っている。ガボンの土と同じぐらい肥えた土の内陸で、素晴らしい取引ができるのは自明である。しかし、内陸部での取引を成功させるためには、イギリス人の商業方法を採用しなければならない。イギリス人が残念ながらしばしば行っていることであるが、現地人を騙してはいけない。原住民は非常に良識的であり始めたのだから、もはや騙されることはない。私は、我々の船長に、常にそのことを理解させようと尽力している。」

<sup>214</sup> MQ52/36, 13, Chambre de commerce de Marseille, Archives.

ガボン要塞の指揮官は、現地での取引方法を、イギリスと同様、内陸住民との直接取引に変更することを船長に提言し、フランスの貿易の発展に尽力していることを強調している。ガボンは、軍事基地としての役割を果たす一方で、貿易拠点としての役割を果たすべく、要塞指揮官自らがこのように取引方法の提言を行っていたという事実は、注目に値するといえるだろう。

## 総括

本章では、西アフリカのギニア湾に焦点を当て、フランス政府、現地の行政官や指揮官、海軍将校、および商人というそれぞれの立場から植民地貿易を検証することで、外交政策、経済政策、そして海軍の海洋覇権戦略を再検証した。

まず政府の立場に言及しておこう。政府は、ウィダー商館を公的には認めないという姿勢を貫くと同時に、黄金海岸における商人の貿易活動を促進させることを目的とした協力は、いわゆる“消極的”な状態であった。こうした姿勢の背景には、外交政策、特にイギリスへの配慮を重視せざるをえないという事情があったと容易に想像できる。

そのうえ、植民地あるいは海洋の安全確保を担っている海軍将校主導で行われた、商館建設や商人誘致政策は、経済的な観点から実施されたと結論づけることは難しい。なぜなら、海軍主導で築いた商館では、利益が出ておらず、商館維持さえ難しい状況であったからである。貿易を振興させるためには、武力行使さえ行わざるをえなかった。つまり、商人誘致を正当化するために、海軍は高い代償を払わなければならなかったといえる。こうした事実を鑑みれば、商館建設、商人誘致は海洋覇権戦略のための道具にすぎないと言わざるをえないだろう。

しかし、国策としてではないけれども、現地の行政官や商館の指揮官は、商人にとって利益の上がる取引方法を支持したり、貿易振興のために商人に提言したりする努力を惜しまなかった。このような書簡が残されていることから、政府と海軍は、全く同一の意思決定を行っているわけではなく、政府は外交政策を重視せざるをえないが、海軍はその視点から解き放たれていると思われる部分もある。したがって、現地の行政官や指揮官、海軍将校は、現地に赴き、商人と直接的に交流する中から、時には政府ではなく商人側に寄り添うことで、植民地からの利益をより多く享受できるという事実気付いたのではないだろうか。つまり、海軍は、政府とは異なり、総体的に、海洋覇権戦略の目的に経済的利益を置いており、貿易の利益享受こそがフランスの経済発展に寄与し、結果的に海軍自らの存在価値を高めることであると認識していたように思われる。そのうえで、現地の治世に

大いに貢献しうる商人を自らの側につけて管理することも、目的にしていると考えられる。

商人は、あくまで経済的利益を求めてギニア湾に進出していった。この意味で、彼らの目的は自明かつ明快である。しかし、海上貿易の安全確保のためには海軍に頼らざるをえないという制約下にある。そのことによって、レジ社のように、ある種見返りを求めて、海軍主導の商館に代理店を置くことを余儀なくされることもあった。その反面、軍や政府といった大きな力に働きかけて、貿易利益を享受するための環境づくりを整備してほしいと要請する力も獲得していったといえる。

マルセイユ商人は、地中海でのフランスの存在が特に大きくなって以降、貿易量を伸ばすことができたが、それでも全貿易量に占めるギニア湾での取引量は、僅かであった。通常、フランス商人は、政府、海軍、行政官あるいは指揮官の動きに影響されて貿易活動を行っており、マルセイユ商人とて例外ではない。しかし、政府お抱えの商人として君臨していたボルドーなど大西洋沿岸地域の商人とは異なり、新参者であるがゆえに、政府の関心と干渉は相対的に薄いものであった。そこで、マルセイユ商人は、海軍主導の商館に代理店を置くという、利益の上がらないことに自ら耐えることを通して、逆に、自らが利益を出せるとする土地を、海軍による支配を待たずに新規開拓するという快挙を達成することができた。また、フランス当局では考え付かなかった、当時先端を行くイギリス型の競争原理を導入することにも積極的に試み、現地の行政官や指揮官、海軍将校を味方につけ、政策提言の陰の立役者となることにも成功したといえよう。

つまり、西アフリカのギニア湾では、①フランス政府が外交政策の制約下で貿易振興を目指し、②現地の行政官や指揮官、海軍将校が、フランス政府の指揮系統下で自らの存在価値を最大にするため、貿易振興（自国に利益をもたらす）と現地の治安維持（その点で現地事情に通じた商人との交流が欠かせない）を目指し、③商人が、自らの利益のため、現地の治安の危うさという制約下で、効率的な植民地貿易の実施を目指した。海軍の海洋覇権戦略は、この三者のせめぎあいと工夫によって、その時々で政策の優位性を柔軟に変えており、総括して結論付けることは非常に難しい問題であると分かった。

## 終章

第二帝政期において、フランスの植民地が拡大したのは、イギリスに対する外交上の配慮という制約下で、経済的利益を追求し、航路の開発や海軍基地の構築という意味で海洋覇権戦略を展開させたからと結論付けられる。圧倒的な海軍力で海洋覇権を保持していたイギリスを刺激しないように配慮の姿勢を見せつつも、実質的に対抗できるだけの抑止力をつけるという難しい問題に、フランスは直面しており、この制約が、常に、フランス海軍と商人の行動に制約をかけていた。こうしたいわゆる“妥協”を内包する動きの象徴が、表紙に示されている旗で示されているといえよう。

各章の内容を整理すると、第 1 章では、ガンビア譲渡交渉問題に焦点を当て、植民地の獲得目的は、既存文献が主張するように経済利益の重視だけでは説明できず、海洋戦略的側面を考慮する必要があることを示した。

第 2 章では、海洋戦略的側面に焦点を当て、植民地拡大の経緯を分析した。前半では、地中海におけるアルジェリアと、大西洋におけるギアナが、フランス植民地拡大に重要な海洋覇権の拠点となっていることを証明した。また、クリミア戦争が契機となって、極東にまで拠点を拡大していくが、その背景に、イギリスに対する配慮と抑止力が混在していることを示した。

第 3 章では、海洋覇権を拡大する契機となったクリミア戦争を概観し、クリミア戦争の経験から行われたその後の海軍改革は、海軍装備の近代化と、海軍募集システムの再構築、および輸送能力の強化を中心に実施されたことを言及した。

第 4 章では、植民地拡大に大きく貢献した海軍の中でも、特に植民地防衛の任を負った海軍部隊について検討した。第二帝政期は、フランス海軍にとって黎明期であり、海軍機構は柔軟性を持っていたといえる。既存文献は、この柔軟性が、海軍組織の変遷において、行政組織改革の一貫性のなさであると批判した。しかし、本章では、この柔軟性こそが、植民地防衛と技術革新に直接携わる海軍部隊の機動力を高めたと評価した。

補章では、フランス植民地拡大に商人がどのように関わっていたのか、マルセイユ商人レジ兄弟を例に分析した。具体的には、彼ら主導で実施した貿易拠点の確保と、政府主導で彼らを誘致して行われた貿易拠点の確保では、商業的利益に大きな相違があることを示した。さらに、たとえ商人主導の貿易拠点の方が、商業利益を高く享受できるとしても、その拠点を全面的に支援することが出来ないフランス政府のジレンマと、そのはざまに立って翻弄される海軍の一貫性のなさを指摘することで、経済的、外交的側面の双方から、

それぞれの立場を考慮した包括的な植民地戦略を浮き彫りにした。

現在のアフリカ各国は、地域統合を促進させることで、貿易や投資を円滑にできる環境を整えようとしている。その背景には、西・中央アフリカで 60 年以上も安定的な地域統合を成し遂げてきた CFA フラン圏の存在を抜きには語れない。CFA フラン圏各国は、論文の中でも触れられたセネガルやガボンを含む、宗主国をフランスにもつ国々の集合である。共通の通貨を用いて、その通貨をフランス・フラン（1999 年のユーロ導入後はユーロ）に対して固定するというシステムを採用している。宗主国がイギリスであった他のアフリカの国々が、物価上昇や、交易条件の悪化に悩む時期もある中、比較的安定的な国家運営を成し遂げてきた。その背景には、他の国々が 1960 年代に「完全独立」という名の下で宗主国（特にイギリス）から完全放棄される中で、フランスが現在に至ってもなお、この CFA フラン圏加盟国に対する金融支援を惜しまない姿勢があることに言及しておく必要があるだろう。ではどうして、CFA フラン圏加盟国の各国が、独立してもなお、このような支援を受け続けられたのであろうか。

第二帝政期の植民地政策を評価する時、本論文では、フランスとイギリスでは、植民地に対する考え方に差異があることを示唆した。つまり、イギリスが、経済的利益を優先し、自国と植民地を峻別するのに対して、フランスは、西アフリカのウィダーでのフランスコミュニティや、極東での海軍工廠建設など、植民地にフランスの存在をアピールすることを優先した。時には、植民地を内包する包括的フランスの繁栄を考えていたのではないか。植民地に対するこの差異が、第二帝政後の植民地戦略にも引き継がれ、現在に至るまでその足跡を残しているといえよう。まさに植民地獲得に向けて動き出した第二帝政期に、その差異を生み出す萌芽を見つけられたという意味でも、本論文の追加的貢献があるといえよう。

今後は、商人に目を向けて、フランス本国と植民地の関係を検討したい。



## 史料

- Annales Maritimes et Coloniales*, 1835, 1835, 1841, 1844, 1846, 1855.
- British Parliamentary Papers*, Shannon Ireland, 1970.
- Bulletin Officiel de la Marine*, 1848, 1852, 1855, 1856, 1858, 1860, 1861, 1863, 1864, 1866, 1868, 1869, 1870.
- Hansard's Parliamentary Debates, 3rd Series*: commencing with the accession of William IV, 33° & 34° VICTORIA, 1870.
- Loeuvre de Napoléon III*, Paris, Amyot, 1854.
- Ministère de la Marine et des Colonies, Revue Maritime et Coloniale*, t.2e, Paris, 1864.
- MQ52/24, 3, Chambre de Commerce de Marseille, Archives.
- MQ52/36, 13, Chambre de Commerce de Marseille, Archives.
- SEN/I/25, Archives Nationales d'Outre-mer.
- Les Régis au Dahomey, un Centenaire Familial, Marseille, 1941.
- Malaizé, J. R. M., *Essai Historique et Chronologique sur les Troupes d'Artillerie et d'Infanterie de Marine*, Brest, 1853.
- Sapia, H., *De l'Organisation de l'Artillerie au point de vue du Service de la Flotte et de la Défense des Colonies et des Côtes*, Paris, 1853.
- 神戸又新日報、1913.7.20.

## 参考文献

- Battesti, *La Marine au XIX<sup>e</sup> Siècle, Interventions Extérieures et Colonies*, Paris, 1993.
- Battesti, M., *La Marine de Napoléon III: Une Politique Naval*, 2 vols, Service Historique de la Marine, 1997. (Thèse de doctorat d'histoire de Université de Savoie, Décembre 1996)
- Baxter, J. P., *Naissance du Cuirassé*, (The introduction of the ironclad warship), Annapolis, 2001.
- Bouche, D., *Flux et Reflux (1815-1962), Histoire de la Colonization Française*, Fayard, Paris, 1991.
- Daumalin, *Marseille et L'Ouest Africain L'Outre-mer des Industriels (1841-1956)*, Histoire du Commerce et de L'Industrie de Marseille XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> Siècles Tome VIII, Chambre de Commerce et d'Industrie Marseille-Provence, 1992,
- Delaunay, *Historique de l'Artillerie de la Marine*, Paris, 1889.
- Fouck, S. M. L., *La Guyane Française au temps de l'Esclavage, de l'Or et de la Francisation, 1802-1946*, Paris, 1999.
- Frémeaux, J., *De Quoi Fut Fait l'Empire. Les Guerres Coloniales au XIXe Siècle*, Paris, 2010.
- Gray, J. M., *A History of the Gambia*, London, 1996.
- Hargreaves, J. D., *Prelude to the Partition of West Africa*, London, 1963.
- Marnot, B., *Les Grands Ports de Commerce Français et la Mondialisation au XIXe Siècle (1815-1914)*, Paris, 2011.

- Masson, P. and Battesti, M., *La Révolution Maritime du XIXe Siècle*, Lavauzelle, 1987.
- Newbury, C. W. and Kanya-Forstner, A. S., French Policy and The Origins of The Scramble For West Africa, *Journal of African History*, vol. 10, no. 2, pp. 253-276, 1969.
- Patard, L. A. A., *Historique de la Commission d'Expérience de Gâvre (1829-1930)*, Paris, 1930.
- Pluchon, P., *Histoire de la Colonisation Française*, Fayard, 1991.
- Rousset, C., *Histoire de la Guerre de Crimée*, t.1, Hachette, 1877.
- Saint Martin, Y. J., *Le Sénégal sous le Second Empire, Naissance d'un Empire Colonial (1850-1871)*, Paris, 1989.
- Simms, B., *Ministers of Europe: British Strategic Culture, 1714-1760*, Scott, H. and Simms, B. (ed.), *Cultures of Power in Europe during the Long Eighteenth Century*, Cambridge University Press, 2007.
- Taillemite, E., *Dictionnaire Illustré de la Marine*, 1962.
- Taillemite, E., *Les Archives de la Marine Conservées aux Archives Nationales*, 1980.
- Taillemite, E., *Dictionnaire des Marins Français*, 1982.
- Taillemite, E., *Histoire Ignorée de la Marine Française*, Nouvelle édition, Perrin, 2003.
- 阿河雄二郎「近世フランスの海軍と社会－海洋世界の「国民化」－」金澤周作編『海のイギリス史－闘争と共生の世界史－』昭和堂、2013年。
- 阿河雄二郎「近世の英仏海峡－モリューの近業に寄せて－」『関西学院史学』第40号、2013年。
- 秋田茂「帝国と軍隊－イギリスの植民地支配とインド軍－」濱下毅、川北稔編『支配の地域史』地域の世界史11、山川出版社、2000年。
- 朝倉弘教『世界関税史』日本関税協会、1983年、265頁。
- ウィンチ、杉原四郎・本山美彦訳『古典派政治経済学と植民地』未来社、1955年。
- サラ・パーマー「＜海を知る＞－海事史の現在－」『西洋史学』2011年。
- 杉本宗子「19世紀中葉における西アフリカ植民地ガンビアーイギリスからフランスへの譲渡をめぐる諸問題－」修士論文、神戸大学、2008年。
- 竹内幸雄『自由貿易主義と大英帝国、アフリカ分割の政治経済学』信評論、2003年。
- 中武香奈美「幕末の横浜駐屯フランス陸軍部隊」『横浜開港資料館紀要』第十四号、1996年、横浜開港資料館。
- 宮下雄一郎「フランス海軍とパスク・ブリタニカ」田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、2006年。
- 村上衛「十九世紀中葉、華南沿海秩序の再編－イギリス海軍と閩粵海盜－（特集アジア東方海域の近世）」『東洋史研究』第63号（3）、2004年。
- 矢吹啓「20世紀初頭の英国海軍史における修正主義－フィッシャー期、1904-1919－」『歴史学研究』2009年。
- 横井勝彦『アジアの海の大英帝国』同文館、1988年。

リチャード・シムズ、矢田部厚彦訳『幕末・明治日仏関係史－1854～1895－』ミネルヴァ書房、2010年。

J.ブヴィエ、権正康男・中原嘉子訳『フランス帝国主義研究』御茶ノ水書房、1974年。